規　　定　　集

目　　次

（条例）
甲府市環境基本条例 ・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
甲府市環境保全条例 ・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
甲府市環境保全条例施行規則 ・・・・・・・・・・・・・・ 8
甲府市が設置する一般廃棄物処理施設に係る
　生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例 ・・・・・・・ 10
甲府市が設置する一般廃棄物処理施設に係る
　生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例施行規則 ・・・ 12
甲府市公害防止施設等設備資金貸付条例 ・・・・・・・・・・ 13
甲府市公害防止施設等設備資金貸付条例施行規則 ・・・・・・・・・ 15
甲府市浄化槽事業条例 ・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16
甲府市浄化槽事業条例施行規則 ・・・・・・・・・・・・・・ 20
甲府市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例 ・・・・・・・・・・ 22
甲府市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則 ・・・・・・・ 25
甲府市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例 ・・・ 27
甲府市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例施行規則 ・・・ 37
甲府市リサイクルプラザ条例 ・・・・・・・・・・・・・・・ 45
甲府市リサイクルプラザ条例施行規則 ・・・・・・・・・・・・・ 48
市町村から委託を受けて非常災害により生じた
　廃棄物の処分を行うための一般廃棄物処理施設に係る
　　生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例 ・・・ 50
市町村から委託を受けて非常災害により生じた
　廃棄物の処分を行うための一般廃棄物処理施設に係る
　　生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例施行規則 ・・・ 52

（規則）
甲府市環境審議会規則 ・・・・・・・・・・・・・・・・・ 53
甲府市消毒用機械器具及び清掃用機械器具貸付規則 ・・・・・・・・ 54
甲府市清掃施設等周辺地域環境整備実施基準規則 ・・・・・・・・・・ 56

（要綱）
甲府市河川清掃補助金交付要綱 ・・・・・・・・・・・・・・ 57
甲府市環境監視員設置要綱 ・・・・・・・・・・・・・・・・ 58
甲府市クリーンエネルギー機器普及助成金交付要綱 ・・・・・・・・ 59
甲府市公害対策専門委員会設置要綱 ・・・・・・・・・・・・・ 61
甲府市ごみ集積所施設設置事業補助金交付要綱 ・・・・・・・・・・ 62
甲府市ごみ集積所防御ネット購入費補助金交付要綱 ・・・・・・・・ 64
甲府市指定ごみ袋の取扱いに関する要綱 ・・・・・・・・・・・ 65
甲府市し尿処理問題研究協議会実施要綱 ・・・・・・・・・・・ 68
甲府市市民立共同発電事業助成金交付要綱 ・・・・・・・・・・・ 69
甲府市集団回収運動報奨金交付要綱 ・・・・・・・・・・・・・ 71
甲府市浄化槽事業融資あっせん及び利子補給要綱 ・・・・・・・・・ 72
甲府市浄化槽指導要綱 ・・・・・・・・・・・・・・・・・ 74
甲府市浄化槽設置事業補助金交付要綱 ・・・・・・・・・・・・ 78
甲府市焼却灰処分地建設に伴う周辺整備等推進委員会設置要綱 ・・・ 81
甲府市しんぶんコンポスト等交付要綱 ・・・・・・・・・・・ 82
甲府市タベスケ事業実施要綱 ・・・・・・・・・・・・・・・ 83
甲府市地球温暖化対策実行計画推進委員会設置要綱 ・・・・・・・・ 84
甲府市地球温暖化対策推進本部設置要綱 ・・・・・・・・・・・ 85

甲府市電気自動車等普及助成金交付要綱　・・・・・・・・・・・　86
甲府市と笛吹市との間における
　ごみの処理に係る事務委託に関する運営委員会設置要綱　・・・・・・・　89
甲府市と笛吹市との間における
　ごみの処理に係る事務委託に関する協定書　・・・・・・・・・・・　90
甲府市と笛吹市との間における
　ごみの処理に係る事務委託に関する協定書の一部を変更する協定書　・・・　91
甲府市と笛吹市との間における
　ごみの処理に係る事務委託に関する規約　・・・・・・・・・・・　92
甲府市なでしこ工房人材バンク設置及び運営要綱　・・・・・・・　93
甲府市生ごみ処理機器購入補助金交付要綱　・・・・・・・・・・　94
甲府市生ごみ発酵促進剤ＥＭボカシ交付要綱　・・・・・・・・・・　96
甲府市廃棄物処理施設専門委員会設置要綱　・・・・・・・・・・　97
甲府市不用品活用情報センター設置及び運営要綱　・・・・・・・　98
甲府市ふれあい収集事業実施要綱　・・・・・・・・・・・・・・　100
甲府市ボランティア活動用ごみ袋取扱要綱　・・・・・・・・・・　102
甲府市民有地の埋立ごみ取扱要綱　・・・・・・・・・・・・・・　103
甲府市有価物回収事業補助金交付要綱　・・・・・・・・・・・　104
甲府市リサイクル活動補助金交付要綱　・・・・・・・・・・・　107
甲府市リサイクル推進員運営要綱　・・・・・・・・・・・・・・　108
甲府市リサイクルプラザ運営懇話会設置要綱　・・・・・・・・・・　109
地球環境問題庁内連絡会議設置要綱　・・・・・・・・・・・・・　110
民間活力による公共施設への太陽光発電導入事業に係る
　太陽光発電事業者選考審査委員会設置要綱　・・・　111

（要領）
甲府市一般廃棄物収集運搬業者に対する
　許可の取消し等に係る事務処理要領　・・・　112
甲府市家庭用指定ごみ袋及び指定ごみ袋用外袋への広告掲載要領　・・・　114
甲府市災害時し尿くみ取り等助成金交付要領　・・・・・・・・・・　117
甲府市浄化槽事務処理要領　・・・・・・・・・・・・・・・・・・　118
甲府市ゼロカーボンシティワーキンググループ設置要領　・・・・・・　120
甲府市廃棄物処理業者等不利益処分要領　・・・・・・・・・・・　121
甲府市廃棄物処理施設設置に関する指導要領　・・・・・・・・・・　124
甲府市リサイクル推進員連絡協議会要領　・・・・・・・・・・・　130

（協定書）
甲府市リサイクルプラザ熱源設備改修工事費の負担に係る協定書　・・・　131
甲府市リサイクルプラザの利用に関する協定書　・・・・・・・・・・　132
山梨県災害廃棄物等の処理に関する相互支援協定　・・・・・・・・・・　133

（基準）
甲府市ごみ集積所設置等に関する基準　・・・・・・・・・・・・　134
甲府市資源物ステーション設置に関する基準　・・・・・・・・・　136
甲府市なでしこ工房再生自転車の頒布に関する基準　・・・・・・・　137
甲府市廃棄物処理業行政処分適用基準　・・・・・・・・・・・・　138
廃棄物処理業者等に対する不利益処分の公表に関する基準　・・・　140

（内規）
改善命令の発出に関する内規　・・・・・・・・・・・・・・・・　142

（様式は省略）

○甲府市環境基本条例

平成13年3月23日
条例第5号

目次

第１章　総則(第1条～第6条)
第２章　環境の保全及び創造に関する施策の基本指針(第7条)
第３章　環境の保全及び創造に関する基本的施策(第8条～第21条)
第４章　地球環境保全の推進(第22条)
第５章　環境の保全及び創造に関する施策の推進体制(第23条・第24条)
第６章　環境審議会(第25条)
附則

第1章　総則

(目的)

第１条　この条例は、環境の保全及び創造について、基本理念を定め、並びに市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で安全かつ快適な生活を営むための良好な環境の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)　環境への負荷　人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

(2)　地球環境保全　人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で安全かつ快適な生活の確保に寄与するものをいう。

(3)　公害　環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。)、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下(鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。)及び悪臭によって、人の健康又は生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。)に係る被害が生ずることをいう。

(基本理念)

第３条　環境の保全及び創造は、次に掲げる事項を基本理念(以下「基本理念」という。)として行わなければならない。

(1)　すべての市民が健康で安全かつ快適な生活を営むことができる良好な環境を確保し、これを将来の市民に継承していくべきこと。

(2)　資源の適正な管理及び循環的な利用を図り、環境への負荷の少ない持続的に発展することが可能な社会を構築することを目的として、すべての者が公平な役割分担の下に主体的かつ積極的にこれに取り組むべきこと。

(3)　多様な生態系及び自然環境に配慮し、人と自然との健全な共生を図るべきこと。

(4)　地球環境保全が人類共通の課題であるとともに、市民の健康で安全かつ快適な生活を将来にわたって確保する上での課題であることを共通の認識として、あらゆる事業活動及び日常生活において、これを積極的に推進すべきこと。

(市の責務)

第４条　市は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の責務)

第５条　事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、及び自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。

2　前項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他環境の保全及び創造に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(市民の責務)

第６条　市民は、基本理念にのっとり、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

2　前項に定めるもののほか、市民は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

第2章　環境の保全及び創造に関する施策の基本指針

(施策の基本指針)

第７条　市は、環境の保全及び創造に関する施策を策定し、及び実施するに当たっては、基本理念にのっとり、次に掲げる事項を基本として、施策相互の有機的な連携を図りつつ、総合的かつ計画的に行わなければならない。

(1)　市民の健康が保護され、及び生活環境が保全され、並びに自然環境が適正に保全されるよう、大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素を良好な状態に保持すること。

(2)　生態系の多様性の確保を図るとともに、森林、農地、水辺地等における多様な自然環境を地域の自然的社会的条件

に応じて体系的に保全すること。

(3)　人と自然との豊かな触れ合いを保つこと。

(4)　環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会を構築するため、廃棄物の減量、資源の循環的な利用及びエネルギーの有効利用の推進を図ること。

第3章　環境の保全及び創造に関する基本的施策

(環境基本計画)

第８条　市長は、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境の保全及び創造に関する基本的な計画(以下「環境基本計画」という。)を定めなければならない。

2　環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1)　環境の保全及び創造に関する目標

(2)　環境の保全及び創造に関する施策の大綱

(3)　前2号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3　市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、市民及び事業者の意見を反映することができるよう、必要な措置を講じなければならない。

4　市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、甲府市環境審議会の意見を聴かなければならない。

5　市長は、環境基本計画を定めたときは、速やかに、これを公表しなければならない。

6　前3項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(年次報告)

第９条　市長は、毎年、市の環境の状況及び環境基本計画に基づき実施された施策の実施状況を明らかにするため、年次報告書を作成し、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第１０条　市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施しようとするときは、環境基本計画の定めるところに従い、環境の保全及び創造について配慮しなければならない。

(規制の措置)

第１１条　市は、公害その他の環境の保全上の支障を防止するため、その原因となる行為に関し、必要な規制の措置を講ずるものとする。

(協定の締結)

第１２条　市長は、環境の保全上の支障を防止するため必要があると認めるときは、事業者等と環境の保全に関する協定を締結するものとする。

(誘導的措置)

第１３条　市は、事業者及び市民が自ら環境への負荷を低減するための適切な措置をとるように誘導するため、必要かつ適正な措置を講ずるように努めるものとする。

(環境の保全及び創造に関する施設の整備等)

第１４条　市は、下水道、廃棄物の処理施設その他の環境の保全上の支障の防止に資する公共的施設の整備を図るため、必要な措置を講ずるものとする。

2　市は、公園、緑地その他の公共的施設の整備その他の自然環境の適正な整備及び健全な利用を図るための事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(廃棄物の減量の推進等)

第１５条　市は、環境への負荷の低減を図るため、市民及び事業者による廃棄物の減量、資源の循環的な利用及びエネルギーの有効利用が推進されるよう、必要な措置を講ずるものとする。

2　市は、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、製品、役務等の利用の促進を図るため、必要な措置を講ずるものとする。

(環境の保全及び創造に関する教育等の推進)

第１６条　市は、市民、事業者又はこれらの者の組織する民間の団体(以下「民間団体等」という。)が、環境の保全及び創造についての理解を深め、民間団体等の環境の保全及び創造に関する活動を行う意欲が増進されるよう、環境の保全及び創造に関する教育及び学習の推進に努めるものとする。

2　市は、特に児童及び生徒の環境の保全及び創造に関する教育及び学習を積極的に推進するように努めるものとする。

(民間団体等の自発的な活動の促進)

第１７条　市は、民間団体等が自発的に行う緑化活動、環境美化活動、再生資源に係る回収活動その他の環境の保全及び創造に関する活動を促進するため、技術的な指導又は助言その他必要な措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

第１８条　市は、環境の保全及び創造に資するため、環境の保全及び創造に関する情報を収集するとともに、個人及び法人の権利及びその利益の保護に配慮しつつ、その情報を適切に提供するように努めるものとする。

(調査の実施等)

第１９条　市は、環境の保全及び創造に関する施策を策定し、及び推進するため、環境の状況を把握するとともに、必要な調査及び研究を行うものとする。

2　市は、環境の状況を的確に把握し、環境の保全及び創造に関する施策を適正に実施するために必要な監視、測定等の

体制を整備するものとする。

(財政上の措置)

第２０条　市は、環境の保全及び創造に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるように努めるものとする。

(市民の意見の反映)

第２１条　市は、環境の保全及び創造に関する施策に市民の意見を反映するため、市民から提言を受けるための措置その他必要な措置を講ずるものとする。

第4章　地球環境保全の推進

(地球環境保全の推進)

第２２条　市は、地球環境保全に貢献することのできる施策を推進するものとする。

2　市は、国、他の地方公共団体又は民間団体等と連携し、地球環境保全に関する国際協力を推進するように努めるものとする。

第5章　環境の保全及び創造に関する施策の推進体制

(推進体制の整備)

第２３条　市は、市の機関相互の緊密な連携及び施策の調整を図り、環境の保全及び創造に関する施策を推進するための体制を整備するものとする。

2　市は、市民及び事業者と協力し、環境の保全及び創造に関する施策を効果的に推進するための体制を整備するものとする。

(国及び他の地方公共団体との協力)

第２４条　市は、広域的な取組を必要とする環境の保全及び創造に関する施策については、国及び他の地方公共団体と協力して、その推進に努めるものとする。

第6章　環境審議会

(環境審議会)

第２５条　環境の保全及び創造に関する基本的事項について調査審議するため、甲府市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2　審議会は、次に掲げる事項を調査審議する。

(1)　環境基本計画に関する事項

(2)　公害の防止又は除去に関する重要事項

(3)　前2号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する基本的事項

3　審議会は、環境の保全及び創造に関する基本的事項について、市長に意見を述べることができる。

4　審議会は、委員20人以内で組織する。

5　委員は、市民及び環境に関し知識経験を有する者のうちから市長が委嘱する。

6　委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

7　委員は、再任されることができる。

8　審議会は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その説明又は意見を聴くことができる。

9　第4項から前項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則

(施行期日)

1　この条例は、平成13年4月1日から施行する。

(甲府市公害対策審議会条例及び甲府市環境保全基本条例の廃止)

2　次に掲げる条例は、廃止する。

(1)　甲府市公害対策審議会条例(昭和45年10月条例第34号)

(2)　甲府市環境保全基本条例(昭和50年12月条例第41号)

(甲府市公害防止施設等設備資金貸付条例の一部改正)

3　甲府市公害防止施設等設備資金貸付条例(昭和46年3月条例第15号)の一部を次のように改正する。

次のよう　略

(甲府市公害防止条例の一部改正)

4　甲府市公害防止条例(昭和46年7月条例第25号)の一部を次のように改正する。

次のよう　略

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

5　特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年10月条例第22号)の一部を次のように改正する。

次のよう　略

○甲府市環境保全条例

平成22年6月23日
条例第25号
改正　平成30年12月26日条例第60号
令和3年12月24日条例第35号

目次

第1章　総則（第1条～第5条）
第2章　公害の防止（第6条～第14条）
第3章　生活環境の保全（第15条～第26条）
第4章　地球温暖化の防止に関する施策（第27条～第30条）
第5章　雑則（第31条～第35条）
第6章　罰則（第36条～第39条）
附則

第1章　総則

（目的）

第1条　この条例は、甲府市環境基本条例（平成13年3月条例第5号）の基本理念にのっとり、公害の防止のための規制その他の措置を講ずることにより、環境への負荷の低減を図るとともに、市、事業者及び市民の自覚と協力のもとに生活環境の保全及び地球温暖化の防止に関する施策を推進し、もって現在及び将来にわたって良好な環境を確保することを目的とする。

（定義）

第2条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)　環境への負荷　人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

(2)　地球温暖化　人の活動に伴って発生する温室効果ガスが大気中の温室効果ガスの濃度を増加させることにより、地球全体として、地表及び大気の温度が追加的に上昇する現象をいう。

(3)　公害　事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる騒音、振動、大気の汚染、水質の汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌の汚染、悪臭及び地盤の沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。以下「騒音等」という。）によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。）に係る被害が生ずることをいう。

(4)　特定施設　事業活動を行う工場又は事業場に設置されている施設のうち、生活環境を阻害する騒音等を発生させ、又は排出する施設であって規則で定めるものをいう。

(5)　廃棄物　廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）第2条第1項に規定する廃棄物をいう。

(6)　路上喫煙　道路、公園その他屋外の公共の場所において、たばこを吸うこと又は火の付いたたばこを所持することをいう。ただし、道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第9号に規定する自動車（同法第3条に規定する大型自動二輪車及び普通自動二輪車を除く。）の車内においてこれらの行為を行うことを除く。

（市の責務）

第3条　市は、生活環境の保全及び地球温暖化の防止を図るため、必要な施策を実施するとともに、自らが率先して環境への負荷の低減に努めなければならない。

（事業者の責務）

第4条　事業者は、その事業活動に伴って生ずる生活環境の保全上の支障を防止するため、自己の責任と負担において、必要な措置を講ずるとともに、地球温暖化の防止に積極的に取り組み、市が実施する施策に協力しなければならない。

2　事業者は、公害を防止するため、自己の使用する施設に係る公害の発生原因となるおそれのあるものを常時監視し、適正に管理しなければならない。

（市民の責務）

第5条　市民は、その日常生活において、生活環境の保全及び地球温暖化の防止に自ら努めるとともに、市が実施する施策に積極的に協力しなければならない。

第2章　公害の防止

（公害発生の防止義務）

第6条　何人も公害を発生させないよう努めなければならない。

（規制基準の設定）

第7条　市長は、規制基準（特定施設において事業活動を行う者が発生させ、又は排出する騒音等の量、濃度又は程度の許容限度をいう。以下同じ。）を規則で定めなければならない。

2　市長は、前項の規定により規制基準を定めようとするときは、あらかじめ甲府市環境基本条例第25条に規定する甲府市環境審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴かなければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

3　市長は、第1項の規定により規制基準を定めたときは、当該規制基準を公示しなければならない。これを変更し、又は廃止したときも、同様とする。

（規制基準の遵守）

第8条　特定施設を設置している者は、規制基準を遵守しなければならない。

（特定施設の設置の届出）

第9条　特定施設を設置しようとする者は、あらかじめ次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

(1)　氏名及び住所（法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

(2)　工場又は事業場の名称及び所在地

(3)　特定施設の種類、構造並びに使用及び管理の方法

(4)　騒音等の処理又は防止の方法

(5)　その他市長が必要と認める事項

（指導又は勧告）

第10条　市長は、公害が発生し、又は公害が発生するおそれがあると認められるときは、特定施設においてその騒音等を発生させ、又は排出する者に対し、公害の防止について必要な措置を講ずるよう指導し、又は勧告しなければならない。

2　前項の規定による指導又は勧告を受けた者は、速やかにその防止について必要な措置を講じなければならない。

（改善命令）

第11条　市長は、前条第2項の措置を講じない者に対し、公害の防止に必要な限度において、期限を定めて騒音等の処理又は防止の方法の改善その他必要な措置を命ずることができる。

（停止命令）

第12条　市長は、前条の規定による命令を受けた者がその命令に従わないときは、騒音等を発生させ、又は排出している施設の使用の停止その他必要な措置を命ずることができる。

2　市長は、前項の命令をしようとするときは、審議会の意見を聴くとともに、当該命令を受ける者に弁明の機会を与えるものとする。

（措置の届出）

第13条　第10条第1項の規定による指導若しくは勧告又は第11条及び前条第1項の規定による命令を受けた者は、その指導若しくは勧告又は命令に基づく措置を行ったときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

（公害防止協定）

第14条　市長は、生活環境の保全に関し必要があると認めるときは、公害を発生するおそれがある施設の設置者と公害防止に関する協定を締結することができる。

第3章　生活環境の保全

（投棄の禁止）

第15条　何人も、道路、河川、公園その他の公共の場所及び他人が所有し、占有し、又は管理する場所において、廃棄物をみだりに捨ててはならない。

（廃棄物の散乱防止）

第16条　何人も、屋外において自ら生じさせた廃棄物を持ち帰り、又は適切に処理することにより、廃棄物の散乱の防止に努めなければならない。

（喫煙者の心得）

第17条　何人も、公共の場所で喫煙するときは、備付けの灰皿又は携帯用の吸殻入れを使用し、吸殻を適切に処理するよう努めなければならない。

（路上喫煙禁止区域の指定等）

第18条　市長は、路上喫煙を特に禁止する必要があると認める区域を路上喫煙禁止区域（以下「禁止区域」という。）として指定することができる。

2　市長は、禁止区域を指定しようとするときは、地域団体、関係機関等の意見を聴かなければならない。

3　市長は、禁止区域を指定したときは、その旨を告示するものとする。

4　市長は、必要があると認めるときは、第1項の規定により指定した禁止区域を変更し、又はその指定を解除することができる。

5　第2項及び第3項の規定は、前項の規定により禁止区域を変更し、又は指定を解除しようとする場合について準用する。

（路上喫煙の禁止）

第19条　何人も、禁止区域において、路上喫煙をしてはならない。ただし、市長が指定した喫煙場所においては、この限りでない。

（飲料等販売事業者の義務）

第20条　容器入り飲料等を販売する事業者（自動販売機によって販売する者を含む。）は、その販売する場所に飲料等の入っていた缶、瓶等を回収するための容器を設置し、これを適正に管理しなければならない。

第21条　削除

（平30条例60）

（土地等の管理義務）

第22条　土地又は建物の所有者、占有者又は管理者（次条において「所有者等」という。）は、当該土地又は建物が雑草（灌（かん）木その他これに類するものを含む。以下同じ。）の繁茂又は廃棄物の放置により、不適切な状態（不衛生、犯罪の誘発、美観を損なう等生活環境を阻害する要因となるおそれのある状態をいう。以下同じ。）にならないように管理しなければならない。

（雑草又は廃棄物の除去の申出）

第23条　市長は、所有者等に特別の理由があると認めるときは、土地又は建物に繁茂した雑草又は放置された廃棄物を当該所有者等の申出により除去することができる。

2　前項の規定による除去に要する費用は、当該所有者等の負担とする。

（野外焼却の禁止）

第24条　何人も、廃棄物処理法その他の法令に定める場合を除き、廃棄物を野外で焼却してはならない。

（指導又は勧告）

第25条　市長は、第15条及び第20条から第22条までの規定に違反した者に対し、その周辺の生活環境の保全を図るために必要な限度において指導し、又は期限を定めて必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

（命令等）

第26条　市長は、前条の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなく勧告に従わないときは、期限を定めてその勧告に従うべきことを命ずることができる。

2　前条の規定による指導若しくは勧告又は前項の規定による命令を受けた者は、その指導若しくは勧告又は命令に基づく措置を行ったときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

第4章　地球温暖化の防止に関する施策

（地球温暖化対策の推進）

第27条　何人も、地球温暖化防止のため、エネルギーの効率的な利用、環境への負荷の少ないエネルギーへの転換及び資源の循環的な利用により、温室効果ガスの排出の量の削減等（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第2条第2項に規定する温室効果ガスの排出の量の削減等をいう。）に努めなければならない。

（市、事業者及び市民の取組）

第28条　市は、地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するため、地球温暖化対策に関する計画を策定し、本市の区域内における温室効果ガスの排出量の削減目標（以下「削減目標」という。）を定め、当該削減目標を達成するための施策を実施しなければならない。

2　事業者及び市民は、事業活動及び日常生活において、温室効果ガスの排出量の削減のために必要な措置を講ずるとともに、市が実施する削減目標を達成するための施策に協力しなければならない。

（緑化の推進）

第29条　市は、事業者及び市民の緑化に関する意識の高揚に努め、その管理する場所において、樹木等の植栽に努めなければならない。

2　事業者及び市民は、その所有し、占有し、又は管理する建物の敷地に樹木等を植栽し、緑豊かな環境を育成するよう努めなければならない。

（結果の公表）

第30条　市長は、毎年度、地球温暖化対策の進捗状況を把握し、これを基に削減目標の達成状況等について検証を行うとともに、その結果を公表しなければならない。

第5章　雑則

（報告の徴収）

第31条　市長は、第2章の規定の施行に必要な限度において、特定施設を設置している者に対し、施設の状況その他必要な事項について報告させることができる。

（立入調査）

第32条　市長は、この条例の施行に必要な限度において、当該職員に騒音等を発生させ、若しくは排出している特定施設又は雑草の繁茂若しくは廃棄物の放置により不適切な状態となっている土地若しくは建物に立ち入り、その施設、関係書類その他の物件について必要な調査をさせることができる。

2　前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3　第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（公表）

第33条　市長は、第12条第1項又は第26条第1項の規定による命令を受けた者が、正当な理由がなくその命令に従わないときは、その者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）、住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）及びその違反の状況を公表することができる。

2　市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ審議会の意見を聴くとともに、公表されるべき者にその理由を通知し、意見を述べる機会を与えなければならない。

（援助措置）

第34条　市長は、生活環境の保全のため、公害防止の施設の設置又は改善について、必要な資金のあっせん、技術的な助言その他の援助措置を講ずるよう努めるものとする。

（委任）

第35条　この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第6章　罰則

第36条　第12条第1項の規定による命令に違反した者は、1年以下の懲役又は10万円以下の罰金に処する。

第37条　次の各号のいずれかに該当する者は、2万円以下の罰金に処する。

(1)　第9条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

(2)　第31条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

(3)　第32条第1項の規定による立入調査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第38条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前2条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、各本条の罰金刑を科する。

第39条　第26条第1項の規定による命令に違反した者は、5万円以下の過料に処する。

附　則

（施行期日）

1　この条例は、平成22年10月1日から施行する。

（甲府市公害防止条例等の廃止）

2　次に掲げる条例は、廃止する。

(1)　甲府市公害防止条例（昭和46年7月条例第25号）

(2)　あき地に繁茂した雑草の除去に関する条例（昭和47年10月条例第30号）

(3)　甲府市環境の美化に関する条例（平成14年3月条例第2号）

（経過措置）

3　この条例の施行の際現に特定施設を設置している者又は設置の工事をしている者に対する第9条の規定の適用については、同条中「設置しようとする者は、あらかじめ」とあるのは、「現に設置している者又は設置の工事をしている者は、この条例の施行の日以後遅滞なく」とする。

4　この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附　則（平成30年12月26日条例第60号）抄

（施行期日）

1　この条例は、平成31年4月1日から施行する。

附　則（令和3年12月24日条例第35号）

この条例は、公布の日から施行する。

○甲府市環境保全条例施行規則

平成22年9月28日
規則第34号
改正　令和元年9月27日規則第9号

（趣旨）
第1条　この規則は、甲府市環境保全条例（平成22年6月条例第25号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。
（特定施設）
第2条　条例第2条第4号の規則で定める施設は、別表第1に掲げる施設とする。
（規制基準）
第3条　条例第7条第1項の規則で定める規制基準は、別表第2のとおりとする。
（特定施設の設置等の届出）
第4条　条例第9条の規定による設置に係る届出は、特定施設設置届出書（第1号様式）により行うものとする。
2　条例第9条の規定による変更に係る届出は、同条第1号及び第2号に掲げる事項にあっては特定施設氏名等変更届出書（第2号様式）により、同条第3号から第5号までに掲げる事項にあっては特定施設構造等変更届出書（第3号様式）により行うものとする。
3　条例第9条の規定による廃止に係る届出は、特定施設廃止届出書（第4号様式）により行うものとする。
（特定施設に係る措置の届出）
第5条　条例第13条の規定による届出は、特定施設改善措置届出書（第5号様式）により行うものとする。
（路上喫煙禁止区域の指定の告示）
第6条　条例第18条第3項（同条第5項において準用する場合を含む。）の規定による告示は、次に掲げる事項について行うものとする。
(1)　禁止区域の名称
(2)　禁止区域を指定し、変更し、又は解除する範囲
(3)　禁止区域を指定し、変更し、又は解除する期日
（缶、瓶等の回収容器）
第7条　条例第20条に規定する回収容器は、次に掲げる要件を備えたものとする。
(1)　金属、プラスチックその他容易に破損しない材質であること。
(2)　投入が容易でかつ安定性があること。
(3)　缶、瓶等の回収に支障のない容積を有すること。
2　前項の回収容器は、容器入り飲料等を販売する場所から5メートル以内の適当と認められる場所に設置するものとする。
（雑草又は廃棄物の除去の申出等）
第8条　条例第23条第1項に規定する申出は、雑草等除去申出書（第6号様式）により行うものとする。
2　市長は、前項の申出があったときは、当該申出の内容について調査し、その結果を雑草等除去承諾通知書（第7号様式）又は雑草等除去不承諾通知書（第8号様式）により、申出者に通知するものとする。
3　前項の雑草等除去承諾通知書を受けた者は、市長が指定する納入期限までに、条例第23条第2項に規定する費用を納入しなければならない。
（生活環境に係る措置の届出）
第9条　条例第26条第2項の規定による届出は、生活環境改善措置届出書（第9号様式）により行うものとする。
（身分証明書）
第10条　条例第32条第2項の身分を示す証明書は、身分証明書（第10号様式）とする。
（公表）
第11条　条例第33条第1項の規定による公表は、甲府市公告式条例（昭和35年4月条例第9号）に定める掲示場に掲示するほか、甲府市公報に登載して行うものとする。
2　条例第33条第2項に規定する意見を述べる機会の付与は、市長が口頭ですることを認めたときを除き、意見書を提出して行うものとする。

附　則

1　この規則は、平成22年10月1日から施行する。
2　次に掲げる規則は、廃止する。
(1)　甲府市公害防止条例施行規則（昭和47年1月規則第2号）
(2)　あき地に繁茂した雑草の除去に関する条例施行規則（昭和47年10月規則第34号）
(3)　甲府市環境の美化に関する条例施行規則（平成14年5月規則第27号）

附　則（令和元年9月27日規則第9号）抄

1　この規則は、公布の日から施行する。

別表第1（第2条関係）

騒音に係る特定施設

(1)　貴石又は半貴石の加工用切断機及びバレル研磨機
(2)　機械プレス（金属加工用のもので、呼び加圧能力が98キロニュートン未満のものに限る。）
(3)　集じん機（固定式のものに限る。）

別表第2（第3条関係）

（令元規則9・改）

騒音に係る規制基準

時間の区分 区域の区分	昼間（午前8時から午後7時まで）	朝・夕（午前6時から午前8時まで及び午後7時から午後10時まで）	夜間（午後10時から翌日の午前6時まで）
第1種区域	50デシベル	45デシベル	40デシベル
第2種区域	55デシベル	50デシベル	45デシベル
第3種区域	65デシベル	60デシベル	50デシベル
第4種区域	70デシベル	65デシベル	60デシベル

備考

1　この表の第1種区域から第4種区域までの区域の区分は、騒音規制法（昭和43年法律第98号）第3条第1項の規定により市長が指定する地域で、同法第4条第1項の規定により区分した区域によるものとする。

2　第2種区域、第3種区域又は第4種区域内に所在する次に掲げるものの敷地の周囲おおむね50メートルの区域内における規制基準は、この表の値から5デシベルを減じた値とする。

(1)　学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校

(2)　児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する保育所

(3)　医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所であって患者を入院させるための施設を有するもの

(4)　図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館

(5)　老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の5に規定する特別養護老人ホーム

3　デシベルとは、計量法（平成4年法律第51号）別表第2に定める音圧レベルの計量単位をいう。

4　騒音の測定場所は、工場又は事業場の敷地境界線上とする。

5　騒音の測定は、計量法第71条の条件に合格した騒音計を用いて行うものとする。この場合において、周波数補正回路はA特性を、動特性は速い動特性(FAST)を用いることとする。

6　騒音の測定方法は、当分の間、日本産業規格Z8731に定める騒音レベル測定方法によるものとし、騒音の大きさの決定は、次のとおりとする。

(1)　騒音計の指示値が変動せず、又は変動が少ない場合は、その指示値とする。

(2)　騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値がおおむね一定の場合は、その変動ごとの指示値の最大値の平均値とする。

(3)　騒音計の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、測定値の90パーセントレンジの上端の数値とする。

(4)　騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値が一定でない場合は、その変動ごとの指示値の最大値の90パーセントレンジの上端の数値とする。

○甲府市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例

平成 12 年 7 月 11 日

条例第 28 号

改正　令和元年 6 月 28 日条例第 9 号

（目的）

第 1 条　この条例は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。）第 9 条の 3 第 2 項（同条第 9 項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定に基づき、同条第 1 項に規定する一般廃棄物処理施設の設置に係る届出及び同条第 7 項に規定する一般廃棄物処理施設の変更に係る届出に際し、市長が実施した周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査（以下「生活環境影響調査」という。）の結果及び法第 8 条第 2 項第 2 号から第 9 号までに掲げる事項を記載した書類（以下「報告書等」という。）の縦覧手続並びに生活環境の保全上の見地からの意見書（以下「意見書」という。）の提出の方法を定めることにより、設置又は変更に関し利害関係を有する者（以下「利害関係者」という。）に意見書を提出する機会を付与することを目的とする。

（令元条例 9・改）

（対象となる施設の種類）

第 2 条　報告書等の公衆への縦覧及び意見書を提出する機会の付与の対象となる一般廃棄物処理施設は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和 46 年政令第 300 号）第 5 条第 1 項に規定するごみ処理施設のうち焼却施設及び同条第 2 項に規定する一般廃棄物の最終処分場（以下「施設」という。）とする。

（縦覧等の告示）

第 3 条　市長は、法第 9 条の 3 第 2 項の規定により報告書等を公衆の縦覧に供し、利害関係者に意見書の提出の機会を付与しようとするときは、次に掲げる事項を告示するものとする。

(1)　施設の名称

(2)　施設の設置の場所

(3)　施設の種類

(4)　施設において処理する一般廃棄物の種類

(5)　施設の処理能力（施設が一般廃棄物の最終処分場である場合にあっては、埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量）

(6)　実施した生活環境影響調査の項目

(7)　縦覧の場所

(8)　縦覧の期間及び時間

(9)　利害関係者は意見書を提出できる旨

(10)　意見書の提出先及び提出期限

(11)　意見書を提出する者の氏名、住所その他の意見書に記載すべき事項

（縦覧の場所及び期間）

第 4 条　縦覧の場所は、次に掲げる場所とする。

(1)　甲府市環境部

(2)　その他市長が必要と認める場所

2　縦覧の期間は、前条の規定による告示の日から 1 月間とする。

（意見書の提出先及び提出期限）

第 5 条　意見書の提出先は、次に掲げる場所とする。

(1)　甲府市環境部

(2)　その他市長が必要と認める場所

2　意見書の提出期限は、前条第 2 項の縦覧期間の満了の日の翌日から起算して 2 週間を経過する日とする。

（環境影響評価との関係）

第 6 条　施設の設置又は変更に関し、環境影響評価法（平成 9 年法律第 81 号）又は山梨県環境影響評価条例（平成 10 年山梨県条例第 1 号）に基づく環境影響評価（生活環境影響調査に相当する内容を有するものに限る。）に係る告示、縦覧等の手続を経たものは、前 3 条に規定する手続を経たものとみなす。

（他の市町村との協議）

第 7 条　市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該区域を管轄する市町村の長に、報告書等の写しを送付し、当該区域における縦覧等の手続の実施について協議するものとする。

(1)　施設を他の市町村の区域に設置するとき。

(2)　施設の敷地が他の市町村の区域にわたるとき。

(3)　施設の設置又は変更により、生活環境に影響を及ぼす周辺地域に、他の市町村の区域が含まれるとき。

（非常災害に係る一般廃棄物処理施設についての準用）

第8条　第2条から前条までの規定は、法第9条の3の2第2項の規定により適用する法第9条の3第2項の規定に基づく非常災害に係る一般廃棄物処理施設の設置又は変更における報告書等の縦覧及び意見書の提出について準用する。この場合において、第4条第2項中「1月間」とあるのは「1月間の範囲内で、非常災害の状況を勘案して市長が必要と認める期間として当該告示で指定する期間」と読み替えるものとする。

（令元条例9）

（委任）

第9条　この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

（令元条例9・改）

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（令和元年6月28日条例第9号）

この条例は、公布の日から施行する。

○甲府市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例施行規則

平成 12 年 7 月 11 日
規則第 37 号
改正　平成 19 年 3 月 30 日規則第 32 号
平成 22 年 12 月 27 日規則第 47 号
令和元年 6 月 28 日規則第 7 号

（趣旨）

第 1 条　この規則は、甲府市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続きに関する条例（平成 12 年 7 月条例第 28 号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

（用語）

第 2 条　この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

（縦覧の期間等）

第 3 条　条例第 4 条第 2 項（条例第 8 条の規定により読み替えて準用する場合を含む。）の規定による縦覧の期間のうち、甲府市の休日を定める条例（平成元年 3 月条例第 13 号）第 1 条第 1 項に規定する市の休日については、報告書等の縦覧を行わない。

（令元規則 7・改）

2　縦覧の時間は、午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとする。

（平 19 規則 32・平 22 規則 47・改）

（縦覧の申請）

第 4 条　報告書等を縦覧しようとする者（以下「縦覧者」という。）は、備付けの縦覧簿に、住所、氏名その他必要な事項を記入し、縦覧の申請をしなければならない。

（縦覧者の遵守事項）

第 5 条　縦覧者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1)　報告書等を縦覧の場所から持ち出さないこと。

(2)　報告書等を汚損し、又は損傷しないこと。

(3)　他の縦覧者に迷惑を及ぼさないこと。

(4)　係員の指示があった場合には、それに従うこと。

2　市長は、前項の規定に違反した者に対し、縦覧を中止させ、又は禁止することができる。

（意見書の記載事項）

第 6 条　意見書を提出しようとする者は、次の各号に掲げる事項をすべて記載した書面により、これを行わなければならない。

(1)　氏名及び住所（法人にあっては、名称、代表者の氏名及び登記された事務所又は事業所の所在地）

(2)　意見書の提出の対象となる施設の名称

(3)　意見書の提出の対象となる施設の設置又は変更につき有する利害関係

(4)　生活環境の保全上の見地からの意見

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成 19 年 3 月 30 日規則第 32 号）

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附　則（平成 22 年 12 月 27 日規則第 47 号）

この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附　則（令和元年 6 月 28 日規則第 7 号）

この規則は、公布の日から施行する。

○甲府市公害防止施設等設備資金貸付条例

昭和46年3月31日
条例第15号

(目的)

第1条　この条例は、市内に住所を有する工場及び事業場等において、公害を防止するための施設又は除害施設(以下「公害防止施設等」という。)を設置し、又は改善するに必要な資金(以下「資金」という。)の低利貸付けを行い、市民の生活環境の向上に資することを目的とする。

(用語の意義)

第2条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(昭52条例31・全改、平13条例5・平15条例14・改)

(1)　公害　甲府市環境基本条例(平成13年3月条例第5号)第2条第3号に規定する公害をいう。

(2)　除害施設　下水道法(昭和33年法律第79号)第12条第1項に規定するものをいう。

(3)　組合　中小企業団体の組織に関する法律(昭和32年法律第185号)第3条第1項に定める事業協同組合、事業協同小組合、企業組合、協業組合及び商工組合並びに生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律(昭和32年法律第164号)に基づく生活衛生同業組合をいう。

(資格要件)

第3条　資金の貸付けを受けることができる者の資格要件は、次の各号に掲げるもののほか、規則で定める。

(昭52条例31・全改)

(1)　組合にあっては、当該組合又は当該組合の組合員である者の有する工場又は事業場等(市内にあるものに限る。)において公害防止施設等を設置し、又は改善しようとする組合であること。

(2)　組合でない者にあっては、次の要件を備えている者であること。

ア　市内に工場又は事業場等を有し、かつ、当該工場又は事業場等において公害防止施設等を設置し、又は改善しようとする者

イ　公害防止施設等を設置し、又は改善するための費用を支出することが困難であると認められる者

(金融機関への預託)

第4条　市は、資金の融資金として、一定の金額を市長が指定した金融機関(以下「特定金融機関」という。)に一定期間預託するものとする。

(特定金融機関の協力)

第5条　特定金融機関は、前条の規定に基づく預託金を原資金として市長の定める金融方針により、公害防止施設等を設置し、又は改善しようとする者に対して迅速かつ適正に貸付けをするものとする。

(貸付限度額)

第6条　資金の貸付限度額は、組合にあっては1,500万円、組合でない者にあっては500万円とする。

(利率)

第7条　資金の貸付利率は、年10.75パーセント以内とする。

2　市長は、予算の範囲内で利子の補給をすることができる。

(借入申込)

第8条　資金の貸付けを受けようとする者は、別に規則で定めるところにより、市長に対して借入れの申込みをしなければならない。

(決定通知)

第9条　市長は、前条の申込みがあったときは、貸付けの可否及び貸付額を決定し、その結果を申込者に通知するとともに特定金融機関に通知するものとする。

(資金の貸付)

第10条　特定金融機関は、前条の規定による貸付けの決定の通知を受けた者について貸付契約を締結し、資金の貸付けを行うものとする。ただし、特定金融機関において貸付けを不適当と認める者については、市長の承認を得て貸付けを行わないことができる。

(償還方法)

第11条　貸付金の償還は、6箇月すえ置き60箇月以内とし、元金均等の分割償還とする。ただし、償還期限前において繰上償還をすることができる。

(貸付契約の解除)

第12条　特定金融機関は、貸付期間中において資金の貸付けを受けた者が次の各号の一に該当したときは、市長の承認を得て貸付契約を解除することができる。

(昭52条例31・改)

(1)　公害防止施設等を設置し、又は改善しないとき。

(2)　公害防止施設等の設置又は改善を要する工場又は事業場等を他人に譲渡したとき。

(3)　この条例若しくはこの条例に基づく規則又は貸付契約に違反したとき。

2　前項の規定により貸付契約を解除された者は、前条の規定にかかわらず、元利未償還分を特定金融機関の告知する日までに完済しなければならない。

(委任)

第13条　この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則

1　この条例は、昭和46年4月1日から施行する。

2　甲府市中小企業資金融資貸付条例(昭和39年4月条例第20号)の一部を次のように改正する。

次のよう　略

3　この条例による改正前の甲府市中小企業資金融資貸付条例の規定に基づいて公害防止施設建設資金の貸付けを受け、この条例の施行の日の前日までにその償還を終らない者については、当該完済に至るまでなお従前の例による。

附　則(昭和52年9月30日条例第31号)

この条例は、公布の日から施行する。

附　則(平成4年3月26日条例第10号)

1　この条例は、平成4年4月1日から施行する。

2　この条例による改正後の甲府市公害防止施設等設備資金貸付条例の規定は、この条例の施行の日以後の申込みに係る貸付けについて適用し、同日前の申込みに係る貸付けについては、なお従前の例による。

附　則(平成13年3月23日条例第5号)抄

(施行期日)

1　この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附　則(平成15年3月26日条例第14号)

この条例は、公布の日から施行する。

○甲府市公害防止施設等設備資金貸付条例施行規則

昭和46年3月31日
規則第22号

(目的)

第1条　この規則は、甲府市公害防止施設等設備資金貸付条例(昭和46年3月条例第15号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(貸付額)

第2条　貸付額は、資金の貸付けを受けようとする者が当該公害防止施設等の設置又は改善を行うために必要な総経費の80パーセント以内とする。

(資格要件)

第3条　条例第3条に規定する規則で定める資格要件は、次の各号に掲げるものとする。

(1)　市税を完納していること。

(2)　貸付けを受けた資金の償還及び利子の支払について十分な能力を有すること。

(3)　確実な連帯保証人があること。

(連帯保証人の要件)

第4条　連帯保証人は、次の各号に掲げる要件を備えていなければならない。

(1)　本市に住所を有する者であること。

(2)　市税を完納している者であること。

(3)　資金の償還に応じ得る資力を有する者であること。

2　次の各号の一に該当する者は、連帯保証人となることができない。

(1)　資金の貸付けについて、相互に保証しようとする者

(2)　既に資金の貸付けを受けている者

(3)　既に資金の貸付けを受けている者の連帯保証人となっている者

(4)　市議会議員又は市職員

(連帯保証人変更等の届出)

第5条　資金の貸付けを受けている者は、連帯保証人を変更しようとする場合又は連帯保証人について次の各号の一に該当する場合は、速やかにその旨を市長に届出なければならない。

(1)　氏名、名称又は市内において住所を変更したとき。

(2)　前条第1項第1号に該当しなくなったとき。

(3)　前条第2項第2号又は第4号に定める者に該当することとなったとき。

2　前項の場合(同項第1号に該当する場合を除く。)において、資金の貸付けを受けている者は、新たに連帯保証人を定め、甲府市公害防止施設等設備資金貸付連帯保証人変更届(第1号様式)によって市長及び特定金融機関に届出て、その承認を得なければならない。

(申込みの手続)

第6条　条例第8条の規定により資金の貸付けを受けようとする者は、甲府市公害防止施設等設備資金貸付申込書(第2号様式)に公害防止施設等設備工事の設計書及び見積書を添えて、これを市長に提出しなければならない。

(特定金融機関との協議)

第7条　市長は、前条の規定による借入れの申込みがあったときは、資金の貸付けに関し、特定金融機関と協議するものとする。

(貸付けの決定通知)

第8条　条例第9条の規定による申込者への貸付けの決定通知は、甲府市公害防止施設等設備資金貸付決定通知書(第3号様式)によってするものとする。

(住所等変更の届出)

第9条　資金の貸付けを受けている者は、住所、氏名又は名称を変更したときは、速やかにその旨を市長に届出なければならない。

(工事の着手及び完成報告)

第10条　資金の貸付けを受けた者は、速やかに公害防止施設等の設置又は改善の工事に着手し、工事が完成したときは、その日から10日以内に甲府市公害防止施設等設備工事完成報告書(第4号様式)により、市長に報告しなければならない。

(貸付け及び償還状況の報告)

第11条　特定金融機関は、毎年度市長の定める期日までに貸付け及び償還の状況を市長に報告しなければならない。

附　則

この規則は、昭和46年4月1日から施行する。

附　則(昭和52年9月30日規則第32号)

この規則は、公布の日から施行する。

○甲府市浄化槽事業条例

平成23年3月31日
条例第1号
改正　平成26年3月26日条例第2号
令和元年9月27日条例第12号

（目的）

第1条　この条例は、公設浄化槽の設置及び管理に関し必要な事項を定めることにより、汚水の適正な処理の促進を図り、もって市民の生活環境の保全、公衆衛生の向上及び公共用水域の水質の保全に資することを目的とする。

（定義）

第2条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)　汚水　し尿及び雑排水（工場廃水、雨水その他の特殊な排水を除く。）をいう。

(2)　公設浄化槽　浄化槽本体及びこれに附帯する排水施設で市が設置し、及び管理するものをいう。

(3)　建物所有者等　既に建築されている住宅、事業所等の所有者又は建築中若しくは建築する予定の住宅、事業所等の建築主をいう。

(4)　使用者　汚水を公設浄化槽に排除し、これを使用する者をいう。

(5)　排水設備　汚水を公設浄化槽に流入させ、又は公設浄化槽で処理した汚水を放流するための排水管その他の排水施設（公設浄化槽に含まれる部分を除く。）をいう。

2　前項に規定するもののほか、この条例において使用する用語は、浄化槽法（昭和58年法律第43号）で使用する用語の例による。

（公設浄化槽の設置等）

第3条　公設浄化槽は、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第32条第1項第1号の表中の規定に基づき国土交通大臣が定める方法により算定した設置すべき浄化槽の処理対象人員が100人以下となる住宅、事業所等に設置する。この場合において、上下水道事業管理者が指定する水源を保護する区域に設置する公設浄化槽は、高度処理型のものとする。

2　前項の規定による公設浄化槽の設置は、各戸（共同住宅にあっては、各共同住宅）ごとに行うものとする。ただし、地形等の特殊状況により各戸ごとの設置ができないときは、この限りでない。

3　公設浄化槽の設置の対象となる区域（以下「事業区域」という。）は、別表第1のとおりとする。

（設置の申請等）

第4条　事業区域内の建物所有者等で公設浄化槽の設置を希望するものは、規則で定めるところにより、市長に設置の申請をしなければならない。

2　市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査して公設浄化槽の設置の可否を決定し、当該申請をした者（以下「申請者」という。）に通知するものとする。

3　市長は、前項の規定により公設浄化槽の設置が可能であると決定したときは、次に掲げる事項を定めた工事計画を提示し、申請者の承認を求めるものとする。

(1)　工事の内容

(2)　工事の時期

(3)　その他工事の遂行に必要な事項

4　申請者は、前項の工事計画に異議があるときは、市長に対し、当該工事計画の変更を求めることができる。

5　申請者は、第3項の工事計画を承認したときは、市長に承認書を提出するものとする。

6　前項の規定による工事計画の承認をした申請者は、当該工事計画に基づく公設浄化槽の設置について必要な協力をしなければならない。

（用地の無償使用）

第5条　公設浄化槽の設置に係る土地の所有者その他の当該土地について権原を有する者（以下「土地所有者等」という。）は、当該公設浄化槽を設置している間、当該土地を無償で市の使用に供するものとする。

（設置完了の通知）

第6条　市長は、公設浄化槽の設置を完了したときは、速やかに、その旨を申請者に通知しなければならない。

（排水設備の設置及び管理）

第7条　前条の規定による通知を受けた者は、遅滞なく排水設備を設置し、これを管理しなければならない。

（排水設備の構造基準）

第8条　排水設備の新設、増設又は改築（以下「新設等」という。）は、規則で定める構造基準に従い、並びに公設浄化槽の機能を妨げ、及び公設浄化槽を損傷しないように行わなければならない。

（排水設備の工事計画書等の確認等）

第9条　排水設備の新設等を行おうとする者は、あらかじめ、当該新設等に係る工事計画書その他規則で定める書類（以下「工事計画書等」という。）を市長に提出し、当該排水設備が前条に規定する構造基準に適合するものであることについて、確認を受けなければならない。

2　前項の確認を受けた者は、提出した工事計画書等に記入した事項を変更しようとするときは、あらかじめ、市長の確認を受けなければならない。

3　排水設備の新設等に係る工事は、甲府市下水道条例（昭和37年7月条例第33号）第6条に規定する甲府市下水道工事指

定店で行わなければならない。

（排水設備の工事の検査）

第 10 条　排水設備の新設等を行った者は、当該新設等に係る工事が完了した日から 5 日以内にその旨を市長に届け出て、検査を受けなければならない。

2　市長は、前項の検査を行った場合において、当該排水設備が第 8 条に規定する構造基準に適合していると認めたときは、当該排水設備の新設等を行った者に対し、検査済証を交付するものとする。

（排水設備の新設等及び管理に要する費用の負担）

第 11 条　排水設備の新設等又は管理に要する費用は、当該新設等又は管理を行う者の負担とする。

（分担金）

第 12 条　市長は、第 4 条第 5 項の規定による工事計画の承認をした者（以下「受益者」という。）から分担金を徴収する。

2　5 人槽から 50 人槽までの公設浄化槽 1 基につき受益者から徴収する分担金の額は、別表第 2 のとおりとする。

3　51 人槽以上の公設浄化槽 1 基につき受益者から徴収する分担金の額は、当該公設浄化槽の設置に係る標準的な工事に要する費用として環境大臣の承認を得た額の 10 分の 1 に相当する額を超えない範囲内で市長が定める額とする。

4　市長は、前 2 項の規定により分担金の額を決定したときは、遅滞なく、当該分担金の額、納期限その他分担金の納付に必要な事項を受益者に通知しなければならない。

（分担金の徴収方法）

第 13 条　分担金は、一括して徴収するものとする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

（分担金の減免及び徴収猶予）

第 14 条　市長は、災害その他特別の理由があると認めるときは、分担金を減免し、又はその徴収を猶予することができる。

（受益者の地位の承継）

第 15 条　第 12 条第 1 項の規定により分担金を徴収する場合において、受益者の建物所有者等たる地位に変更があり、かつ、当該変更に係る当事者の双方がその旨を市長に届け出たときは、当該受益者の建物所有者等たる地位を承継した者は、従前の受益者の地位を承継するものとする。

（使用の開始等の届出）

第 16 条　使用者は、公設浄化槽の使用を開始し、休止し、若しくは廃止し、又は現に休止しているその使用を再開するときは、あらかじめ、その旨を市長に届け出なければならない。

（使用料）

第 17 条　市長は、使用者から使用料を徴収する。

2　公設浄化槽 1 基につき使用者から徴収する使用料の額は、1 月につき、別表第 3 のとおりとする。

3　使用者が月の中途において公設浄化槽の使用を開始し、休止し、若しくは廃止し、又は現に休止しているその使用を再開した場合の使用料は、使用日数が 15 日以下のときは 1 月分の額の 2 分の 1 の額とし、15 日を超えるときは 1 月分の額とする。

（使用料の徴収方法）

第 18 条　使用料は、毎月徴収する。ただし、市長が毎月徴収する必要がないと認めるときは、この限りでない。

（使用料の減免）

第 19 条　市長は、公益上の必要その他特別の理由があると認めるときは、使用料を減免することができる。

（電気料金及び水道料金の負担）

第 20 条　公設浄化槽の使用、保守点検、清掃等に係る電気料金及び水道料金は、使用者の負担とする。

（資料の提出）

第 21 条　市長は、使用者又は建物所有者等に対し、公設浄化槽の設置、管理等を行うために必要な資料の提出を求めることができる。

（公設浄化槽の移設等）

第 22 条　建物所有者等及び土地所有者等は、自己の都合により公設浄化槽を移設し、又は撤去するときは、市長に申請し、その承認を受けなければならない。

2　前項の規定による移設又は撤去に要する費用は、同項の承認を受けた者の負担とする。

（保管義務等）

第 23 条　使用者、建物所有者等及び土地所有者等は、公設浄化槽を適正に保管しなければならない。

2　市長は、前項の規定に違反したと認めるときは、使用者、建物所有者等及び土地所有者等に対し、適正な保管を行うよう必要な措置等を命ずることができる。

3　使用者、建物所有者等及び土地所有者等は、市が行う公設浄化槽の保守点検、清掃等の作業が適正に実施できるよう必要な協力をしなければならない。

（損害賠償）

第 24 条　公設浄化槽を損傷し、若しくは滅失し、又はその機能を損なわせた者は、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、賠償額の全部又は一部を免除することができる。

（既存の浄化槽の寄附）

第 25 条　事業区域内において、100 人槽以下の浄化槽の所有者で浄化槽本体及び市長が認める範囲の排水施設（以下「既存浄化槽」という。）を市に帰属させることを希望するものは、規則で定めるところにより、市長に当該既存浄化槽の寄附の

申込みをしなければならない。

2　市長は、前項の申込みがあったときは、これを審査して既存浄化槽の寄附の受入れの可否を決定し、当該申込みをした者に通知するものとする。

3　前項の規定により寄附の受入れの決定を受けた既存浄化槽は、公設浄化槽とみなしてこの条例（第 4 条、第 6 条及び第 12 条から第 15 条までの規定を除く。）の規定を適用する。

（委任）

第 26 条　この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則

この条例は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附　則（平成 26 年 3 月 26 日条例第 2 号）抄

（施行期日）

1　この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

（甲府市浄化槽事業条例の一部改正に伴う経過措置）

14　第 18 条の規定による改正後の甲府市浄化槽事業条例別表第 3 の規定は、施行日以後の使用に係る使用料について適用する。

附　則（令和元年 9 月 27 日条例第 12 号）抄

（施行期日）

1　この条例は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

（甲府市浄化槽事業条例の一部改正に伴う経過措置）

14　第 27 条の規定による改正後の甲府市浄化槽事業条例別表第 3 の規定は、施行日以後の使用に係る使用料について適用する。

別表第 1（第 3 条関係）

事業区域	平瀬町、上帯那町、下帯那町、塔岩町、竹日向町、高成町、川窪町、御岳町、猪狩町、草鹿沢町、高町、黒平町

別表第 2（第 12 条関係）

区分	分担金の額
5 人槽	83,700 円
6 人槽又は 7 人槽	104,300 円
8 人槽から 10 人槽まで	137,500 円
11 人槽から 15 人槽まで	203,900 円
16 人槽から 20 人槽まで	278,600 円
21 人槽から 25 人槽まで	333,200 円
26 人槽から 30 人槽まで	406,600 円
31 人槽から 40 人槽まで	452,100 円
41 人槽から 50 人槽まで	573,700 円

別表第3（第17条関係）

（平26条例2・令元条例12・改）

区分	使用料の額
5人槽	2,400円
6人槽又は7人槽	2,930円
8人槽から10人槽まで	4,190円
11人槽から15人槽まで	7,750円
16人槽から20人槽まで	9,840円
21人槽から25人槽まで	12,460円
26人槽から30人槽まで	14,030円
31人槽から40人槽まで	16,760円
41人槽から50人槽まで	19,800円
51人槽から60人槽まで	25,980円
61人槽から70人槽まで	31,530円
71人槽から80人槽まで	38,760円
81人槽から90人槽まで	48,080円
91人槽から100人槽まで	60,020円

に関し必要な事項を定めるについては、この条例を制定する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

○甲府市浄化槽事業条例施行規則

平成23年3月31日
規則第2号

（趣旨）

第１条　この規則は、甲府市浄化槽事業条例（平成２３年条例第１号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（設置の申請等）

第２条　条例第４条第１項の申請は、公設浄化槽設置申請書（第１号様式）に次に掲げる書類を添付して行うものとする。

⑴　公設浄化槽を設置しようとする位置及びその付近の状況を記載した位置図

⑵　次に掲げる事項を記載した平面図

ア　住宅、事業所等の配置（敷地に接する道路及び水路を明示したもの）

イ　台所、浴室、便所その他の汚水を排除する施設

ウ　放流先及び放流先までの経路その他放流先の概況

⑶　その他市長が必要と認める書類

２　条例第４条第２項の規定による通知は、公設浄化槽設置決定通知書（第２号様式）によるものとする。

（工事計画等）

第３条　条例第４条第３項の規定による提示は、公設浄化槽設置（変更）工事計画書（第３号様式）によるものとする。

２　条例第４条第４項の変更は、公設浄化槽設置工事計画変更申出書（第４号様式）によるものとする。

３　条例第４条第５項の規定による承認は、公設浄化槽設置工事計画承認書（第５号様式）によるものとする。

（設置完了の通知）

第４条　条例第６条の規定による通知は、公設浄化槽設置完了通知書（第６号様式）によるものとする。

（排水設備の構造基準）

第５条　条例第８条の規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

⑴　排水管は、地下に設けるものとし、その内径は、１００ミリメートル以上とすること。ただし、一の建物から排除される汚水を排除すべき排水管で延長が３メートル以下のものの内径は、７５ミリメートル以上とすることができる。

⑵　排水管の勾配は、１，０００分の２０とすること。

⑶　排水管の土かぶりは、２０センチメートル以上とすること。

⑷　ますの設置箇所は、次に掲げるとおりとすること。

ア　排水管の起点、終点、会合点、屈曲点及び公設浄化槽との接続点

イ　排水管の内径、種類及び勾配の変化する箇所

ウ　排水管の延長がその内径の１２０倍を超えない範囲において清掃上適切な位置

⑸　ますの構造は、次に掲げるとおりとすること。

ア　材質は、硬質塩化ビニルとすること。

イ　内径は、１５０ミリメートル以上とすること。

ウ　ますの底には、接続する排水管の内径に応じ相当の幅のインバートを設けること。

エ　密閉することができ、かつ、開閉が容易なふたを設けること。

⑹　排水設備の附帯装置の設置については、次に掲げるとおりとすること。

ア　台所、浴室、便所その他の汚水を排除する施設の汚水流出口には、固形物の流下を止める有効な目幅をもったストレーナーを設けること。

イ　油脂類を多量に排出する箇所又はそのおそれのある箇所には、油脂遮断装置を設けること。

ウ　台所、浴室、便所その他の汚水を排除する施設には、トラップを設けるものとし、トラップの封水がサイホン作用又は逆圧によって破られるおそれがあると認められるときは、通気管を設けること。

エ　地下室その他の汚水の自然流下が充分できない場所には､汚水が逆流しないような構造のポンプ施設を設けること。

（排水設備の工事計画書等）

第６条　条例第９条第１項の工事計画書は、排水設備工事（変更）計画書（第７号様式）によるものとする。

２　条例第９条第１項の規則で定める書類は、次に掲げるとおりとする。

⑴　公設浄化槽の位置及びその付近の状況を記載した位置図

⑵　次に掲げる事項を記載した縮尺３００分の１以上の平面図

ア　台所、浴室、便所その他の汚水を排除する施設の位置

イ　ます、マンホール及びポンプ施設の位置

ウ　道路、水路、公設浄化槽及び放流施設の位置

⑶　排水管の寸法、勾配を記載した縦縮尺１００分の１、横縮尺３００分の１の　縦断面図

⑷　排水管及びその附帯装置の縮尺２０分の１の構造図（寸法、形状、材質、能力等を記載したもの）

⑸　その他市長が必要と認める書類

（排水設備の工事完了の届出）

第７条　条例第１０条第１項の規定による届出は、排水設備工事完了届出書（第８号様式）によるものとする。

（検査済証）
第８条　条例第１０条第２項の検査済証は、排水設備検査済証（第９号様式）によるものとする。
（分担金の決定通知）
第９条　条例第１２条第４項の規定による通知は、公設浄化槽分担金決定通知書（第１０号様式）によるものとする。
（受益者の変更の届出）
第１０条　条例第１５条の規定による届出は、公設浄化槽受益者変更届出書（第１１号様式）によるものとする。
（使用の開始等の届出）
第１１条　条例第１６条の規定による届出は、公設浄化槽使用（開始・休止・廃止・再開）届出書（第１２号様式）によるものとする。
（移設等の届出）
第１２条　条例第２２条第１項の規定による申請は、公設浄化槽（移設・撤去）申請書（第１３号様式）によるものとする。
（既存浄化槽の寄附）
第１３条　条例第２５条第１項の申込みは、既存浄化槽寄附申出書（第１４号様式）に次に掲げる書類を添付して行わなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。
⑴　既存浄化槽の位置及びその付近の状況を記載した位置図
⑵　次に掲げる事項を記載した縮尺３００分の１以上の平面図
ア　台所、浴室、便所その他の汚水を排除する施設の位置
イ　ます、マンホール及びポンプ施設の位置
ウ　道路、水路、既存浄化槽及び放流施設の位置
⑶　排水管の寸法、勾配を記載した縦縮尺１００分の１、横縮尺３００分の１の縦断面図
⑷　排水管及びその附帯装置の縮尺２０分の１の構造図（寸法、形状、材質、能力等を記載したもの）
⑸　浄化槽に関する資料
ア　浄化槽法（昭和５８年法律第４３号）第７条又は第１１条に基づく水質に関する検査の結果
イ　浄化槽法第１０条に基づく保守点検及び清掃の記録
⑹　その他市長が必要と認める書類
２　条例第２５条第２項の規定による審査は、次に掲げる基準により行うものとする。
⑴　建物の用途が、住宅、事業所等であること。
⑵　汚水を各戸（共同住宅にあっては、各共同住宅）ごとに排除する既存浄化槽であること。
⑶　所有権等の権利関係が明確であること。
⑷　１００人槽以下の既存浄化槽であること。
⑸　既存浄化槽の性能が、浄化槽法第４条第１項に規定する構造基準及び次に掲げる基準に適合すること。
ア　生物化学的酸素要求量の除去率が９０パーセント（条例第３条第１項の上下水道管理者が指定する水源を保護する区域（以下「水源保護地域」という。）にあっては、９５パーセント）以上であること。
イ　放流水の生物化学的酸素要求量が、日間平均値で１リットルにつき２０ミリリットル（水源保護地域にあっては、１０ミリリットル）以下であること。
⑹　排水設備が、第５条に規定する排水設備の構造基準に適合していること。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。
３　条例第２５条第２項の規定による通知は、既存浄化槽寄附決定通知書（第１５号様式）によるものとする。
（委任）
第１４条　この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附　則
この規則は、平成２３年４月１日から施行する。

○甲府市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例

平成30年12月26日
条例第61号
改正　令和2年3月30日条例第24号

（目的）

第1条　この条例は、浄化槽法（昭和58年法律第43号。以下「法」という。）第48条第1項の規定に基づき、浄化槽の保守点検を業とする者について登録制度を設けることにより、浄化槽によるし尿及び雑排水の適正な処理を図り、もって生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。

（用語の意義）

第2条　この条例で使用する用語の意義は、法で使用する用語の例による。

（登録）

第3条　本市の区域内において、浄化槽の保守点検を行う事業（以下「浄化槽保守点検業」という。）を営もうとする者は、市長の登録を受けなければならない。

2　前項の登録の有効期間は、5年とする。

3　前項の有効期間の満了後引き続き浄化槽保守点検業を営もうとする者は、その有効期間の満了の日前30日までに申請し、更新の登録を受けなければならない。

4　前項の申請があった場合において、第2項の有効期間の満了の日までにその申請に対する登録又は登録の拒否の処分がなされないときは、従前の登録は、同項の有効期間の満了後もその処分がなされるまでの間は、なおその効力を有する。

5　前項の場合において、第3項の更新の登録がなされたときは、当該更新の登録の有効期間は、従前の登録の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

（登録の申請）

第4条　前条第1項又は第3項の登録を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次の事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

(1)　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(2)　本市の区域を営業区域とする営業所（以下「営業所」という。）の名称及び所在地

(3)　法人にあっては、その役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。）の氏名

(4)　浄化槽管理士の氏名、その者が交付を受けた浄化槽管理士免状の交付番号及びその者が置かれる営業所の名称

2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1)　申請者が第6条第1項第1号から第6号までのいずれにも該当しない者であることを誓約する書類

(2)　第10条第4項に規定する器具の明細を記載した書類

(3)　前2号に掲げるもののほか、規則で定める書類

（登録の実施等）

第5条　市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、次条第1項の規定により登録を拒否する場合を除くほか、遅滞なく、前条第1項各号に掲げる事項並びに登録の年月日及び登録番号を浄化槽保守点検業者登録簿に登録しなければならない。

2　市長は、前項の規定による登録をした場合においては、直ちにその旨を当該申請者に通知しなければならない。

3　何人も、市長に対し、その登録を受けて浄化槽保守点検業を営む者（以下「浄化槽保守点検業者」という。）に関する浄化槽保守点検業者登録簿の謄本の交付又は閲覧を請求することができる。

（登録の拒否）

第6条　市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当する者であるとき、又は申請書若しくはその添付書類の重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

(1)　法若しくは法に基づく処分又はこの条例若しくはこの条例に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者

(2)　第14条第1項の規定により登録を取り消され、その処分のあった日から2年を経過しない者

(3)　浄化槽保守点検業者で法人であるものが第14条第1項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあった日前30日以内にその浄化槽保守点検業者の役員であった者でその処分のあった日から2年を経過しないもの

(4)　第14条第1項の規定により事業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者

(5)　甲府市暴力団排除条例（平成24年3月条例第2号）第2条第3号に規定する暴力団員等である者

(6)　浄化槽保守点検業に係る営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号又は次号のいずれかに該当するもの

(7)　法人でその役員のうちに前各号のいずれかに該当する者があるもの

(8)　第10条第1項、第2項及び第4項に規定する要件のいずれかを欠く者

2　市長は、前項の規定により登録を拒否したときは、その理由を示して、直ちにその旨を申請者に通知しなければならない。

（変更の届出）

第7条　浄化槽保守点検業者は、第4条第1項各号に掲げる事項に変更があったときは、規則で定めるところにより、変更の日から30日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

2　第5条第1項及び第2項並びに前条の規定は、前項の規定による届出があった場合に準用する。

（廃業等の届出）

第8条　浄化槽保守点検業者が、次の各号のいずれかに該当することとなった場合においては、当該各号に掲げる者は、30日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

(1)　死亡した場合　その相続人

(2)　法人が合併により消滅した場合　その役員であった者

(3)　法人が破産手続開始の決定により解散した場合　その破産管財人

(4)　法人が合併又は破産手続開始の決定以外の事由により解散した場合　その清算人

(5)　浄化槽保守点検業を廃止した場合　浄化槽保守点検業者であった個人又は浄化槽保守点検業者であった法人の

役員

（登録の抹消）

第9条　市長は、前条の規定による届出があった場合（同条の規定による届出がなく同条各号のいずれかに該当する事実が判明した場合を含む。）又は登録がその効力を失った場合は、浄化槽保守点検業者登録簿につき、当該浄化槽保守点検業者の登録を抹消しなければならない。

2　市長は、前項の規定により登録を抹消した場合においては、その理由を示して、直ちにその旨を前条の届出をした者又は当該浄化槽保守点検業者であった者に通知しなければならない。

（営業所の設置等）

第10条　浄化槽保守点検業者は、山梨県内に営業所を設置しなければならない。

2　浄化槽保守点検業者は、営業所ごとに、適正な浄化槽の保守点検を行うに足りる相当な数の浄化槽管理士を置かなければならない。

3　浄化槽保守点検業者は、前項により置くべき浄化槽管理士に浄化槽の保守点検の業務に関する規則で定める研修を第3条第2項の有効期間ごとに1回以上受けさせるとともに、自らが浄化槽管理士であるときは、当該研修を同項の有効期間ごとに1回以上受けなければならない。

4　浄化槽保守点検業者は、営業所ごとに、規則で定める器具を備えなければならない。

5　浄化槽保守点検業者は、第1項、第2項及び前項の規定のいずれかに抵触することとなったときは、2週間以内に、これらの規定に適合させるため必要な措置をとらなければならない。

（業務の実施等）

第11条　浄化槽保守点検業者は、浄化槽の保守点検を行うときは、これを浄化槽管理士に行わせ、若しくは実地に監督させ、又はその資格を有する浄化槽保守点検業者が自ら行い、若しくは実地に監督しなければならない。

2　浄化槽保守点検業者は、浄化槽の保守点検を行った場合において、当該浄化槽について清掃が必要であると認めるときは、速やかに、その旨を当該浄化槽の管理者（当該浄化槽の管理者が当該浄化槽の清掃を委託している場合にあっては、委託を受けている浄化槽清掃業者を含む。）に通知しなければならない。

（標識の掲示）

第12条　浄化槽保守点検業者は、規則で定めるところにより、その営業所ごとに、その見やすい場所に、氏名又は名称、登録番号その他の規則で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。

（帳簿の備付け等）

第13条　浄化槽保守点検業者は、規則で定めるところにより、その営業所ごとに、帳簿を備え、その業務に関し規則で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

（登録の取消し等）

第14条　市長は、浄化槽保守点検業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は6月以内の期間を定めてその事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

(1)　不正の手段により第3条第1項又は第3項の登録を受けたとき。

(2)　第6条第1項第1号、第3号又は第5号から第7号までのいずれかに該当することとなったとき。

(3)　第7条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

(4)　前3号に掲げるもののほか、法若しくは法に基づく処分又はこの条例若しくはこの条例に基づく処分に違反したとき。

2　市長は、前項の規定により事業の停止を命じようとするときは、甲府市行政手続条例（平成9年3月条例第5号）第13条第1項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

3　第1項の規定による処分に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

4　市長は、第1項の規定により処分をした場合においては、その理由を示して、直ちにその旨を当該浄化槽保守点検業者に通知しなければならない。

（報告徴収及び立入検査）

第15条　市長は、この条例の施行に必要な限度において、浄化槽保守点検業者に対し、その業務に関し報告させることができる。

2　市長は、この条例を施行するため特に必要があると認めるときは、その職員に、浄化槽保守点検業者の営業所又は事務所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

3　前項の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4　第2項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（手数料）

第16条　第3条第1項又は第3項の規定による登録を受けようとする者は、その申請の際、手数料として3万100円を納付しなければならない。

2　既に納付した手数料は、還付しない。

（委任）

第17条　この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

（罰則）

第18条　次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

(1)　第3条第1項又は第3項の登録を受けないで浄化槽保守点検業を営んだ者

(2)　不正の手段により第3条第1項又は第3項の登録を受けた者

(3)　第14条第1項の規定による命令に違反した者

第19条　次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の罰金に処する。

(1)　第10条第5項の規定に違反して措置をとらなかった者

(2)　第11条第1項の規定に違反して浄化槽の保守点検を行った者

(3)　第13条の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかった者

(4)　第15条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

(5)　第15条第2項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

第20条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前2条の

違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

附　則

1　この条例は、平成31年4月1日から施行する。

2　この条例の施行の際現に効力を有する山梨県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和60年山梨県条例第16号。以下「県条例」という。）の規定により山梨県知事が行った処分その他の行為又は現に県条例の規定により山梨県知事に対して行っている申請、届出その他の行為（以下「申請等」という。）で、本市の区域内において浄化槽保守点検業を営み、又は営もうとする者に係るものは、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後においては、この条例の相当規定により市長の行った処分その他の行為又は市長に対して行った申請等とみなす。

3　施行日から起算して2年を経過するまでの間は、第6条第1項第1号中「又はこの条例」とあるのは、「、山梨県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和60年山梨県条例第16号）若しくは同条例に基づく処分又はこの条例」とする。

附　則（令和2年3月30日条例第24号）

（施行期日）

1　この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

2　この条例の施行の際現に第3条第1項の登録（同条第3項の登録の更新を含む。）を受けている者のうち、当該登録に係る有効期間の満了する日が令和4年3月31日までの者については、この条例の施行の日から当該登録に係る有効期間の満了する日までの間は、この条例による改正後の第10条第3項の規定は、適用しない。

○甲府市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則

平成31年3月20日
規則第1号

（趣旨）

第1条　この規則は、甲府市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（平成30年12月条例第61号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（浄化槽保守点検業者登録申請書等）

第2条　条例第4条第1項の申請書は、浄化槽保守点検業者登録申請書（第1号様式）とする。

2　条例第4条第2項第1号の書類は、誓約書（第2号様式）とする。

3　条例第4条第2項第2号の書類は、浄化槽保守点検器具明細書（第3号様式）とする。

4　条例第4条第2項第3号の規則で定める書類は、次のとおりとする。

(1)　申請者が個人である場合にあっては、その略歴を記載した書類（第4号様式）及び住民票の写し

(2)　申請者が法人である場合にあっては、その役員の略歴を記載した書類（第4号様式）及び登記事項証明書並びに当該役員が条例第6条第7号に該当しない者であることを誓約する書類（第2号様式）

(3)　浄化槽管理士の略歴を記載した書類（第4号様式）、住民票の写し及び浄化槽管理士免状の写し

(4)　浄化槽受託基数一覧表（第5号様式）

（浄化槽保守点検業者登録簿）

第3条　条例第5条第1項の浄化槽保守点検業者登録簿（以下「登録簿」という。）の様式は、第6号様式のとおりとする。

（登録簿の謄本の交付）

第4条　条例第5条第3項の規定による登録簿の謄本の交付の請求をしようとする者は、浄化槽保守点検業者登録簿謄本交付請求書（第7号様式）を市長に提出しなければならない。

（登録簿の閲覧）

第5条　条例第5条第3項の規定による登録簿の閲覧（以下「登録簿の閲覧」という。）の場所は、甲府市環境センター内とする。

2　登録簿の閲覧の時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。

3　次に掲げる日においては、登録簿の閲覧をすることができない。

(1)　日曜日及び土曜日

(2)　国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3)　12月29日から同月31日までの日、1月2日及び同月3日

4　前2項の規定にかかわらず、市長は、特に必要があると認めるときは、登録簿の閲覧に供しない日を設け、又は登録簿の閲覧の時間を変更することができる。

5　登録簿の閲覧の請求をしようとする者は、浄化槽保守点検業者登録簿閲覧請求書（第8号様式）を市長に提出しなければならない。

6　登録簿の閲覧の請求をした者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1)　職員の指示に従って登録簿の閲覧をすること。

(2)　登録簿を汚損し、又は毀損しないこと。

(3)　他人に迷惑をかけるような行為をしないこと。

7　市長は、登録簿の閲覧の請求をした者が前項の規定に違反したときは、その閲覧を停止し、又は禁止することができる。

（変更の届出）

第6条　条例第7条第1項の規定による条例第4条第1項各号に掲げる事項の変更の届出は、浄化槽保守点検業者変更届（第9号様式）によらなければならない。

2　前項の浄化槽保守点検業者変更届には、第2条第3項各号に掲げる書類のうち、当該変更があった事項に係る書類を添付しなければならない。

（廃業等の届出）

第7条　条例第8条の規定による届出は、浄化槽保守点検業者廃業等届（第10号様式）によらなければならない。

（研修）

第8条　条例第10条第3項の規則で定める研修は、別に市長が指定する者が、浄化槽の保守点検に必要な最新の知識及び技能の習得を目的として、次に掲げる事項について行うものとする。

（令2規則26）

(1)　浄化槽行政に関すること。

(2)　浄化槽の構造及び機能に関すること。

(3)　浄化槽の保守点検及び清掃等に関すること。

(4)　前3号に掲げるもののほか、市内における浄化槽を取り巻く状況に関すること。

（器具）

第9条　条例第10条第4項の規則で定める器具は、次のとおりとする。

（令2規則26・改）

(1)　溶存酸素計

(2)　透視度計

(3)　水素イオン濃度指数測定器具

(4)　残留塩素測定器具

(5)　スカム厚測定器具

(6)　汚泥厚測定器具

(7)　水準器

(8)　汚泥沈殿率測定器具

(9)　塩素イオン濃度測定器具（単独処理浄化槽を扱う場合のみ）

(10)　前各号に掲げるもののほか、浄化槽の保守点検に必要な器具で市長が定めるもの

（標識）

第10条　条例第12条の規則で定める事項は、次のとおりとする。

（令2規則26・改）

(1)　氏名又は名称及び法人にあっては、その代表者の氏名
(2)　登録番号
(3)　登録の有効期間

2　条例第12条の標識の様式は、第11号様式のとおりとする。

（令2規則26・改）

（帳簿の備付け等）

第11条　条例第13条の規則で定める事項は、次のとおりとする。

（令2規則26・改）

(1)　浄化槽の管理者の氏名又は名称及び住所
(2)　浄化槽の設置場所
(3)　浄化槽の型式、処理能力及び処理方式
(4)　保守点検の実施年月日
(5)　保守点検を行い、又は監督した浄化槽管理士の氏名
(6)　環境省関係浄化槽法施行規則（昭和59年厚生省令第17号）第2条各号に掲げる事項についての保守点検の結果
(7)　条例第11条第2項の規定による通知の状況

2　条例第13条の帳簿（以下「帳簿」という。）は、浄化槽保守点検台帳（第12号様式）とする。

（令2規則26・改）

3　浄化槽保守点検業者は、帳簿を最終の記載の日から3年間、保存しなければならない。

（令2規則26・改）

（身分証明書）

第12条　条例第15条第3項の証明書は、身分証明書（第13号様式）とする。

（令2規則26・改）

附　則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附　則（令和2年3月30日規則第26号）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

○甲府市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例

平成5年6月28日
条例第22号
改正　平成7年12月13日条例第46号
平成9年3月25日条例第35号
平成12年3月24日条例第2号
平成12年3月24日条例第23号
平成13年3月23日条例第19号
平成15年12月15日条例第48号
平成16年3月25日条例第16号
平成21年3月25日条例第15号
平成23年12月21日条例第35号
平成24年12月21日条例第37号
平成26年3月26日条例第2号
平成29年3月27日条例第13号
平成30年12月26日条例第64号
令和元年9月27日条例第12号
令和元年12月25日条例第35号
令和3年3月30日条例第8号

甲府市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和47年3月条例第12号）の全部を改正する。

目次

第1章　総則（第1条～第7条）
第2章　市民の参加（第8条～第10条）
第3章　減量化及び資源化の推進（第11条～第18条）
第4章　廃棄物の適正処理（第19条～第25条）
第5章　地域の清潔の保持（第26条～第28条）
第6章　廃棄物処理手数料等（第29条・第30条）
第7章　雑則（第31条～第34条）
第8章　罰則（第35条・第36条）
附則

第1章　総則

（目的）

第1条　この条例は、市、市民及び事業者が一体となって、廃棄物の減量化及び資源化を推進し、廃棄物を適正に処理するとともに、地域の清潔を保持することにより、資源の循環による有効な利用、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図り、もって良好な都市環境の形成に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条　この条例における用語の意義は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）の例による。

2　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（平23条例35・改）

(1)　減量化　廃棄物の発生を抑制することをいう。

(2)　資源化　活用されなければ不要である物又は廃棄物を再び使用し、原材料として利用し、熱源として利用すること等をいう。

(3)　家庭系廃棄物　一般家庭の日常生活に伴って生じた一般廃棄物をいう。

(4)　事業系一般廃棄物　事業活動に伴って生じた一般廃棄物をいう。

（市の責務）

第3条　市は、あらゆる施策を通じて、減量化及び資源化の推進、廃棄物の適正な処理並びに地域の清潔の保持に努めるものとする。

2　市は、前項の施策の実施に当たっては、計画の策定、施設の整備、市民の参加及び協力の推進その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3　市は、減量化、資源化、廃棄物の適正な処理及び地域の清潔の保持に関し、市民及び事業者の意識の啓発を図るよ

う努めるものとする。

4　市は、前3項に定める責務を果たすため、必要と認められる情報の収集、調査研究等に努めるものとする。

（市民の責務）

第4条　市民は、廃棄物を分別排出するとともに、廃棄物をなるべく自ら処分すること等により、減量化、資源化及び地域の清潔の保持に努めなければならない。

2　市民は、前条第1項に規定する市の施策に協力しなければならない。

（事業者の責務）

第5条　事業者は、事業活動を行うに当たり、減量化及び資源化に努めるとともに、廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

2　事業者は、第3条第1項に規定する市の施策に協力しなければならない。

（一般廃棄物処理計画）

第6条　市長は、法第6条第1項の規定により、本市の区域内における一般廃棄物の処理に関する計画（以下「一般廃棄物処理計画」という。）を定めなければならない。

2　市長は、一般廃棄物処理計画を定めたとき、又は重要な変更をしたときは、これを告示するものとする。

（他の地方公共団体との連携）

第7条　市は、減量化、資源化及び廃棄物の適正な処理に関する施策の推進に当たって必要があると認めるときは、他の地方公共団体との連携を図るよう努めるものとする。

第2章　市民の参加

（市民の参加）

第8条　市長は、減量化、資源化及び廃棄物の適正な処理について、市民の意見を施策に反映することができるよう努めるものとする。

（廃棄物減量等推進審議会）

第9条　減量化及び資源化の推進に関し、市長の諮問に応じ、調査及び審議するため、甲府市廃棄物減量等推進審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

2　審議会は、委員15人以内をもって組織する。

3　委員は、市議会議員、学識経験者、市民団体、事業者等のうちから、市長が委嘱する。

4　委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5　前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

（リサイクル推進員）

第10条　市長は、社会的信望があり、かつ、減量化、資源化及び地域の清潔の保持等の推進に熱意と識見を有する者のうちから、リサイクル推進員を委嘱する。

2　リサイクル推進員は、減量化、資源化及び地域の清潔の保持等の推進に関する市の施策への協力その他の活動を行う。

第3章　減量化及び資源化の推進

（再生利用等）

第11条　市は、再生利用が可能な廃棄物を収集し、資源化を行うとともに、再生品の使用に努めるものとする。

（平29条例13・改）

第12条　市民及び事業者は、再生利用が可能な廃棄物の分別排出を行うとともに、再生品の使用に努めなければならない。

第13条　事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、長期間使用することが可能な製品、容器等の開発、修理及び回収体制の確保等により、減量化に努めなければならない。

2　事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、再生利用及び再利用（以下「再生利用等」という。）の容易な製品、容器等の開発を行い、その製品、容器等の再生利用等の方法を市民に周知するとともに、再生資源（資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）第2条第4項に定める再生資源をいう。）の利用及び再生品の使用をすることにより、資源化に努めなければならない。

（平23条例35・改）

（適正包装の推進）

第14条　事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、再び使用することが可能な容器、包装材等を使用するように努めるとともに、使用後の容器、包装材等を回収して減量化及び資源化の推進に努めなければならない。

2　事業者は、市民が製品を購入するに際して、当該製品の適正な包装、容器等を選択できるよう努めなければならない。

（多量排出事業者）

第15条　事業系一般廃棄物を多量に排出する事業者のうち規則で定めるもの（以下「多量排出事業者」という。）は、自ら所有し、又は占有する建築物等から排出する事業系一般廃棄物の減量化、資源化及びその適正な処理に関する計画書並びに事業系一般廃棄物の処理の実績書を作成し、毎年1回市長に提出しなければならない。

（平23条例35・改）

2　多量排出事業者は、前項に規定する計画書に記載した事項に変更があったときは、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

3　市長は、第1項に規定する計画書及びその実施について必要があるときは、調査及び指導することができる。

4　市長は、多量排出事業者が前項の規定に基づく調査を拒み、又は指導に従わないときは、当該多量排出事業者に対して、調査の受入れ又は指導に従うよう勧告することができる。

（事業系一般廃棄物管理責任者）

第16条　多量排出事業者は、その建築物等から排出する事業系一般廃棄物の減量化、資源化及び適正な処理に関する業務を行わせるため、事業系一般廃棄物管理責任者を選任しなければならない。

2　多量排出事業者は、事業系一般廃棄物管理責任者を選任又は変更したときは、市長に届け出なければならない。

（市民の自主活動への支援）

第17条　市長は、減量化及び資源化に関する市民の自主的活動に対し、情報の提供その他必要な支援を行うよう努めるものとする。

（資源回収事業者への支援）

第18条　市長は、市民の資源の集団回収等の自主的活動により回収された資源を回収し、又は運搬する事業者に対し、必要な支援を行うよう努めるものとする。

2　前項に規定する事業者は、市が行う資源化に関する施策に協力するよう努めなければならない。

第4章　廃棄物の適正処理

（市による処理）

第19条　市は、一般廃棄物処理計画に従って、自らの責任で一般廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに収集し、これを運搬し、及び処分しなければならない。

2　市長は、一般廃棄物の収集、運搬及び処分の業務の一部を他の者に代行させることができる。

（市民による処分）

第20条　市民は、生活環境の保全上支障のない方法で容易に処分することができる家庭系廃棄物を自ら処分するよう努めなければならない。

（平23条例35・改）

2　前項による処分ができない家庭系廃棄物については、一般廃棄物処理計画に従って、分別し、市長が指定するごみ袋、ごみ処理券等を使用して、所定の場所（以下「収集場所」という。）に排出しなければならない。

（平23条例35・改）

（平21条例15・改）

3　市民は、自ら家庭系廃棄物の運搬又は処分をするときは、生活環境の保全上支障のない方法で行わなければならない。

（平23条例35・改）

（収集又は運搬の禁止等）

第20条の2　市及び市の委託を受けた者又は市長が指定した者以外の者は、収集場所に排出された家庭系廃棄物のうち規則で定めるもの（以下「指定排出物」という。）を収集し、又は運搬してはならない。

（平23条例35）

2　市長は、前項の規定に違反する行為をしている者又はした者に対し、指定排出物を原状に回復すること又は収集し、若しくは運搬してはならないことを命ずることができる。

（平23条例35）

（事業者による処分）

第21条　事業者は、事業系一般廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに自ら運搬し、若しくは処分し、又は廃棄物の収集、運搬若しくは処分を業として行うことができる者に運搬させ、若しくは処分させなければならない。

2　事業者は、事業系一般廃棄物を一般廃棄物処理計画に従って、分別し、排出しなければならない。

3　事業者は、自ら一般廃棄物の運搬又は処分を行うときは、市が行う一般廃棄物の処理の基準に準じて行わなければならない。

（排出禁止物）

第22条　市民及び事業者は、市が行う一般廃棄物の収集に際して、次に掲げるものを排出してはならない。

（平29条例13・改）

(1)　有害性物質を含むもの

(2)　著しく悪臭を発するもの

(3)　危険性のあるもの

(4)　容積又は重量の著しく大きいもの

(5)　その他処理に支障を及ぼすおそれがあるもの

2　市民及び事業者は、前項各号に掲げる廃棄物の保管、運搬、処分等を行おうとするとき、又は特別管理一般廃棄物を排出しようとするときは、市長の指示に従って行わなければならない。

（平29条例13・改）

（適正処理困難物の指定等）

第23条　市長は、法第6条の3第1項の規定による指定を受けた一般廃棄物を除き、製品、容器等で、廃棄された場合にその適正な処理が困難となるものを適正処理困難物として指定することができる。

（平29条例13・改）

2　市長は、前項に規定する適正処理困難物の製造、加工、販売等を行う事業者に対して、その回収等の措置を講ずるよう要請することができる。

（平29条例13・改）

3　市民は、前項の規定により事業者が行う適正処理困難物の回収等に協力するよう努めなければならない。

（平29条例13・改）

（製品等の適正処理の確保）

第24条　事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、廃棄物となった場合に適正な処理が困難とならないような製品、容器等の開発に努めるとともに、その適正な処理方法についての情報を提供することにより、その製品、容器等が廃棄物となった場合において、処理が困難とならないようにしなければならない。

（平29条例13・改）

（一般廃棄物保管施設の設置）

第25条　規則で定める開発事業を行おうとする者は、あらかじめ一般廃棄物の保管施設の設置及び排出方法について、市長と協議しなければならない。

（平29条例13・改）

第5章　地域の清潔の保持

（排出場所等の清潔の保持）

第26条　一般廃棄物を排出する所定の場所及び保管場所を管理し、又は利用する者は、自ら又は相互に協力して清潔の保持に努めなければならない。

（平29条例13・改）

（公共の場所の清潔の保持等）

第27条　何人も、公園、広場、道路、河川その他の公共の場所を汚さないようにしなければならない。

（平29条例13・改）

2　前項に規定する公共の場所の管理者は、当該公共の場所の清潔を保持し、みだりに廃棄物が捨てられることのない環境づくりに努めなければならない。

（平29条例13・改）

（土地等の管理）

第28条　土地又は建物の所有者、占有者又は管理者は、当該土地又は建物にみだりに廃棄物が捨てられることのないように努めなければならない。

（平29条例13・改）

第6章　廃棄物処理手数料等

（一般廃棄物処理手数料）

第29条　一般廃棄物の収集、運搬及び処分に関し徴収する処理手数料は、別表第1の1の項及び2の項又は別表第2に掲げるものについては当該各表に定めるところにより算定した額に100分の110を乗じて得た額と、別表第1の3の項に掲げるものについては同表に定めるところにより算定した額とする。ただし、処理手数料の確定金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

（平9条例35・平12条例2・平13条例19・平26条例2・平29条例13・令元条例12・令3条例8・改）

2　市長は、天災その他特別の理由があると認めるときは、前項に定める手数料を減額し、又は免除することができる。

（平29条例13・改）

（許可申請等手数料）

第30条　別表第3の左欄に掲げる事務に係る申請をしようとする者は、それぞれ同表の中欄に定める名称の手数料として同表の右欄に定める額を納付しなければならない。

（平30条例64・全改）

2　既に納付した手数料は、還付しない。

（平30条例64・全改）

3　市長は、公益上特に必要があると認めるときは、手数料を減額し、又は免除することができる。

（平30条例64・全改）

第7章　雑則

（報告の徴収）

第31条　市長は、法第18条に規定するもののほか、この条例の施行に必要な限度において、事業者その他関係者に対し、必要な報告を求めることができる。

（平29条例13・改）

（立入調査）

第32条　市長は、法第19条第1項に規定するもののほか、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、事業者その他必要と認める者の土地又は建物に立ち入り、必要な調査をさせることができる。

（平29条例13・改）

2　前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

（平29条例13・改）

3　第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（平29条例13・改）

（技術管理者の資格）

第33条　法第21条第3項の条例で定める資格は、次のとおりとする。

（平24条例37、平29条例13・改）

(1)　技術士法（昭和58年法律第25号）第2条第1項に規定する技術士（化学部門、上下水道部門又は衛生工学部門に係る第2次試験に合格した者に限る。）

(2)　技術士法第2条第1項に規定する技術士（前号に該当する者を除く。）であって、1年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの

(3)　2年以上法第20条に規定する環境衛生指導員の職にあった者

(4)　学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学（短期大学を除く。次号において同じ。）の理学、薬学、工学又は農学の課程において衛生工学又は化学工学に関する科目を修めて卒業した後、2年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(5)　学校教育法に基づく大学の理学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程において衛生工学又は化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した後、3年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(6)　学校教育法に基づく短期大学又は高等専門学校の理学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程において衛生工学又は化学工学に関する科目を修めて卒業した後、4年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(7)　学校教育法に基づく短期大学又は高等専門学校の理学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程において衛生工学又は化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した後、5年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(8)　学校教育法に基づく高等学校又は中等教育学校において土木科、化学科又はこれらに相当する学科を修めて卒業した後、6年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(9)　学校教育法に基づく高等学校又は中等教育学校において理学、工学、農学に関する科目又はこれらに相当する科目を修めて卒業した後、7年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(10)　10年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(11)　前各号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者

（委任）

第34条　この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

（平24条例37・平29条例13・改）

第8章　罰則

（平23条例35）

第35条　第20条の2第2項の規定による命令に違反した者は、20万円以下の罰金に処する。

（平23条例35、平24条例37・平29条例13・改）

第36条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、同条の罰金刑を科する。

（平23条例35、平24条例37・平29条例13・改）

附　則

（施行期日）

1　この条例は、平成6年1月1日から施行する。

（経過措置）

2　この条例の施行前にこの条例による改正前の甲府市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の規定によりされた処分、手続その他の行為は、この条例による改正後の甲府市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例の規定によりされた処分、手続その他の行為とみなす。

（特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

3　特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年10月条例第22号）の一部を次のように改正する。

次のよう　略

附　則（平成7年12月13日条例第46号）

この条例は、平成8年4月1日から施行する。

附　則（平成9年3月25日条例第35号）

この条例は、平成9年4月1日から施行する。

附　則（平成12年3月24日条例第2号）抄

（施行期日）

1　この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附　則（平成12年3月24日条例第23号）

この条例は、平成12年7月1日から施行する。

附　則（平成13年3月23日条例第19号）

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附　則（平成15年12月15日条例第48号）

この条例は、平成16年4月1日から施行する。ただし、第22条第1項の改正規定は、公布の日から施行する。

附　則（平成16年3月25日条例第16号）

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附　則（平成21年3月25日条例第15号）

この条例中第20条第2項の改正規定は平成21年10月1日から、その他の改正規定は同年4月1日から施行する。

附　則（平成23年12月21日条例第35号）

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附　則（平成24年12月21日条例第37号）

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附　則（平成26年3月26日条例第2号）抄

（施行期日）

1　この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（甲府市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

8　第10条の規定による改正後の甲府市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例第31条第1項及び第32条の規定は、施行日以後の廃棄物の処理又は処分に係る手数料について適用する。

附　則（平成29年3月27日条例第13号）

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

附　則（平成30年12月26日条例第64号）

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

附　則（令和元年9月27日条例第12号）抄

（施行期日）

1　この条例は、令和元年10月1日から施行する。

（甲府市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

8　第16条の規定による改正後の甲府市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例第29条第1項の規定は、施行日以後の廃棄物の処理又は処分に係る手数料について適用する。

附　則（令和元年12月25日条例第35号）

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

附　則（令和3年3月30日条例第8号）

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

別表第1（第29条関係）

（平7条例46・全改、平12条例23・平13条例19・平15条例48・平23条例35・平29条例13・令元条例35・令3条例8・改）

種別	取扱区分	手数料
1　ふん尿	(1)　普通世帯で次号に該当しない場合	世帯割150円に人頭割1人につき330円を加算した額
	(2)　普通世帯で規則で定める排せつ基準量に18リットルを加えた量を超える場合	前号により算定した額に当該超える量について18リットルまでごとに170円を加算した額
	(3)　公署、学校、事務所、旅館その他不特定多数の者が出入りする等人員の定まらない業態の場合	18リットルまでごとに　170円
	(4)　汲取りホースの最短距離が30メートルを超え50メートルまでの場合	第1号及び第2号の普通世帯については1人につき35円を、第3号に該当する場合については36リットルまでごとに35円を加算
	(5)　汲取りホースの最短距離が50メートルを超える場合	第1号及び第2号の普通世帯については1人につき40円を、第3号に該当する場合については36リットルまでごとに40円を加算
	(6)　汲取り作業が特に困難な場所であることを市長が認めた場合	上記各号において算定した額に第1号及び第2号の普通世帯については1人につき30円を、第3号に該当する場合については36リットルまでごとに30円を加算
2　犬、ねこ等の死体	市が収集し、運搬し、及び処分した場合	1体につき　2,000円
3　し尿及び浄化槽汚泥	市長が指定する施設で処分した場合	1リットルにつき　1円

別表第2（第29条関係）

（平7条例46・平15条例48・平29条例13・全改）

種別	取扱区分	手数料（1台につき）
特定家庭用機器廃棄物	市長が必要と認めて戸別収集した場合	ユニット形エアコンディショナー 3,000円 テレビジョン受信機　1,900円 電気冷蔵庫及び電気冷凍庫　3,300円 電気洗濯機及び衣類乾燥機　2,200円
備考 1　この表において「特定家庭用機器廃棄物」とは、特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号。以下「再商品化法」という。）第2条第5項に規定する特定家庭用機器廃棄物をいう。 2　この表において、手数料は、特定家庭用機器廃棄物を戸別に収集して指定引取場所（再商品化法第17条に規定する指定引取場所をいう。）まで運搬する費用とする。		

別表第3（第30条関係）

（平29条例13・改、平30条例64・全改、令元条例35・改）

事務	手数料の名称	手数料の金額
(1)　法第7条第1項の規定に基づく一般廃棄物収集運搬業の許可の申請に対する審査	一般廃棄物収集運搬業許可申請手数料	1件につき　5,000円
(2)　法第7条第2項の規定に基づく一般廃棄物収集運搬業の許可の更新の申請に対する審査	一般廃棄物収集運搬業更新許可申請手数料	1件につき　5,000円
(3)　法第7条第6項の規定に基づく一般廃棄物処分業の許可の申請に対する審査	一般廃棄物処分業許可申請手数料	1件につき　5,000円
(4)　法第7条第7項の規定に基づく一般廃棄物処分業の許可の更新の申請に対する審査	一般廃棄物処分業更新許可申請手数料	1件につき　5,000円
(5)　法第7条の2第1項の規定に基づく一般廃棄物収集運搬業の事業の範囲の変更の許可の申請に対する審査	一般廃棄物収集運搬業変更許可申請手数料	1件につき　5,000円
(6)　法第7条の2第1項の規定に基づく一般廃棄物処分業の事業の範囲の変更の許可の申請に対する審査	一般廃棄物処分業変更許可申請手数料	1件につき　5,000円
(7)　一般廃棄物収集運搬業又は一般廃棄物処分業の許可証又は変更許可証の再交付	再交付申請手数料	1件につき　3,000円
(8)　法第8条第1項の規定に基づく一般廃棄物処理施設の設置の許可の申請に対する審査	ア　一般廃棄物処理施設設置許可申請手数料（法第8条第4項に規定する一般廃棄物処理施設に係るもの）	1件につき　130,000円
	イ　一般廃棄物処理施設設置許可申請手数料（その他の一般廃棄物処理施設に係るもの）	1件につき　110,000円
(9)　法第9条第1項の規定に基づく一般廃棄物処理施設の設置の許可に係る事項の変更の許可の申請に対する審査	ア　一般廃棄物処理施設変更許可申請手数料（法第8条第4項に規定する一般廃棄物処理施設に係るもの）	1件につき　120,000円
	イ　一般廃棄物処理施設変更許可申請手数料（その他の一般廃棄物処理施設に係るもの）	1件につき　100,000円
(10)　法第9条の2の4第1項の規定に基づく熱回収施設の設置者の認定の申請に対する審査	一般廃棄物熱回収施設設置者認定申請手数料	1件につき　33,000円
(11)　法第9条の2の4第2項の規定に基づく熱回収施設の設置者の認定の更新の申請に対する審査	一般廃棄物熱回収施設設置者認定更新申請手数料	1件につき　20,000円
(12)　法第9条の5第1項の規定に基づく一般廃棄物処理施設の譲受け又は借受けの許可の申請に対する審査	一般廃棄物処理施設譲受け等許可申請手数料	1件につき　94,000円

(13)　法第9条の6第1項の規定に基づく一般廃棄物処理施設設置者である法人の合併又は分割の認可の申請に対する審査	一般廃棄物処理施設設置者合併等認可申請手数料	1件につき　94,000円
(14)　法第12条の7第1項の規定に基づく2以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る基準に適合していることの認定の申請に対する審査	2以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る基準適合認定申請手数料	1件につき　147,000円
(15)　法第12条の7第7項の規定に基づく2以上の事業者による産業廃棄物の処理についての認定に係る事項の変更の認定の申請に対する審査	2以上の事業者による産業廃棄物の処理についての認定に係る事項の変更認定申請手数料	1件につき　134,000円
(16)　法第14条第1項の規定に基づく産業廃棄物収集運搬業の許可の申請に対する審査	産業廃棄物収集運搬業許可申請手数料	1件につき　81,000円
(17)　法第14条第2項の規定に基づく産業廃棄物収集運搬業の許可の更新の申請に対する審査	産業廃棄物収集運搬業許可更新申請手数料	1件につき　73,000円
(18)　法第14条第6項の規定に基づく産業廃棄物処分業の許可の申請に対する審査	産業廃棄物処分業許可申請手数料	1件につき　100,000円
(19)　法第14条第7項の規定に基づく産業廃棄物処分業の許可の更新の申請に対する審査	産業廃棄物処分業許可更新申請手数料	1件につき　94,000円
(20)　法第14条の2第1項の規定に基づく産業廃棄物収集運搬業の事業の範囲の変更の許可の申請に対する審査	産業廃棄物収集運搬業変更許可申請手数料	1件につき　71,000円
(21)　法第14条の2第1項の規定に基づく産業廃棄物処分業の事業の範囲の変更の許可の申請に対する審査	産業廃棄物処分業変更許可申請手数料	1件につき　92,000円
(22)　法第14条の4第1項の規定に基づく特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可の申請に対する審査	特別管理産業廃棄物収集運搬業許可申請手数料	1件につき　81,000円
(23)　法第14条の4第2項の規定に基づく特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可の更新の申請に対する審査	特別管理産業廃棄物収集運搬業許可更新申請手数料	1件につき　74,000円
(24)　法第14条の4第6項の規定に基づく特別管理産業廃棄物処分業の許可の申請に対する審査	特別管理産業廃棄物処分業許可申請手数料	1件につき　100,000円
(25)　法第14条の4第7項の規定に基づく特別管理産業廃棄物処分業の許可の更新の申請に対する審査	特別管理産業廃棄物処分業許可更新申請手数料	1件につき　95,000円
(26)　法第14条の5第1項の規定に基づく特別管理産業廃棄物収集運搬業の事業の範囲の変更の許可の申請に対する審査	特別管理産業廃棄物収集運搬業変更許可申請手数料	1件につき　72,000円
(27)　法第14条の5第1項の規定に基づく特別管理産業廃棄物処分業の事業の範囲の変更の許可の申請に対	特別管理産業廃棄物処分業変更許可申請手数料	1件につき　95,000円

する審査		
(28)　法第15条第1項の規定に基づく産業廃棄物処理施設の設置の許可の申請に対する審査	ア　産業廃棄物処理施設設置許可申請手数料（法第15条第4項に規定する産業廃棄物処理施設に係るもの）	1件につき　140,000円
	イ　産業廃棄物処理施設設置許可申請手数料（その他の産業廃棄物処理施設に係るもの）	1件につき　120,000円
(29)　法第15条の2の6第1項の規定に基づく産業廃棄物処理施設の設置の許可に係る事項の変更の許可の申請に対する審査	ア　産業廃棄物処理施設変更許可申請手数料（法第15条第4項に規定する産業廃棄物処理施設に係るもの）	1件につき　130,000円
	イ　産業廃棄物処理施設変更許可申請手数料（その他の産業廃棄物処理施設に係るもの）	1件につき　110,000円
(30)　法第15条の3の3第1項の規定に基づく熱回収施設の設置者の認定の申請に対する審査	産業廃棄物熱回収施設設置者認定申請手数料	1件につき　33,000円
(31)　法第15条の3の3第2項の規定に基づく熱回収施設の設置者の認定の更新の申請に対する審査	産業廃棄物熱回収施設設置者認定更新申請手数料	1件につき　20,000円
(32)　法第15条の4において準用する法第9条の5第1項の規定に基づく産業廃棄物処理施設の譲受け又は借受けの許可の申請に対する審査	産業廃棄物処理施設譲受け等許可申請手数料	1件につき　94,000円
(33)　法第15条の4において準用する法第9条の6第1項の規定に基づく産業廃棄物処理施設設置者である法人の合併又は分割の認可の申請に対する審査	産業廃棄物処理施設設置者合併等認可申請手数料	1件につき　94,000円
(34)　浄化槽法（昭和58年法律第43号）第35条第1項の規定に基づく浄化槽清掃業の許可の申請に対する審査	浄化槽清掃業許可申請手数料	1件につき　5,000円
(35)　浄化槽法第35条第1項の規定に基づく浄化槽清掃業の許可に係る許可証の再交付	浄化槽清掃業許可証再交付申請手数料	1件につき　3,000円
(36)　一般廃棄物収集運搬業の許可を受けている者の使用に係る運搬容器の検査	運搬容器検査手数料	1容器につき　400円
(37)　浄化槽清掃業の許可を受けている者の使用に係る清掃器具の検査	清掃器具検査手数料	1件につき　600円

○甲府市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例施行規則

平成5年12月28日
規則第51号
改正　平成7年8月31日規則第26号
平成13年3月30日規則第25号
平成14年3月29日規則第6号
平成16年3月31日規則第1号
平成16年3月31日規則第15号
平成17年7月1日規則第28号
平成18年3月31日規則第34号
平成24年3月30日規則第14号
平成28年3月31日規則第30号
平成29年3月31日規則第21号
平成31年3月29日規則第41号
令和元年6月28日規則第6号
令和3年3月30日規則第17号
令和4年3月31日規則第5号

甲府市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則（昭和47年3月規則第10号）の全部を改正する。

（目的）

第1条　この規則は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）、浄化槽法（昭和58年法律第43号）及び甲府市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例（平成5年6月条例第22号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条　この規則における用語の意義は、法、浄化槽法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下「政令」という。）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号。以下「省令」という。）及び条例の例による。

（平31規則41・改）

（甲府市廃棄物減量等推進審議会）

第3条　条例第9条に規定する甲府市廃棄物減量等推進審議会（以下「審議会」という。）は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査及び審議する。

(1)　一般廃棄物処理計画に関すること。

(2)　一般廃棄物の減量化、資源化及び再利用の促進に関すること。

(3)　その他市長が一般廃棄物の処理に関し重要と認める事項

2　審議会に、会長及び副会長をそれぞれ1人置く。

3　会長及び副会長は、委員の互選により選任する。

4　会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

5　副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

6　審議会の会議の運営は、次により行うものとする。

（平16規則1・平18規則34・改）

(1)　審議会は、会長が招集し、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

(2)　議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(3)　会長は、審議会において必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見又は説明を聴くことができる。

(4)　審議会の庶務は、環境部環境対策室ごみ減量課において処理する。

（リサイクル推進員）

第4条　条例第10条第1項のリサイクル推進員（以下「推進員」という。）の任期は、2年とする。ただし、補欠の推進員の任期は、前任者の残任期間とする。

（平13規則25・全改）

2　推進員は、再任されることができる。

（平13規則25・全改）

3　推進員に関する庶務は、環境部環境対策室ごみ減量課において処理する。

（平13規則25・全改、平16規則1・平18規則34・改）

4　前3項に定めるもののほか、推進員に関し必要な事項は、市長が別に定める。

（平13規則25・全改）

（多量排出事業者）

第5条　条例第15条第1項に規定する多量排出事業者は、1日平均100キログラム以上の事業系一般廃棄物を排出するもので、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1)　土地若しくは建築物の所有者又は占有者

(2)　土地若しくは建築物の所有者又は占有者が土地若しくは建築物の管理を委託している場合は、その委託を受けた者

（事業系一般廃棄物減量化等計画書）

第6条　多量排出事業者は、条例第15条第1項の規定により毎年5月末日までに事業系一般廃棄物減量化等計画書（第1号様式）及び事業系一般廃棄物の処理の実績書（第2号様式）を市長に提出しなければならない。

2　条例第15条第2項の規定による変更があったときは、事業系一般廃棄物減量化等変更計画書（第3号様式）を市長に提出しなければならない。

（多量排出事業者への勧告）

第7条　条例第15条第4項の規定による勧告は、勧告書（第4号様式）により行うものとする。

（事業系一般廃棄物管理責任者）

第8条　条例第16条第1項の規定に基づき選任する事業系一般廃棄物管理責任者は、当該土地若しくは建築物の所有者又は当該土地若しくは建築物の維持管理について権限を有する者とする。

2　多量排出事業者は、条例第16条第2項の規定に基づき事業系一般廃棄物管理責任者を選任し、又は変更したときは、その選任又は変更のあった日から14日以内に、事業系一般廃棄物管理責任者選任（変更）届出書（第5号様式）を市長に提出しなければならない。

（収集場所の閲覧等）

第8条の2　市長は、条例第20条第2項に規定する収集場所のうち指定排出物を排出することができる収集場所の位置を記した地図を環境部事務室に備え置き、執務時間中一般の閲覧に供するものとする。

（平24規則14、平31規則41・改）

2　市長は、前項の規定により地図に記された収集場所に、収集場所である旨及び指定排出物を収集し、又は運搬する行為を禁止する旨の標示を行うものとする。

（平24規則14、平31規則41・改）

（指定排出物）

第8条の3　条例第20条の2第1項に規定する指定排出物は、別表のとおりとする。

（平31規則41）

（禁止命令書）

第8条の4　条例第20条の2第2項の規定による命令は、収集・運搬禁止等命令書（第5号様式の2）により行うものとする。

（平24規則14）

（適正処理困難物の指定）

第9条　市長は、条例第23条第1項の規定により適正処理困難物を指定するときは、必要な事項を告示するものとする。

（平29規則21・改）

（開発事業）

第10条　条例第25条に規定する規則で定める開発事業は、次の各号に掲げるとおりとする。

（平16規則15・平29規則21・改）

(1)　都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第12項に規定する開発行為で、その開発面積が1,000平方メートル以上のもの

(2)　土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第2条第1項に規定する土地区画整理事業

(3)　都市再開発法（昭和44年法律第38号）第2条第1号に規定する市街地再開発事業

(4)　住戸数が20以上の共同住宅を建築する事業

（一般廃棄物保管施設の設置等に係る協議）

第11条　条例第25条に規定する開発事業を行おうとする者が市長に協議する場合は、一般廃棄物保管施設設置等協議書（第9号様式）を市長に提出しなければならない。

（平29規則21・改）

（処理手数料の徴収方法）

第12条　条例第29条第1項に規定する処理手数料は、納入通知書により納付するものとする。

（平29規則21・改）

2　前項の処理手数料は、その都度徴収するものとする。ただし、条例別表第1の3の項に定める処理手数料は、毎月初日から当該月の末日までの処理手数料を翌月末日までに徴収することができる。

（令3規則17・全改）

（処理手数料の減免）

第13条　条例第29条第2項の規定により一般廃棄物処理手数料の減免を受けようとする者は、一般廃棄物処理手数料減免申請書（第12号様式）により市長に申請しなければならない。

（平29規則21・改）

（手数料の納入方法）

第14条　条例第30条に規定する手数料は、納入通知書により納付するものとする。

（平29規則21・改）

（報告）

第15条　市長が条例第31条の規定により徴収する報告は、一般廃棄物収集・運搬状況報告書（第13号様式）、一般廃棄物処分状況報告書（第14号様式）及びし尿及び浄化槽汚泥収集・運搬状況報告書（第15号様式）とする。

（平29規則21・改）

（証明書）

第16条　条例第32条第2項に規定する証明書の様式は、第16号様式とする。

（平29規則21・改）

（一般廃棄物収集運搬業等の許可申請等）

第17条　法第7条第1項若しくは第6項の規定により一般廃棄物収集運搬業若しくは一般廃棄物処分業の許可を受けようとする者又は法第7条第2項若しくは第7項の規定により許可の更新を受けようとする者は、次の各号に掲げる業の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める申請書を、許可を受けようとする日又は許可期間の満了する日の30日前までに市長に提出しなければならない。

（平29規則21・平31規則41・改）

(1)　一般廃棄物収集運搬業

一般廃棄物収集運搬業／許可／許可更新／申請書（第17号様式）

(2)　一般廃棄物処分業

一般廃棄物処分業／許可／許可更新／申請書（第18号様式）

2　法第7条の2第1項の規定により一般廃棄物収集運搬業又は一般廃棄物処分業の事業範囲の変更の許可を受けようとする者は、一般廃棄物／収集運搬／処分／業の事業範囲変更許可申請書（第19号様式）を、許可を受けようとする日の30日前までに市長に提出しなければならない。

（平29規則21・改）

（許可証の交付）

第18条　市長は、法第7条第1項若しくは第6項又は法第7条の2第1項の規定により一般廃棄物収集運搬業若しくは一般廃棄物処分業の許可又は事業範囲の変更の許可をしたときは、次の各号に掲げる業の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める許可証を申請者に交付するものとする。

（平29規則21・平31規則41・改）

(1)　一般廃棄物収集運搬業　一般廃棄物収集運搬業許可証（第20号様式）

(2)　一般廃棄物処分業　一般廃棄物処分業許可証（第21号様式）

2　一般廃棄物収集運搬業又は一般廃棄物処分業の許可を受けた者（以下「許可業者」という。）は、許可証を亡失し、又は損傷したときは、速やかに市長に許可証再交付申請書（第22号様式）を提出し、許可証の再交付を受けなければならない。

（平29規則21・改）

3　許可証は、他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

（平29規則21・改）

（一般廃棄物収集運搬業等の区域指定）

第19条　一般廃棄物収集運搬業又は一般廃棄物処分業（以下「一般廃棄物収集運搬業等」という。）を営む区域は、別に指定することができる。

（平29規則21・改）

（収集運搬車の表示）

第20条　一般廃棄物収集運搬業等に供する自動車を使用する許可業者は、当該自動車の外側に、次の各号に掲げる表示をしなければならない。

（平24規則14・平29規則21・改）

(1)　事業系一般廃棄物を収集運搬する自動車にあっては、事業系ごみ収集車

(2)　ふん尿を収集運搬する自動車にあっては、し尿収集車

(3)　浄化槽汚でいを収集運搬する自動車にあっては、浄化槽汚でい収集車

2　許可業者は、車両の両側面に当該許可業者の氏名、名称又は記号及び前項該当各号の表示をするほか、後方面に市長が指定する番号を表示しなければならない。

（平29規則21・改）

3　前2項の表示文字の大きさは、15センチメートル以上とする。ただし、許可業者の氏名、名称及び記号の表示にあっては、10センチメートル以上とすることができる。

（平29規則21・改）

4　事業系一般廃棄物を収集運搬する許可業者は、車両の両側面に黒色の斜線（斜線の幅は、25センチメートルとする。）を引かなければならない。

（平24規則14・平29規則21・改）

（業務従事者の身分証明）

第21条　市長は、許可業者その他の当該業務に従事するものに対し、その身分を示す一般廃棄物収集運搬業等従業員証（第23号様式）を発行するものとする。

（平29規則21・改）

2　許可業者は、従事者に常に従業員証を所持させなければならない。

（平29規則21・改）

3　従業員証の有効期限は、当該従事者が属する許可業者の許可の期間内とする。

（平29規則21・改）

4　従事者が、退職その他の理由により、一般廃棄物の収集運搬又は処分に従事しなくなったときは、直ちにその旨を市長に届け出るとともに、当該従業員証を返納しなければならない。

（平29規則21・改）

（一般廃棄物収集運搬業等に係る廃止等）

第22条　法第7条の2第3項の規定による届出は、一般廃棄物収集運搬業等廃止・変更届書（第24号様式）により行うものとする。

（平29規則21・改）

（許可の取消）

第23条　市長は、許可業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消し、又は期間を定めてその業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

（平29規則21・改）

(1)　法、条例又はこの規則に違反したとき。

(2)　偽りその他不正の手段により許可を受けたとき。

(3)　法第7条第3項に規定する許可の基準又は許可証の許可条件に適合しなくなったとき。
(4)　正当な理由がなく1月以上業務の全部又は一部を休止したとき。
(5)　市外から排出された廃棄物を市の処理施設に運搬し、処分したとき。
(6)　その他市長の指示に従わず、不適正な行為を行ったとき。

2　市長は、前項の規定により許可を取り消し、又は業務の全部若しくは一部の停止を命ずるときは、一般廃棄物／収集運搬／処分／業許可取消書（第25号様式）又は一般廃棄物／収集運搬／処分／業業務停止命令書（第26号様式）により行うものとする。

（平29規則21・改）

（許可証の返還）

第24条　許可業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに許可証を市長に返還しなければならない。

（平29規則21・改）

(1)　法第7条の3第1項の規定により許可を取り消されたとき。
(2)　当該許可に係る事業の全部を廃止したとき。

（浄化槽清掃業の許可申請）

第25条　浄化槽法第35条第1項の規定により、浄化槽清掃業の許可を受けようとする者は、浄化槽清掃業許可申請書（第27号様式）を市長に提出しなければならない。

（平29規則21・改）

第26条　厚生省関係浄化槽法施行規則（昭和59年厚生省令第17号）第10条第2項第5号に規定する市長が必要と認める添付書類は、次の事項を記載したものとする。

（平29規則21・改）

(1)　代表者の本籍及び生年月日
(2)　代表者及び従業員の業務経験年数
(3)　専門的知識を有する者の氏名及び資格証明の写し
(4)　汚泥等の収集、運搬及び処分の方法
(5)　浄化槽の清掃実績
(6)　取扱料金
(7)　前各号に定めるもののほか市長が必要と認める事項

（浄化槽清掃業の許可）

第27条　市長は、浄化槽法第35条第4項の規定により浄化槽清掃業の許可をしたときは、浄化槽清掃業許可証（第28号様式）を申請者に交付するものとする。

（平29規則21・改）

2　浄化槽清掃業の許可を受けた者は、許可証を亡失し、又は損傷したときは、速やかに市長に許可証再交付申請書（第29号様式）を提出し、許可証の再交付を受けなければならない。

（平29規則21・改）

3　許可証は、他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

（平29規則21・改）

（排せつ基準）

第28条　条例別表第1第1項第2号の規則で定める排せつ基準量は、1人1月36リットルとする。

（平29規則21・改）

（汲取作業困難の基準）

第29条　条例別表第1第1項第6号に掲げる汲取作業が特に困難であると市長が認める場合は、次の各号に定める基準の一に該当する場合において認定するものとする。

（平29規則21・改）

(1)　遠距離のため他人の宅地内にホースを通し汲取る場合
(2)　家屋の床上にホースを通し汲取る場合
(3)　便槽までの通路が狭いため汲取作業が困難な場合

（申請書等）

第30条　次の各号に掲げる申請書等の様式は、当該各号に定めるとおりとする。

（平31規則41、令元規則6・改）

(1)　法第8条第2項の申請書　一般廃棄物処理施設設置許可申請書（第30号様式）
(2)　省令第4条の4第1項の申請書　一般廃棄物処理施設使用前検査申請書（第31号様式）
(3)　省令第4条の4の2の申請書　一般廃棄物処理施設定期検査申請書（第32号様式）
(4)　省令第4条の17の報告書　特定一般廃棄物最終処分場状況等報告書（第33号様式）
(5)　省令第5条の3第1項の申請書　一般廃棄物処理施設変更許可申請書（第34号様式）
(6)　省令第5条の4の2第1項又は第5条の9の2第1項の届出書　一般廃棄物処理施設軽微変更等届出書（第35号様式）
(7)　省令第5条の5第1項又は第5条の10第1項の届出書　一般廃棄物最終処分場の埋立処分終了届出書（第36号様式）
(8)　省令第5条の5の2第1項又は第5条の5の2の2第1項若しくは第5条の10の2第1項の申請書　一般廃棄物最終処分場廃止確認申請書（第37号様式）
(9)　省令第5条の5の5第1項の申請書　熱回収一般廃棄物処理施設設置者認定申請書（第38号様式）
(10)　省令第5条の5の10第1項の届出書　熱回収一般廃棄物処理施設休廃止等届出書（第39号様式）
(11)　省令第5条の5の11第1項の報告書　熱回収一般廃棄物処理施設熱回収報告書（第40号様式）
(12)　法第9条の3第1項の規定による届出書　一般廃棄物処理施設設置届出書（第41号様式）
(13)　省令第5条の8第1項の届出書　一般廃棄物処理施設変更届出書（第42号様式）

(14)　省令第5条の10の3の協議書　非常災害に係る一般廃棄物処理施設設置協議書（第43号様式）
(15)　法第9条の3の3第1項の規定による届出書　非常災害に係る一般廃棄物処理施設設置届出書（第43号様式の2）
(16)　省令第5条の10の10の届出書　非常災害に係る一般廃棄物処理施設変更届出書（第43号様式の3）
(17)　省令第5条の10の12の届出書　非常災害に係る一般廃棄物処理施設軽微変更等届出書（第43号様式の4）
(18)　省令第5条の11第1項の申請書　一般廃棄物処理施設譲受け・借受け許可申請書（第44号様式）
(19)　省令第5条の12第1項の申請書　合併・分割認可申請書（第45号様式）
(20)　省令第6条第1項の届出書　相続届出書（第46号様式）
(21)　省令第12条の7の17第2項の届出書　産業廃棄物処理施設設置者に係る一般廃棄物処理施設設置届出書（第47号様式）
(22)　省令第12条の7の17第5項の規定による届出書　産業廃棄物処理施設設置者に係る一般廃棄物処理施設届出事項変更（廃止）届出書（第48号様式）

（廃棄物処理施設の設置許可証の交付）

第31条　市長は、法第8条第1項の規定による一般廃棄物処理施設の設置の許可をしたとき、又は法第9条第1項の規定による当該施設の変更の許可をしたときは、一般廃棄物処理施設設置（変更）許可証（第49号様式。以下「許可証」という。）を交付するものとする。

（平31規則41）

2　前項に規定する許可を受けた者は、許可証を亡失し、又は損傷したときは、速やかに廃棄物処理施設設置（変更）許可証再交付申請書（第50号様式）を市長に提出し、許可証の再交付を受けなければならない。

（平31規則41）

3　前項の場合において、再交付の申請の理由が許可証の破損又は汚損であるときは、当該破損又は汚損した許可証を添付しなければならない。

（平31規則41）

（一般廃棄物処理施設の使用前の検査の結果通知）

第32条　市長は、法第8条の2第5項（法第9条第2項において準用する場合を含む。）の規定による検査をしたときは、当該検査の結果を一般廃棄物処理施設使用前検査結果通知書（第51号様式）により通知するものとする。

（平31規則41）

（一般廃棄物処理施設の定期検査の結果通知）

第33条　市長は、法第8条の2の2第1項の規定による検査をしたときは、当該検査の結果を一般廃棄物処理施設定期検査結果通知書（第52号様式）により通知するものとする。

（平31規則41）

（一般廃棄物の最終処分場の廃止の確認の結果通知）

第34条　市長は、法第9条第5項（法第9条の3第11項において準用する場合を含む。）又は法第9条の2の3第2項の規定による確認をしたときは、一般廃棄物最終処分場廃止確認通知書（第53号様式）により通知するものとする。

（平31規則41）

（熱回収の機能を有する一般廃棄物処理施設の認定証の交付）

第35条　市長は、法第9条の2の4第1項の規定による熱回収の機能を有する一般廃棄物処理施設の認定をしたときは、熱回収一般廃棄物処理施設設置者認定証（第54号様式）を交付するものとする。

（平31規則41）

（市町村の設置に係る一般廃棄物処理施設設置等に係る確認の通知）

第36条　法第9条の3第4項ただし書（同条第9項において準用する場合を含む。）の規定による通知は、一般廃棄物処理施設確認通知書（第55号様式）によるものとする。

（平31規則41）

（市町村による非常災害に係る一般廃棄物処理施設の同意）

第37条　市長は、法第9条の3の2第1項の規定による同意をしたときは、非常災害に係る一般廃棄物処理施設同意書（第56号様式）を交付するものとする。

（平31規則41）

（非常災害に係る一般廃棄物処理施設設置等に係る確認の通知）

第37条の2　法第9条の3の3第3項において読み替えて準用する第9条の3第4項ただし書（同条第9項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による通知は、非常災害に係る一般廃棄物処理施設確認通知書（第56号様式の2）によるものとする。

（令元規則6）

（廃棄物処理施設の譲受け等許可証の交付）

第38条　市長は、法第9条の5第1項の規定による許可をしたとき、又は法第15条の4において読み替えて準用する法第9条の5第1項の規定による許可をしたときは、一般廃棄物（産業廃棄物）処理施設譲受け（借受け）許可証（第57号様式）を交付するものとする。

（平31規則41）

（廃棄物許可施設設置者の合併等認可証の交付）

第39条　市長は、法第9条の6第1項の規定による認可をしたとき、又は法第15条の4において読み替えて準用する法第9条の6第1項の規定による認可をしたときは、一般廃棄物（産業廃棄物）許可施設設置者合併（分割）許可証（第58号様式）を交付するものとする。

（平31規則41）

（廃棄物許可施設設置者相続届出の受理書の交付）

第40条　市長は、法第9条の7第2項の規定による届出を受理したとき、又は法第15条の4において準用する法第9条の7第2

項の規定による届出を受理したときは、一般廃棄物（産業廃棄物）許可施設設置者相続届出受理書（第59号様式）を交付するものとする。

（平31規則41）

（産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設の設置についての特例の届出の受理）

第41条　省令第12条の7の17第4項の受理書は、産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設の設置についての特例届出受理書（第60号様式）とする。

（平31規則41）

2　市長は、省令第12条の7の17第5項の規定による変更の届出を受理したときは、前項の受理書に当該変更に係る事項を追記し、交付するものとする。

（平31規則41）

（再生利用業の指定の申請等）

第42条　省令第9条第2号又は第10条の3第2号の指定（以下「再生利用業指定」という。）を受けようとする者（市長が別に定める者を除く。）は、再生利用業指定申請書（第61号様式）を市長に提出しなければならない。

（平31規則41）

2　市長は、再生利用業指定をしたときは、再生利用業指定証（第62号様式。以下「指定証」という。）を交付するものとする。

（平31規則41）

3　再生利用業指定を受けた者（以下「再生利用業指定業者」という。）は、その再生利用業指定の事業の範囲の変更をしようとするときは、再生利用業変更指定申請書（第63号様式）に指定証を添えて市長に提出しなければならない。ただし、その変更が事業の一部の廃止であるときは、この限りでない。

（平31規則41）

4　再生利用業指定業者は、その再生利用業指定の事業の範囲の全部又は一部を廃止するときは、再生利用業廃止届出書（第64号様式）に指定証を添えて市長に提出しなければならない。

（平31規則41）

5　再生利用業指定業者は、再生利用業指定に係る次に掲げる事項に変更が生じたときは、再生利用業変更届出書（第65号様式）に指定証を添えて市長に提出しなければならない。

（平31規則41）

(1)　住所
(2)　氏名又は名称及び法人にあっては、その代表者の氏名
(3)　事業場の所在地
(4)　再生利用の目的
(5)　取引関係

6　第2項の規定は、第3項の事業の範囲の変更、第4項の規定による事業の範囲の一部の廃止及び前項の変更について準用する。

（平31規則41）

7　再生利用業指定業者は、指定証を破損し、汚損し、又は亡失したときは、再生利用業指定証再交付申請書（第66号様式）に、破損し、又は汚損した指定証を添えて市長に提出するものとする。

（平31規則41）

8　指定証の再交付を受けた者は、亡失した指定証を発見したときは、直ちに当該指定証を市長に返還しなければならない。

（平31規則41）

（欠格要件に係る届出）

第43条　次の各号に掲げる届出書の様式は、当該各号に定めるところによる。

（平31規則41）

(1)　省令第10条の10の3又は第10条の24の届出書　欠格要件に係る届出書（第67号様式）
(2)　省令第5条の5の3又は第12条の11の3の届出書　欠格要件に係る届出書（第68号様式）

（産業廃棄物処理業者等に係る実績報告書の徴収）

第44条　次の各号に掲げる者は、当該各号に定める様式により、毎年6月30日までに、その年の3月31日以前の1年間における産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の収集、運搬又は処分の実績を記載した報告書を市長に提出しなければならない。

（平31規則41）

(1)　（特別管理）産業廃棄物収集運搬業者（甲府市内のみにおいて収集運搬の許可を受けたものに限る。）　産業廃棄物収集運搬業実績報告書（第69号様式）
(2)　（特別管理）産業廃棄物処分業者　産業廃棄物処分業実績報告書（第70号様式）
(3)　産業廃棄物処理施設設置事業者　産業廃棄物処理実績報告書（第71号様式）

（最終処分場埋立終了届出台帳）

第45条　法第19条の12第1項の台帳は、最終処分場埋立終了届出台帳（第72号様式）とする。

（平31規則41）

（最終処分場埋立終了届台帳の閲覧）

第46条　法第19条の12第3項の規定による台帳又はその写しの閲覧（以下「台帳の閲覧」という。）の場所は、甲府市環境部とする。

（平31規則41）

2　台帳の閲覧の時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。

（平31規則41）
3　次に掲げる日においては、台帳の閲覧をすることができない。
（平31規則41）
(1)　日曜日及び土曜日
(2)　国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
(3)　12月29日から同月31日までの日、1月2日及び同月3日
4　前2項の規定にかかわらず、市長は、特に必要があると認めるときは、台帳の閲覧に供しない日を設け、又は台帳の閲覧の時間を変更することができる。
（平31規則41）
5　台帳の閲覧をしようとする者は、廃棄物最終処分場埋立処分終了届出台帳閲覧請求書（第73号様式）を市長に提出しなければならない。
（平31規則41）
6　台帳の閲覧を請求した者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
（平31規則41）
(1)　職員の指示に従って台帳の閲覧をすること。
(2)　台帳又はその写しを汚損し、又は毀損しないこと。
(3)　他人に迷惑をかけるような行為をしないこと。
7　市長は、台帳の閲覧の請求をした者が前項の規定に違反したときは、その閲覧を停止し、又は禁止することができる。
（平31規則41）
（事故状況等の届出）
第47条　法第21条の2第1項の規定による届出は、特定処理施設に係る事故状況等届出書（第74号様式）によらなければならない。
（平31規則41）
（申請書等の提出部数）
第48条　法、政令、省令及びこの規則により市長に提出する申請書等の提出部数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める部数とする。
（平31規則41）
(1)　第30条第1号に規定する一般廃棄物処理施設設置許可申請書及び同条第5号に規定する一般廃棄物処理施設変更許可申請書　正副各1部
(2)　その他の申請書等　1部
（雑則）
第49条　この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。
（平29規則21・平31規則41・改）
附　則
1　この規則は、平成6年1月1日から施行する。
2　この規則の施行前に、改正前の甲府市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則の規定によってした申請、届出、処分その他の行為で、この規則に相当規定があるものは、この規則の相当規定によってした申請、届出、処分その他の行為とみなす。
附　則（平成7年8月31日規則第26号）
この規則は、平成7年9月1日から施行する。
附　則（平成13年3月30日規則第25号）
この規則は、平成13年4月1日から施行する。
附　則（平成14年3月29日規則第6号）
1　この規則は、平成14年4月1日から施行する。
2　この規則の施行の際、現に存するこの規則による改正前の書式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。
附　則（平成16年3月31日規則第1号）抄
1　この規則は、平成16年4月1日から施行する。
附　則（平成16年3月31日規則第15号）
この規則は、平成16年4月1日から施行する。
附　則（平成17年7月1日規則第28号）
1　この規則は、公布の日から施行する。
2　この規則による改正後の第18条第2項の規定は、平成17年7月1日以後に処理する浄化槽汚泥に係る処理手数料から適用し、同日前に処理した浄化槽汚泥に係る処理手数料については、なお従前の例による。
附　則（平成18年3月31日規則第34号）抄
1　この規則は、平成18年4月1日から施行する。
附　則（平成24年3月30日規則第14号）
この規則は、平成24年4月1日から施行する。
附　則（平成28年3月31日規則第30号）
1　この規則は、平成28年4月1日から施行する。
2　この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の書式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附　則（平成29年3月31日規則第21号）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附　則（平成31年3月29日規則第41号）

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附　則（令和元年6月28日規則第6号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（令和3年3月30日規則第17号）

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附　則（令和4年3月31日規則第5号）抄

1　この規則は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第8条の3関係）

（平24規則14、平31規則41・改）

指定排出物	区分		品目
	紙類		紙箱、紙袋、紙パック、広告紙、雑誌、新聞紙、段ボール、包装紙、本
	びん類		一升びん、ドリンクびん、ビールびん
	金属類	あ	アイロン、網戸、アルミ缶、アルミサッシ、アルミホイール、アンプ、一輪車、MDレコーダー、オーブントースター、おたま
		か	カーテンレール、加湿器、カセットコンロ、鎌、カメラ、ガスコンロ、脚立、金庫、くわ、ケーブル、ゲーム用ソフト、工具、米びつ、ゴルフクラブ
		さ	三輪車、CDプレーヤー、収納棚、照明器具、自転車、ジャッキ、スキーのストック、スコップ、スチール缶、スチール棚、スチールテーブル、スピーカー、スプーン、石油ストーブ、扇風機
		た	チェーン、チューナー、手押し車、鉄アレイ、鉄線、鉄板、DVDレコーダー、電気コード、電気こたつ、電気炊飯器、電気ストーブ、電気掃除機、電気ポット、電子レンジ、台車、トースター、トタン、銅線
		な	なべ
		は	バケツ、パイプ、パイプベット、ビデオデッキ、ファンヒーター、フライパン、プリンター、ヘアドライヤー、包丁、ホットプレート
		ま	ミシン、物干し竿
		や	やかん、湯沸かし器
		ら	ラジオ、ラジオカセットレコーダー、レコードプレーヤー、ロッカー
		わ	ワードプロセッサー
		その他金属を含む物	

○甲府市リサイクルプラザ条例

平成9年3月25日
条例第15号
改正　平成15年9月17日条例第33号
平成16年9月17日条例第30号
平成17年6月17日条例第34号
平成17年12月16日条例第48号
平成28年9月23日条例第41号
平成29年3月27日条例第14号
令和元年9月27日条例第12号

（目的）

第1条　この条例は、市民自ら資源の節約又はリサイクル等環境保全について学ぶための中核施設として、並びに市民相互のふれあいと交流の場を提供し、及び市民の健康増進を図るための施設として、甲府市リサイクルプラザを設置し、その管理について必要な事項を定めることを目的とする。

（平28条例41・改）

（名称及び位置）

第2条　リサイクルプラザの名称及び位置は、次のとおりとする。

（平17条例48・改）

名称	位置
甲府市リサイクルプラザ	甲府市上町601番地2

（設置）

第3条　甲府市リサイクルプラザ（以下「プラザ」という。）に別表の施設区分の欄に掲げる施設を置く。

（事業）

第4条　プラザは次の各号に掲げる事業を行う。

（平28条例41・改）

(1)　廃棄物の減量及びリサイクルについての情報の収集及び提供に関すること。
(2)　廃棄物の減量及びリサイクルについての相談及び指導に関すること。
(3)　市民の環境保全に対する意識の啓発に関すること。
(4)　プラザ利用者の自主的な活動の支援に関すること。
(5)　廃棄物の再生処理及び再生品の提供等に関すること。
(6)　プラザの施設及び設備を利用に供すること。
(7)　市民の健康増進に関すること。
(8)　その他プラザの設置の目的を達成するため必要な事業

（指定管理者による管理）

第5条　プラザの管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

（平17条例34）

（指定管理者の業務）

第6条　指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

（平17条例34、平28条例41・改）

(1)　第4条第3号、第4号及び第6号から第8号までに掲げる事業の実施に関する業務
(2)　利用の許可に関する業務
(3)　施設、設備等の維持管理に関する業務
(4)　前3号に掲げるもののほか、市長が定める業務

（休館日及び開館時間等）

第7条　プラザの休館日は、次に掲げるとおりとする。

（平17条例34）

(1)　月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たる場合は、その翌日）
(2)　12月29日から翌年1月3日まで

2　プラザの開館時間は、午前9時から午後9時までとする。

（平17条例34）

3　前2項の規定にかかわらず、指定管理者が特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て、臨時に開館し、若しくは休館し、又は開館時間及び利用時間を変更することができる。

（平17条例34）

（利用の許可等）

第8条　プラザを利用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。

（平17条例34・改）

2　指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、プラザの利用を許可しないことができる。

（平15条例33・平17条例34・改）

(1)　公の秩序又は善良な風俗を害すると認められるとき。
(2)　集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。
(3)　施設、設備等をき損する恐れがあると認められるとき。
(4)　営業又は営利を目的として利用するとき。
(5)　前各号に掲げるもののほか、プラザの管理上支障があると認められるとき。

（利用許可の取消し等）

第9条　指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、施設の利用の許可を取消し、又は利用を制限し、若しくは停止することができる。この場合において、これらの処分により利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）が損害を受けても、指定管理者は、その賠償の責めを負わない。

（平15条例33・平17条例34・改）

(1)　利用者が、利用許可を受けた目的以外に利用し、又は利用条件に違反したとき。
(2)　利用者が、この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
(3)　前条第2項各号のいずれかに該当すると認められるに至ったとき。
(4)　災害その他の事故により、利用を許可した施設が利用できなくなったとき。
(5)　前各号に掲げるもののほか、指定管理者が特に必要があると認めるとき。

（利用料金）

第10条　プラザの利用者は、別表に掲げる区分に従い利用料金を利用の際納付しなければならない。

（平17条例34・改）

2　市長は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として収受させる。

（平17条例34・改）

（回数利用券）

第11条　指定管理者は、利用者の利便を図るため、回数利用券を発行することができる。

（平17条例34・改）

（利用料金の減免）

第12条　指定管理者は、市長が別に定めるところにより、利用料金を減額し、又は免除することができる。

（平17条例34・平28条例41・改）

（利用料金の還付）

第13条　既に納付された利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者が特別な理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

（平17条例34・改）

（損害賠償）

第14条　故意又は過失によりプラザの施設、設備等に損害を与えた者は、市長が相当と認める損害額を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、その額を減額し、又は免除することができる。

（平17条例34・改）

（委任）

第15条　この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

（平17条例34・改）

附　則

（施行期日）

1　この条例は、平成9年4月1日から施行する。

（議会の議決に付すべき公の施設の廃止及び長期かつ独占的利用に関する条例の一部改正）

2　議会の議決に付すべき公の施設の廃止及び長期かつ独占的利用に関する条例（昭和43年3月条例第5号）の一部を次のように改正する。

次のよう　略

附　則（平成15年9月17日条例第33号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成16年9月17日条例第30号）

この条例は、平成16年10月12日から施行する。

附　則（平成17年12月16日条例第48号）

この条例は、平成18年3月1日から施行する。

附　則（平成17年6月17日条例第34号）

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附　則（平成28年9月23日条例第41号）

1　この条例は、平成29年4月1日から施行する。
2　改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る利用料金について適用する。

附　則（平成29年3月27日条例第14号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（令和元年9月27日条例第12号）抄

（施行期日）

1　この条例は、令和元年10月1日から施行する。

（甲府市リサイクルプラザ条例の一部改正に伴う経過措置）

9　第17条の規定による改正後の甲府市リサイクルプラザ条例（次項において「新リサイクルプラザ条例」という。）別表の規定は、施行日以後の利用及び施行日以後に発行する回数利用券に係る利用料金について適用する。

10　施行日前に第17条の規定による改正前の甲府市リサイクルプラザ条例第11条の規定により発行された回数利用券は、新リサイクルプラザ条例第11条の規定により発行された回数利用券とみなす。

別表（第3条、第10条関係）

（平16条例30・改、平17条例34・平28条例41・全改、平29条例14・改、令元条例12・全改）

<table>
<tr><th rowspan="3">施設区分</th><th rowspan="3">利用時間</th><th colspan="4">利用料金</th></tr>
<tr><th colspan="2">市内及び笛吹市内に居住する者</th><th colspan="2">その他の者</th></tr>
<tr><th>一般</th><th>小・中学生</th><th>一般</th><th>小・中学生</th></tr>
<tr><td>プール</td><td>午前9時30分から午後8時30分まで</td><td rowspan="3">410円
回数利用券（6枚綴）
2,090円</td><td rowspan="3">100円
回数利用券（6枚綴）
520円</td><td rowspan="3">830円
回数利用券（6枚綴）
4,190円</td><td rowspan="3">200円
回数利用券（6枚綴）
1,040円</td></tr>
<tr><td>浴室</td><td>午前10時00分から午後4時30分まで</td></tr>
<tr><td>トレーニング室</td><td>午前9時00分から午後8時30分まで</td></tr>
<tr><td rowspan="3">体育館（再生品頒布室）</td><td>午前9時30分から午後0時30分まで</td><td rowspan="3">各時間帯とも
1室1,040円</td><td rowspan="3">各時間帯とも
1室520円</td><td rowspan="3">各時間帯とも
1室2,090円</td><td rowspan="3">各時間帯とも
1室1,040円</td></tr>
<tr><td>午後1時30分から午後4時30分まで</td></tr>
<tr><td>午後5時30分から午後8時30分まで</td></tr>
<tr><td rowspan="3">和室1（リサイクルセミナー室）</td><td>午前9時30分から午後0時30分まで</td><td colspan="2" rowspan="3">各時間帯とも
1室200円</td><td colspan="2" rowspan="3">各時間帯とも
1室410円</td></tr>
<tr><td>午後1時30分から午後4時30分まで</td></tr>
<tr><td>午後5時30分から午後8時30分まで</td></tr>
<tr><td rowspan="3">和室2（リサイクルセミナー室）</td><td>午前9時30分から午後0時30分まで</td><td colspan="2" rowspan="3">各時間帯とも
1室200円</td><td colspan="2" rowspan="3">各時間帯とも
1室410円</td></tr>
<tr><td>午後1時30分から午後4時30分まで</td></tr>
<tr><td>午後5時30分から午後8時30分まで</td></tr>
<tr><td rowspan="3">会議室（環境セミナー室）</td><td>午前9時30分から午後0時30分まで</td><td colspan="2" rowspan="3">各時間帯とも
1室200円</td><td colspan="2" rowspan="3">各時間帯とも
1室410円</td></tr>
<tr><td>午後1時30分から午後4時30分まで</td></tr>
<tr><td>午後5時30分から午後8時30分まで</td></tr>
<tr><td>図書コーナー</td><td>午前9時00分から午後8時30分まで</td><td colspan="4" rowspan="3">無料</td></tr>
<tr><td>展示コーナー</td><td>午前9時00分から午後8時30分まで</td></tr>
<tr><td>なでしこ工房</td><td>午前9時00分から午後4時00分まで</td></tr>
</table>

○甲府市リサイクルプラザ条例施行規則

平成9年3月31日
規則第18号

(目的)

第1条　この規則は、甲府市リサイクルプラザ条例(平成9年3月条例第15号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(用語)

第2条　この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

(利用許可の申請)

第3条　条例第8条の規定により、施設(プール、浴室及びトレーニング室を除く。)の利用の許可を受けようとする者は、甲府市リサイクルプラザ利用許可申請書(第1号様式)を指定管理者に提出しなければならない。

(平17規則34・平29規則22・改)

(利用の許可)

第4条　指定管理者は、前条の規定により申請のあった施設の利用を許可したときは、甲府市リサイクルプラザ利用許可書(第2号様式)を交付するものとする。

(平17規則34・平29規則22・改)

2　指定管理者は、プール、浴室又はトレーニング室を利用する者が条例第10条に規定する利用料金の納入をしたときは、利用券(第3号様式)を交付し、利用を許可するものとする。

(平17規則34・平29規則22・改)

(利用許可書等の提示)

第5条　利用許可書又は利用券は、施設を利用する際、係員に提示しなければならない。

(平17規則34・改)

(利用料金の減免)

第6条　条例第12条の規定による利用料金の減額又は免除の範囲は、次のとおりとする。

(平15規則22・平16規則36・平17規則34・平19規則31・平20規則21・平29規則22・改)

(1)　身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)の規定に基づく身体障害者手帳の交付を受けている者で市内及び笛吹市内に居住する者　免除

(2)　療育手帳制度要綱に基づく療育手帳の交付を受けている者で市内及び笛吹市内に居住する者　免除

(3)　精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)の規定に基づく精神障害者福祉手帳の交付を受けている者で市内及び笛吹市内に居住する者　免除

(4)　高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)の規定に基づく被保険者証の交付を受けている者で市内及び笛吹市内に居住する者　免除

(5)　小学校、中学校及び高等学校(特別支援学校を含む。)の児童又は生徒で市内及び笛吹市内に居住する者(これらの者が土曜日に施設を使用する場合に限る。)　免除

(6)　前各号に定めるもののほか、市長が特に必要があると認める者　減額又は免除

2　前項に定めるもののほか、当該利用者が環境教育その他環境の保全を目的とした取組を行うために再生品頒布室、リサイクルセミナー室又は環境セミナー室を利用する場合は、利用料金を免除することができる。

(平29規則22)

3　前2項の規定により利用料金の減額又は免除を受けようとする者は、甲府市リサイクルプラザ利用料金減免申請書(第4号様式)を指定管理者に提出しなければならない。

(平17規則34・平29規則22・改)

(利用の変更等の手続)

第7条　利用者は、利用許可申請書に記載した事項を変更し、又は利用を取消そうとするときは、甲府市リサイクルプラザ利用変更(取消)届(第5号様式)を速やかに指定管理者に提出しなければならない。

(平17規則34・改)

(利用者の守るべき事項)

第8条　プラザの利用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

(平17規則34・改)

(1)　施設、設備等をき損し、又は汚損しないこと。

(2)　利用許可のない施設等を利用しないこと。

(3)　他人に危害を及ぼし、又は迷惑となる物品若しくは動物の類を携帯し、若しくは連行しないこと。

(4)　前3号に掲げるもののほか、プラザの利用について係員の指示に従うこと。

(5)　その他プラザの管理について、指定管理者の指示する事項

(委任)

第9条　この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

(平17規則34・改)

附　則

この規則は、平成9年4月1日から施行する。

附　則(平成15年3月31日規則第22号)

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附　則(平成16年9月17日規則第36号)

この規則は、平成16年10月12日から施行する。

附　則(平成17年9月22日規則第34号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附　則(平成19年3月30日規則第31号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附　則(平成20年3月31日規則第21号)抄

(施行期日)

1　この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附　則(平成29年3月31日規則第22号)

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

○市町村から委託を受けて非常災害により生じた廃棄物の処分を行うための一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例

令和元年6月28日
条例第4号

（目的）

第1条　この条例は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第9条の3の3第2項（同条第3項において読み替えて準用する法第9条の3第9項により準用する場合を含む。以下同じ。）の規定に基づき、法第9条の3の3第1項の規定による一般廃棄物処理施設の設置に係る届出及び同条第3項において読み替えて準用する法第9条の3第8項の規定による一般廃棄物処理施設の変更に係る届出に際し、市町村から委託を受けて非常災害により生じた廃棄物の処分を行うための一般廃棄物処理施設を設置する者（以下「受託者」という。）が実施した周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査（以下「生活環境影響調査」という。）の結果及び法第8条第2項各号に掲げる事項を記載した書類（以下「報告書等」という。）の縦覧手続並びに生活環境の保全上の見地からの意見書（以下「意見書」という。）の提出の方法を定めることにより、設置又は変更に関し利害関係を有する者（以下「利害関係者」という。）に意見書を提出する機会を付与することを目的とする。

（対象となる施設の種類）

第2条　報告書等の公衆への縦覧及び意見書の提出の対象となる一般廃棄物処理施設は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第5条第1項に規定するごみ処理施設のうち焼却施設（以下「施設」という。）とする。

（縦覧の実施の届出）

第3条　受託者は、法第9条の3の3第2項の規定により報告書等を公衆の縦覧に供しようとするときは、次に掲げる事項を記載した書面を市長に届け出なければならない。

(1)　受託者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
(2)　施設の名称
(3)　施設の設置の場所
(4)　施設の種類
(5)　施設において処理する一般廃棄物の種類
(6)　施設の処理能力
(7)　実施した生活環境影響調査の項目
(8)　報告書等を縦覧に供する場所（以下「縦覧の場所」という。）及び期間（以下「縦覧の期間」という。）
(9)　意見書の提出先

（縦覧の告示）

第4条　市長は、前条の規定による届出があったときは、速やかに次に掲げる事項を告示するものとする。

(1)　前条各号に掲げる事項
(2)　利害関係者は、意見書の提出期限までに意見書を受託者に提出することができる旨
(3)　意見書の提出期限

（縦覧の場所及び期間）

第5条　縦覧の場所は、次に掲げる場所とする。

(1)　受託者の主たる事業所
(2)　甲府市環境部
(3)　その他市長が必要と認める場所

2　縦覧の期間は、前条の規定による告示の日から起算して1月間とする。

（意見書の提出先及び提出期限）

第6条　意見書の提出先は、次に掲げる場所とする。

(1)　受託者の主たる事業所
(2)　その他市長が必要と認める場所

2　意見書の提出期限は、前条第2項の縦覧の期間が満了した日の翌日から起算して2週間を経過する日とする。

（環境影響評価との関係）

第7条　施設の設置又は変更に関し、環境影響評価法（平成9年法律第81号）又は山梨県環境影響評価条例（平成10年山梨県条例第1号）に基づく環境影響評価（生活環境影響調査に相当する内容を有するものに限る。）に係る告示、縦覧等の手続を経たものは、第3条から前条までに規定する手続を経たものとみなす。

（他の市町村との協議）

第 8 条　市長は、受託者が生活環境影響調査を実施した地域に他の市町村の区域が含まれているときは、当該区域を管轄する市町村の長に、報告書等の写しを送付し、当該区域における縦覧等の手続について協議するものとする。

（委任）

第 9 条　この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

○市町村から委託を受けて非常災害により生じた廃棄物の処分を行うための一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例施行規則

令和元年6月28日
規則第2号

（趣旨）

第1条　この規則は、市町村から委託を受けて非常災害により生じた廃棄物の処分を行うための一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例（令和元年6月条例第4号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

（用語）

第2条　この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

（甲府市環境部における縦覧時間等）

第3条　甲府市環境部における縦覧は、甲府市の休日を定める条例（平成元年3月条例第13号）第1条第1項各号に掲げる日を除く日の午前8時30分から午後5時15分までとする。

2　前項の規定にかかわらず、市長は、必要があると認めるときは、報告書等を縦覧に供しない日を設け、又は縦覧の時間を変更することができる。

（意見書の記載事項）

第4条　意見書を提出しようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した書面により、これを行うものとする。

(1)　氏名及び住所（法人にあっては、名称、代表者の氏名及び登記された事務所又は事業所の所在地）

(2)　意見書の提出の対象となる施設の名称

(3)　意見書の提出の対象となる施設の設置又は変更につき有する利害関係

(4)　生活環境の保全上の見地からの意見

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

○甲府市環境審議会規則

平成13年3月30日
規則第3号

(趣旨)

第１条　この規則は、甲府市環境基本条例(平成13年3月条例第5号)第25条第9項の規定に基づき、甲府市環境審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長)

第２条　審議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2　会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3　会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第３条　審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2　審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3　審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第４条　審議会の庶務は、環境部環境総室環境政策課において処理する。

(委任)

第５条　この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附　則

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附　則(平成18年3月31日規則第34号)抄

1　この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附　則(令和4年3月31日規則第5号)抄

1　この規則は、令和4年4月1日から施行する。

○甲府市消毒用機械器具及び清掃用機械器具貸付規則

昭和49年5月1日
規則第28号

(目的)

第1条　この規則は、衛生的な生活環境の保全を図るため、市が所有する消毒用機械器具及び清掃用機械器具(以下「機械器具」という。)の貸付けに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(機械器具の種類)

第2条　貸付けをする機械器具の種類は、別表のとおりとする。

(貸付けの対象)

第3条　機械器具は、自治会の地区連合会及び単位自治会に貸し付けるものとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(申込みの手続)

第4条　機械器具の貸付けを受けようとする者は、甲府市消毒用機械器具及び清掃用機械器具借受申込書(第1号様式)を市長に提出しなければならない。

(承諾書の交付)

第5条　市長は、前条の規定による申込書の提出があった場合は、これを審査し、適当と認めるときは、甲府市消毒用機械器具及び清掃用機械器具貸付承諾書(第2号様式)を交付するものとする。

(借用書の提出)

第6条　前条の規定により承諾書の交付を受けた者が機械器具の引き渡しを受けたときは、借用書(第3号様式)を市長に提出しなければならない。

(貸付料)

第7条　機械器具の貸付料は、無料とする。

(運搬等に要する経費の負担)

第8条　機械器具の運搬に要する費用及びその使用に必要な消耗品等に要する費用は、機械器具の貸付けを受けた者(以下「借受者」という。)が負担するものとする。

(貸付けの取消し)

第9条　市長は、次の各号の一に該当するときは、機械器具の貸付けを取り消すことができる。

(1)　借受者が、この規則の規定又は貸付条件に違反したとき。

(2)　災害その他の事故により、市において緊急に使用の必要が生じたとき。

(3)　前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めるとき。

(保管等の義務)

第10条　借受者は、借り受けた機械器具を適切な注意をもって使用し、及び保管しなければならない。

(目的外使用及び転貸の禁止)

第11条　借受者は、借り受けた機械器具を承諾を受けた目的外に使用し、又は借受けの権利を他に譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(損害賠償の義務)

第12条　借受者は、借り受けた機械器具をき損し、又は亡失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、天災地変等やむを得ない事情があると市長が認める場合は、この限りでない。

(返還)

第13条　借受者は、借受けを終ったときは、直ちに機械器具を返還しなければならない。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

附　則(昭和58年9月26日規則第41号)

この規則は、公布の日から施行する。

附　則(平成5年6月30日規則第34号)

1　この規則は、平成5年7月1日から施行する。

2　この規則の施行の際現に改正前の規則の規定により作成され、使用されている用紙については、当分の間、使用することができるものとする。

別表(第2条関係)

機械器具の種類	
消毒用具(屋内用)	肩掛式消毒機
	二兼機
	電動式屋内煙霧機
	電動式屋内噴霧機
消毒用具(屋外用)	リヤカー付動力噴霧機
	背負式手動噴霧機

	樹木用電動噴霧機
	背負式動力粉霧機
清掃用具	動力式草刈機
	大鎌
	手鎌
	熊手
	レーキ
	スコップ
	梯子

○甲府市清掃施設等周辺地域環境整備実施基準規則

昭和43年8月14日
規則第50号

(目的)

第1条　この規則は、本市清掃施設又は下水道終末処理施設の設置及び運営管理にあたり、当該施設から発生するおそれがあり、若しくは現に発生する各種の公害及びこれに準ずる被害の防止と排除に努め、あわせてこれら施設の周辺地域住民の生活環境の保全とその積極的な向上を図るために必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条　この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

(昭48規則36・改)

(1)　清掃施設　廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)に規定する一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設並びにこれらに類する施設をいう。

(2)　下水道終末処理場　下水道法(昭和33年法律第79号)第2条第6号に定める終末処理場をいう。

(市の公害防止についての責務)

第3条　市長は、清掃施設又は下水道終末処理場(以下「清掃施設等」という。)の設置及び運営管理にあたっては、当該施設から発生する公害及びこれに準ずる被害(以下「公害等」という。)を防止するため、細心の配慮と適時かつ適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

(整備地区の指定)

第4条　市長は、清掃施設等を設置するにあたり、当該施設の公共性にかんがみ、公害等の影響を受けるおそれがあると認められる当該施設の周辺地域について生活環境の保全と向上を図るため、当該施設を中心とする一定地域を清掃施設等周辺地域生活環境重点整備地区(以下「整備地区」という。)として指定するものとする。

2　前項の指定にあたっては、地域住民の意見が反映されるよう配慮するものとする。

(整備地区指定手続)

第5条　清掃事務を担当する部長(以下「主管部長」という。)は、前条の規定により整備地区を指定する場合は、清掃施設等の開設の日までに当該指定について市長の決定を受けなければならない。

2　主管部長は、前項の規定により整備地区が指定されたときは、直にその旨公示するとともに別記様式により関係者に周知しなければならない。

(整備の基本計画)

第6条　主管部長は、前条の規定により整備地区が指定されたときは、速やかに当該区域内の生活環境の整備に関する基本計画を策定し、市長の決定を受けなければならない。

2　前項の基本計画は、保健、衛生、都市計画等地域住民の生活環境整備のための総合計画とする。

(清掃対策協議会)

第7条　市に清掃施設等の設置について、この規則に定める事項その他清掃行政の総合的かつ適正な推進を図るため、市職員により構成する清掃対策協議会(以下「協議会」という。)を置く。

2　主管部長は、第5条の整備地区の指定及び前条の基本計画の策定について市長の決定を受ける場合、その他清掃施設等の設置に係る対策について協議会に付議する必要があると認められる事項が生じた場合は、協議会の審議に付さなければならない。

3　前2項に定めるもののほか、協議会の運営等について必要な事項は、別に定める。

(財政措置等)

第8条　市長は、整備地区の整備に資するため必要な財政措置その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(その他)

第9条　この規則に定める事項のほかこの規則の運用について必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

1　この規則は、公布の日から施行する。

2　この規則の公布の日、現に設置されている第2条各号の施設については、同日において設置されたものとみなし、この規則を適用する。この場合、第5条第1項中「開設の日」とあるのは、「昭和43年9月1日」と読み替えるものとする。

附　則(昭和48年8月4日規則第36号)

1　この規則は、公布の日から施行する。

2　次の各号に掲げる規定は、当該各号に掲げる日から適用する。

(次の各号略)

附　則(平成7年3月30日規則第14号)

1　この規則は、平成7年4月1日から施行する。

2　この規則の施行の際現に存する改正前の規則の規定により作成され、使用されている用紙については、当分の間、使用することができるものとする。

○甲府市河川清掃補助金交付要綱

平成10年4月1日
環第1号

(目的)

第1　この要綱は、甲府市の計画する市内の一級河川美化事業に基づき、河川清掃を実施する自治会等に対し補助金を交付し、河川愛護思想の啓発及び河川美化活動を推進することを目的とする。

(補助金の額)

第2　補助金の額は、河川清掃実施団体の参加人員及び実施延長等を考慮し、予算の定める範囲内で市長が定める額とする。

(実施申込み)

第3　地区自治会連合会及び地区単位自治会等の会長または代表者(以下「代表者」という。)は、この要綱による河川清掃を実施しようとするときは、河川清掃実施申込書(第1号様式)を事前に市長に提出しなければならない。

2　市長は、前項の申込みがあったときは、これを審査し、適当と認めたときは、代表者に通知するものとする。

(補助金の交付申請)

第4　代表者は、河川清掃終了後に、甲府市河川清掃補助金交付申請書(第2号様式)及び河川清掃実績報告書(第3号様式)を市長に提出しなければならない。

(補助金交付の条件)

第5　市長は第4の交付申請書を受理したときは、その内容を審査し、交付の適否及び補助金額を決定し、甲府市河川清掃補助金交付決定(却下)通知書(第4号様式)により代表者に通知するものとする。ただし、補助金を交付する旨を決定したときは、補助金を交付することにより、これに代えることができるものとする。

2　代表者は、補助対象事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により、この補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）には、第5号様式により速やかに市長に報告しなければならない。

(交付の取消し又は補助金の返還)

第6　市長は申請者が次の各号に該当するときは、交付決定を取消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

(1)　虚偽の申請その他不正な手段により交付を受けたとき。

(2)　既に交付した補助金のうち消費税等仕入控除税額に相当する額が確定したとき。

(3)　この要綱に規定する事項に違反したとき。

(補則)

第7　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附　則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附　則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

様式　略

○甲府市環境監視員設置要綱

平成13年4月1日
環第2号

(目的)

第1　この要綱は、甲府市環境基本条例の理念に基づいて、市民自らが環境の保全と創造に努めるための、環境監視員の設置に関し必要な事項を定め、もって市民が健康で安全かつ快適な生活を営むための良好な環境を確保することを目的とする。

(設置)

第2　環境監視体制を積極的に推進する者として甲府市環境監視員(以下「監視員」という。)を置く。

(定数)

第3　監視員の定数は50名以内とする。

(選任の基準)

第4　監視員の選任の基準は、次のとおりとする。

(1)　年齢が満20歳以上で市の環境施策に理解のある市民

(2)　監視員の任務を理解し、協力できる者

(3)　この制度を営利行為、その他目的以外に利用しない者

(委嘱)

第5　選任基準に基づき、甲府市自治会連合会の各地区及び市民各層から推薦される者の内から市長が委嘱する。

(活動内容)

第6　監視員の活動内容は、次のとおりとする。

(1)　地域における生活環境(公共水域・騒音・振動・悪臭)に関する監視等により、生活環境が損なわれる恐れがある場合、又はすでに損なわれている場合、速やかに甲府市環境部環境対策室環境保全課(以下「環境保全課」という。)に連絡する

(2)　市が実施する研修会及び施設見学会に参加する

(任期)

第7　監視員の任期は、2年とする。ただし、任期の途中で変更があった場合は、前任者の残任期間とする。

2　監視員は、再任されることができる。

(報償金)

第8　監視員に、予算の範囲内において報償金を支給する。

(甲府市環境監視員連絡協議会)

第9　監視員相互の連絡調整を図り、監視員の活動を効果的に推進するため甲府市環境監視員連絡協議会(以下「連絡協議会」という。)を置く。

2　連絡協議会について必要な事項は別に定める。

(庶務及び協議会)

第10　監視員及び協議会に関する庶務は、環境保全課において処理する。

附　則

(施行期日)

1　この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

(旧要綱の廃止)

2　甲府市公害監視員設置要綱(昭和45年10月環発第2号。以下「旧要綱」という。)は、廃止する。

附　則

(施行期日)

1　この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附　則

(施行期日)

1　この要綱は、平成19年5月1日から施行する。

附　則

(施行期日)

1　この要綱は、令和3年5月22日から施行する。

○甲府市クリーンエネルギー機器普及助成金交付要綱

令和元年７月１日
環第５号

（目的）
第1　この要綱は、低炭素で循環型の社会の実現に向けて、環境への負荷の少ないクリーンエネルギー機器（以下「機器」という。）を設置する者に対し予算の範囲内において助成金を交付することにより、「甲府市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を推進し、地球温暖化問題についての市民意識の高揚を図り、また、地域特性を生かした再生可能エネルギーの有効活用及び普及拡大を図ることにより、温室効果ガスの削減を推進することを目的とする。
（助成対象機器）
第2　助成の対象となる機器は別表第1に掲げるものをいう。
（助成対象者）
第3　助成の交付対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。
(1)市内に自ら又は生計を一にする者が居住し、又は居住する予定の住宅に機器を設置した者
(2)市税を完納している者
(3)機器の設置完了日から3ヶ月以内に申請を行う者
（助成金の額）
第4　助成金の額は、別表第2のとおりとする。
（交付の申請）
第5　助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、甲府市クリーンエネルギー機器普及助成金交付申請書（第1号様式）に、次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1)概要書（第2号様式）
(2)機器の設置完了日から3ヶ月以内がわかる書類の写し
(3)太陽光発電システムの発電出力等が記載された書類の写し
(4)蓄電池の形式等が記載された書類の写し
(5)機器の設置費に係る領収書の写し（工事費全体の場合は設置機器の金額が明記されている
部分の書類の写しを添付）
(6)機器の設置状況及び住宅全体を示すカラー写真
(7)その他市長が必要と認める書類
2　助成金の交付は、住宅用蓄電池のみ設置又は、住宅用蓄電池・太陽光発電システム同時設置については１戸あたり年度内1回限りとする。また、木質ペレットストーブの助成金の交付は１戸あたり年度内1回限りとする。
3　市長は、申請書の助成金の額が予算を超えると認められるときは、申込みの受付を中止するものとする。
第6　市長は、前条の規定による助成金の交付の申請があったときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めるものについては、交付の決定をするものとする。
2　市長は、前項の規定により助成金の交付を決定したときは、甲府市クリーンエネルギー機器普及助成金交付決定通知書（第３号様式）により申請者に通知するものとする。
（助成金の返還）
第7　市長は、虚偽の申請その他不正な手段により助成金の交付を受けた者に対し、既に交付した助成金の全部又は一部を返還させることができる。
（データ提供等の協力）
第8　市長は、助成金の交付を受けた者に対し、必要に応じて発電量等のデータの提供その他の協力を求めることができる。
（現地調査）
第9　市長は、助成事業を適正に執行するため、必要に応じて現地調査を行うものとする。
（補則）
第10　この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。
附　則
１　この要綱は、令和元年７月１日から施行する。
２　甲府市地球温暖化対策導入促進助成金交付要綱（平成２４年４月１日環第２号）は廃止する。
附　則
１　この要綱は、令和３年４月１日から施行する。
附　則
１　この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

別表第1（第2関係）

分類	機器	内容
住宅用蓄電池	住宅用蓄電池	・住宅用蓄電池のみ設置した場合は、既設の住宅用太陽光発電システムに接続すること ・定置型リチウムイオン蓄電池であり、容量が1kWh以上であるもの ・非常時のみの運転でないもの ・未使用であるもの
住宅用太陽光発電システム	住宅用太陽光発電システム	・住宅用蓄電池と同時に設置し、接続すること ・住宅の屋根等に設置し、太陽光を利用して発電する装置で、発電出力が1kW以上10kW未満のシステム
木質ペレットストーブ	木質ペレットストーブ	・木質ペレット（おが粉状にした木材に圧力を加え円柱状にしたもの）を燃料として使用する設計及び仕様である暖房機器をいう。

別表第2（第4関係）

内容	助成額
住宅用蓄電池のみ設置	1基あたり50,000円とする。
住宅用太陽光発電システム及び蓄電池の同時設置	1基あたり100,000円とする。
木質ペレットストーブ	1基あたり30,000円とする。

○甲府市公害対策専門委員会設置要綱

昭和45年10月1日
環第1号

(設置)

第1　市長の委託を受け、市内に発生し、又は発生するおそれのある公害について専門的な見地から調査研究する機関として、甲府市に公害対策専門委員会(以下「委員会」という。)を設ける。

(所掌事務)

第2　委員は、次に掲げる事項を調査研究し、市長に報告又は建議する。

(1)　公害の予防又は除却に必要な対策に関すること。

(2)　公害により生じた被害の原因及びその内容の究明に関すること。

(3)　公害の発生する可能性のある原因の究明に関すること。

(4)　その他公害に関すること。

(委員定数)

第3　委員の定数は、15名以内とし、学識経験者及び市職員の中から市長が委嘱又は任命する。

(委員の任期)

第4　委員の任期は、2年とし、再任は妨げない。

2　補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5　委員会に委員長及び副委員長各1名を置き、委員の互選によりこれを定める。

2　委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3　副委員長は、委員長を補佐し、委員長事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6　委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。

2　会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3　会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第7　委員会は、協議しようとする事項について必要と認めるときは、関係者の出席を求めて意見を述べさせ、又は必要な資料の提出及び協力を求めることができる。

(専門部会)

第8　委員会に必要があるときは、専門部会を設けることができる。

2　専門部会は、その都度委員長が指名する委員をもって組織する。

3　専門部会に部会長を置き、部会委員の互選によりこれを定める。

(幹事)

第9　委員会に会の運営を図るため、幹事若干名を置く。

2　幹事は、市職員の中から市長が任命する。

(庶務)

第10　委員会の庶務は、環境部環境対策室環境保全課において処理する。

(運営)

第11　委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附　則

この要綱は、昭和45年10月1日から施行する。

附　則

この要綱は、昭和58年4月1日から施行する。

附　則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附　則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

○甲府市ごみ集積所施設設置事業補助金交付要綱

平成22年4月1日
環第1号

（趣旨）

第1　この要綱は、ごみ集積所施設の設置を促進し、ごみ集積所の適正な管理と環境美化を推進するため、ごみ集積所施設を設置（建替えを含む。以下同じ。）した者に対して、予算の範囲内において補助金を交付することについて、甲府市補助金等交付規則（昭和38年11月規則第50号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2　この要綱において「ごみ集積所施設」とは、次の各号に掲げる条件のいずれにも該当するものをいう。

(1)　屋根付きのもので、周囲が壁、金網等で囲われ、その開口部が収集作業に支障をきたさない扉であるもの

(2)　建築面積が2．4平方メートル程度であるもの

(3)　屋根の下面までの高さが180センチメートル程度であるもの

(4)　その他、地域の実情に応じごみを収集するに十分な面積や高さを有するもの

2　前各号の規定にかかわらず、前各号に掲げる条件に準ずるものとして市長が特に認めたものに該当するものについては、ごみ集積所施設とすることができる。

（交付対象者）

第3　補助金の交付を受けることができる者（以下「交付対象者」という。）は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる者とする。

(1)　自治会が管理しているごみ集積所　自治会

(2)　その他のごみ集積所　ごみ集積所を管理している者

2　前項の交付対象者は、当該ごみ集積所に設置するごみ集積所施設を維持管理することができるものでなければならない。

（補助金の額）

第4　補助金の額は、ごみ集積所施設の設置に要した費用に2分の1を乗じて得た額（その額に1，000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とし、100，000円を限度とする。

（補助金交付の条件）

第5　第4の補助金の交付回数は、第3第1項各号の自治会又はごみ集積所を管理している者（市内の複数のごみ集積所を同一人が管理しているときは、その者）を単位として、同一年度内において1回とする。ただし、市長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

2　市長は、補助金により設置されたごみ集積所施設に係るごみ集積所については、当該補助金交付決定日の属する年度から10年を経過するまでの間は、当該補助金の対象としない。ただし、天災その他やむを得ない事由で建て替える場合は、この限りでない。

3　交付対象者は、補助対象事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により、この補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）には、第1号様式により速やかに市長に報告しなければならない。

4　市長は、前項の規定による報告があったときは、既に交付した補助金のうち消費税等仕入控除税額の全部または一部に相当する額について、その返還を命ずることができる。

（交付申請）

第6　補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、甲府市ごみ集積所施設設置事業補助金交付申請書（第2号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1)　事業計画書

(2)　収支予算書

(3)　ごみ集積所の用地使用承諾書

(4)　その他市長が特に必要と認めるもの

（交付決定）

第7　市長は、第6の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、速やかに交付の可否及び補助金の交付額を決定し、甲府市ごみ集積所施設設置事業補助金交付（不交付）決定通知書（第3号様式）により、申請者に通知するものとする。

（事業実績の報告）

第8　第7の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、ごみ集積所施設の設置完了後、速やかにごみ集積所施設設置事業実績報告書（第4号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1)　事業実績書

(2)　収支決算書

(3)　完成写真

(4)　領収書の原本

(5)　その他市長が必要と認めるもの

（交付の確定）

第9　市長は、第8の規定により提出された報告書等を審査し、適当と認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、甲府市ごみ集積所施設設置事業補助金交付確定通知書（第5号様式）により、交付決定者に通知するものとする。

（交付決定の取消し）

第10　市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当したときは、第7の規定による交付決定を取り消すことができる。

(1) 虚偽の申請その他不正な手段があったことが判明したとき。

(2) その他この要綱に違反したとき。

（補助金の返還）

第11　市長は、第 10 の規定により、交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その者から当該補助金の全部又は一部を返還させることができる。

（その他）

第12　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附　則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附　則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附　則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

○甲府市ごみ集積所防御ネット購入費補助金交付要綱

平成22年4月1日
環第2号

（趣旨）

第１　この要綱は、ごみ集積所のごみの散乱を防止し、周辺環境の美化に努めるため、防御ネットを購入し、ごみ集積所に設置した者に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、甲府市補助金等交付規則（昭和３８年１１月規則第５０号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２　この要綱において「防御ネット」とは、ごみ集積所のごみが、カラス、犬、猫等により散乱することを防止するための網とする。

（交付対象者）

第３　補助金の交付を受けることができる者（以下「交付対象者」という。）は、自治会が管理しているごみ集積所にあってはその自治会とし、これ以外のごみ集積所にあってはそのごみ集積所を管理している者とする。

２　前項の交付対象者は、当該防御ネットを維持管理することができるものでなければならない。

（補助金の額等）

第４　補助金の額は、１つのごみ集積所につき防御ネットの購入に要した費用の２，０００円までは全額、２，０００円を超えた部分はその額の２分の１を乗じて得た額（その額に１００円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とし、５，０００円を限度とする。

２　補助金の交付回数は、同一年度内において、１つのごみ集積所につき１回とする。

３　市長は、補助金の交付を受けて防御ネットを設置したごみ集積所については、当該補助金交付決定日の属する年度から２年を経過するまでの間は、当該補助金の対象としない。

４　交付対象者は、補助対象事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により、この補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が０円の場合を含む。）には、第１号様式により速やかに市長に報告しなければならない。

５　市長は、前項の規定による報告があったときは、既に交付した補助金のうち消費税等仕入控除税額の全部または一部に相当する額について、その返還を命ずることができる。

（交付申請）

第５　補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、甲府市ごみ集積所防御ネット補助金交付申請書（第２号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1)　領収書の原本
(2)　設置場所の位置図
(3)　設置後の写真
(4)　その他市長が特に必要と認めるもの

（交付決定）

第６　市長は、第５の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、速やかに交付の可否及び補助金の額を決定し、甲府市ごみ集積所防御ネット購入費補助金交付（不交付）決定通知書（第３号様式）により、申請者に通知するものとする。

（交付決定の取消し）

第７　市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当したときは、第６の規定による交付決定を取り消すことができる。

(1)　虚偽の申請その他不正な手段があったことが判明したとき。
(2)　その他この要綱に違反したとき。

（補助金の返還）

第８　市長は、第７の規定により、交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその者から当該補助金の全部又は一部を返還させることができる。

（その他）

第９　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この要綱は、平成２２年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２５年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

○甲府市指定ごみ袋の取扱いに関する要綱

平成21年4月1日
環第2号

（目的）

第１　この要綱は、甲府市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例（平成　５年　６月条例第２２号）第２０条第２項に規定する市長が指定するごみ袋及びごみ処理券　（以下「指定ごみ袋等」という。）の取扱いについて、必要な事項を定めることを目的とする。

（指定ごみ袋等の規格）

第２　指定ごみ袋等の規格は、別表１及び別表２のとおりとする。

（登録の申請等）

第３　指定ごみ袋等の販売店の登録を受けようとする者は、甲府市指定ごみ袋等販売店登録申請書（第１号様式）を市長に提出しなければならない。

２　前項に規定する申請者は、次に掲げる要件のすべてを備えていなければならない。

⑴　甲府市内に店舗を有し、前項に規定する申請書の提出日において、１年以上継続して日用品雑貨等の販売業務を営んでいること。ただし、市長が特に必要と認めたときは、この限りでない。

⑵　市税を滞納していないこと。

⑶　公金及び指定ごみ袋等の適正な管理をすることができること。

（登録の通知）

第４　市長は、第３第１項の規定による申請があったときは、必要な審査を行い、適当と認めたときは、甲府市指定ごみ袋等販売店登録通知書（第２号様式）により申請者に通知するものとする。

（販売委託）

第５　市長は、指定ごみ袋等の販売、代金の収納等に係る事務を、第４の規定により登録された販売店（以下「登録販売店」という。）に委託するものとする。

２　登録販売店は、本市の指定ごみ袋制度の趣旨を理解し、別表３の左欄に掲げる種類の区分に応じ、同表の中欄に掲げる価格を参考に、同表の右欄に掲げる枚数を１組として、販売するものとする。

３　市長は、登録販売店と委託業務の内容、販売委託手数料及びその他必要な事項について契約を締結するものとする。

４　前項の契約を締結したときは、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１５８条第２項の規定により、その旨を告示し、かつ、市民の見やすい方法により公表しなければならない。

（登録の変更）

第６　登録販売店は、申請事項に変更が生じたときは、速やかに甲府市指定ごみ袋等販売店登録変更届（第３号様式）を市長に提出しなければならない。

（登録の休止等）

第７　登録販売店は、営業を休止し、又は登録を廃止しようとするときは、その休止又は廃止の１月前までに甲府市指定ごみ袋等販売店休止・廃止届（第４号様式）を市長に提出しなければならない。

２　市長は、前項の規定による届出があったときは、第５第３項に規定する契約について、解除の申出があったものとみなし、当該契約を解除するものとする。

（登録の取消）

第８　市長は、登録販売店が次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取り消すことができる。

(1)　甲府市指定ごみ袋等販売店登録申請書及び変更届の記載事項に虚偽があったとき。

(2)　第３第２項に規定する要件を欠くとき。

(3)　第５第３項に規定する契約に違反したとき。

(4)　その他登録販売店として市長が不適当と判断したとき。

（その他）

第９　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この要綱は、平成２１年４月１日から施行する。

別表１

種類	材質	透明度・色	外観	大きさ	容量
燃えるごみ用	ポリエチレン	半透明・黄色	別図第１のとおり	小袋	１０ℓ 相当
				中袋	２０ℓ 相当
				大袋	４５ℓ 相当
燃えないごみ用	ポリエチレン	半透明・水色	別図第２のとおり	小袋	１０ℓ 相当
				中袋	２０ℓ 相当
				大袋	４５ℓ 相当

別表２

種類	材質	下地色	外観	寸法（mm）
ごみ処理券	耐水性及び粘着力の高い紙	青	別図第３のとおり	７５×１４０

別表３

種類			価格	１組の枚数
ごみ袋	燃えるごみ用	小袋	１００円	１０枚
		中袋	１２０円	１０枚
		大袋	１５０円	１０枚
	燃えないごみ用	小袋	１００円	１０枚
		中袋	１２０円	１０枚
		大袋	１５０円	１０枚
ごみ処理券			１５円	１枚

注）価格には、消費税相当額を含む。

別図第１

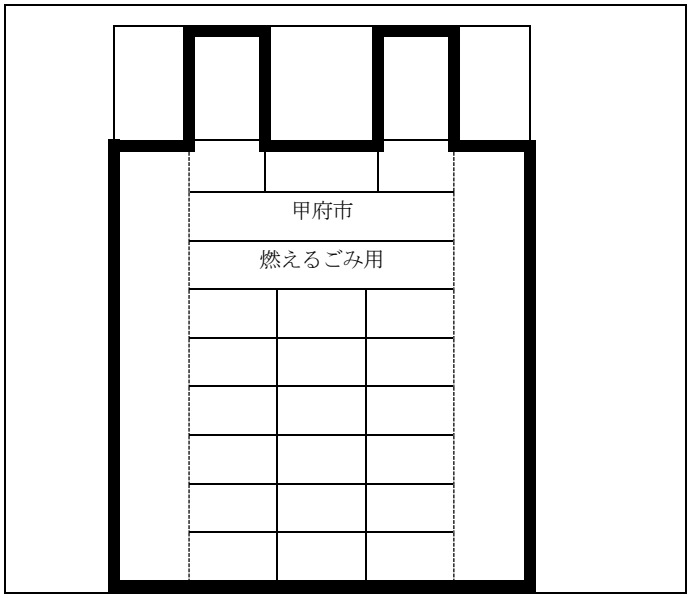

別図第２

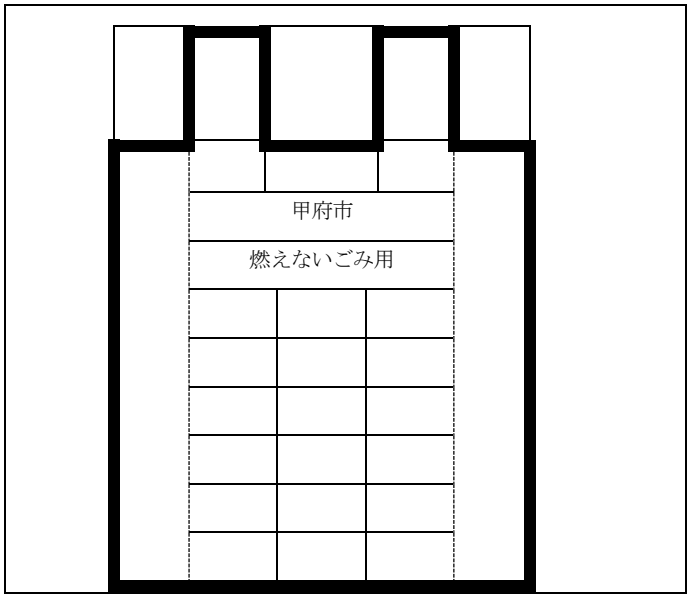

別図第３

甲府市し尿処理問題研究協議会設置について

し尿くみ取りに関する市民からの要望や苦情は、関係者の協力にもかかわらず、なおあとをたたず、し尿処理事業の複雑さを示している。これら市民からの要望や苦情に対して適確に対応する方策を思考するとともに、公共下水道の普及に伴う経営基盤の変化する中にある業者の健全育成のための施策を模索するなど、今後とるべきし尿処理行政の参考に資するため、住民の代表による調査研究機関を設けるものである。

○甲府市し尿処理問題研究協議会実施要綱

昭和48年5月11日
環第1号

(目的)

第1　改正法令、条例の趣旨に従って、甲府市のし尿処理事業の諸問題について地域住民の意見を参照し、今後とるべきし尿処理行政を円滑かつ的確な遂行をはかるため甲府市し尿処理問題研究協議会(以下「協議会」という。)を設け、研究協議を行うことを目的とする。

(参加)

第2　協議会の参加者の範囲は、次のとおりとし、市長が委嘱する。

(1)　公共下水道の供用開始区域以外の地域住民　8名

(2)　甲府市自治会連合会　2名

(開催)

第3　会長は、必要に応じて協議会を随時開催することができる。

(委員の任期)

第4　委員の任期は、2年とする。補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

(会長・副会長)

第5　協議会に会長及び副会長各1名を置く。

2　会長及び副会長は、協議会参加のうちから互選によって定める。

3　会長は、会議を掌理し議事の運営を行う。

4　副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは職務を代理する。

(報償)

第6　委員の報償は、予算の範囲内で支給する。

(庶務)

第7　協議会の庶務は、環境部環境対策室ごみ収集課において処理する。

附　則

この要綱は、昭和48年5月19日から施行する。

附　則(平成13年8月31日)

この要綱は、平成13年8月31日から施行する。

附　則(平成13年12月10日)

この要綱は、平成13年12月10日から施行する。

附　則(平成16年4月1日)

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附　則(平成18年4月1日)

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附　則(平成20年4月1日)

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附　則(令和4年4月1日)

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

○甲府市市民立共同発電事業助成金交付要綱

（趣旨）

第１条　甲府市は、自然エネルギー発電設備（以下「設備」という。）を設置することを通じて、地球温暖化防止等に関する環境問題への市民意識の高揚を図り、自然エネルギー施設の普及促進や環境保護教育を行おうとする市内の市民団体等に対して、甲府市市民立共同発電事業助成金（以下「助成金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、甲府市補助金等交付規則（昭和３８年規則第５０号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

（交付対象）

第２条　助成金の交付対象は、山梨県より特定非営利活動法人の認証を受けている市民団体等（登記簿上の住所が市内にあるものに限る。）と共同で組織された前条の目的を達成するために活動する団体で、甲府市と市民立共同発電事業設備の設置に関する協定を締結している団体とする。

（交付対象事業）

第３条　助成金の対象となる事業は、自然エネルギーに関する普及啓発・環境教育を行う事業であって、次の各号に掲げる要件のいずれをも満たす事業とする。

(1)　設備を市有施設に設置するものであること。

(2)　設備を設置する施設について、公有財産目的外使用許可を受けていて、甲府市行政財産使用料条例（昭和 39 年 4 月条例第 19 号）第 4 条により市有施設の使用料が減免されていること。

(3)　市有施設に支障がない範囲で行う事業であること。

（交付申請）

第 4 条　助成金の交付を受けようとする団体（以下「助成対象団体」という。）は、規則第 2 条各号に規定する書類及び次の各号に掲げる書類を添えて、甲府市市民立共同発電事業助成金交付申請書（様式第 1 号）を毎年度 4 月 30 日までに市長に提出しなければならない。ただし、設備設置年度については、この限りでない。

(1)　事業計画書（別紙１）

(2)　団体の構成を明らかにする書類

(3)　前条第 2 号の使用許可証の写し

(4)　設備の設置にあっては実施設計書（設備を設置する年度に限る。）

(5)　その他市長が必要と認める書類

（交付の条件）

第 5 条　助成対象団体は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1)　助成対象団体は、3 月 31 日までに助成対象事業を完了しなければならないが、期限までに助成対象事業を完了することができないとき、又は助成対象事業の実施が困難になったときは、その理由その他必要な事項をあらかじめ市長に報告し、その指示を受けること。

(2)　助成対象団体は、助成対象事業の内容を変更しようとするとき、又は助成対象事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けること。

(3)　助成対象団体は、助成対象事業の実施に関し、市長の要請があったときは直ちに市長に必要事項を報告すること。

（実績報告）

第６条　助成対象者は、次の各号に掲げる書類を添えて、甲府市市民立共同発電事業助成金実績報告書（様式第２号）を毎年度 3 月 31 日までに市長に提出しなければならない。

(1)　事業報告書（別紙２）

(2)　設備の完成写真（設備を設置した年度に限る。）

(3)　その他市長が必要と認めるもの

（助成金額）

第 7 条　助成金の額は、別表に定める算出方法により算出する。

（交付決定及び助成金額の確定）

第８条　市長は、第４条の規定による甲府市市民立共同発電事業助成金交付申請書及び第６条の規定による甲府市市民立共同発電事業助成金実績報告書を受理したときは、当該申請及び報告に係る書類を審査し、助成対象事業の趣旨や目的を十分達成していると認めたときは、第７条の規定により助成金の額を算出し、甲府市市民立共同発電事業助成金交付決定及び確定通知書（様式第３号）により助成対象団体に通知するものとする。

（助成金の請求等）

第９条　前条の規定により、甲府市市民立共同発電事業助成金交付決定及び確定通知書を受けた助成対象団体は、市長に甲府市市民立共同発電事業助成金請求書（様式第４号）を４月３０日までに提出するものとする。

２　市長は前項の規定により、助成金請求書が提出された場合は、速やかに助成金を交付するものとする。

（交付期限）

第 10 条　助成金の交付を受けられる期限は、市民立共同発電事業設備の設置に関する協定書第７条に定める協定の期間とする。

（交付決定の取消し）

第 11 条　市長は、助成対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付を取り消し、又は返還を求めることができる。

(1)　助成金を交付対象事業とは認められない事業等の経費として使用したとき。

(2)　この要綱の規定に違反したとき。

(3)　その他不正行為があると認められるとき。

第 12 条　この要綱に定めるもののほか、助成金の交付について必要な事項は、別に定める。

附則　この要綱は、平成 17 年 12 月 9 日から施行する。

○甲府市集団回収運動報奨金交付要綱

平成 13 年 4 月 1 日
環第 1 号

（目的）
第 1　この要綱は、地域における自主的な集団回収運動を促進するため、予算の範囲内で報奨金を交付し、適正なごみ減量と資源リサイクルを図ることを目的とする。
（交付対象者）
第 2　報奨金の交付対象者は、市が計画した有価物回収及び自主回収を行う自治会等及び次の各号に掲げる協力団体とする。
(1)　　ＰＴＡ
(2)　　子ども会、子どもクラブ、育成会
(3)　　集合住宅管理組合
(4)　　前各号に掲げるもののほか、市長が認める協力団体
（申請）
第 3　自治会等の会長又は団体の代表者（以下「代表者」という。）は、この要綱による報奨金の交付を受けようとするときは、甲府市集団回収運動報奨金交付申請書（第 1 号様式）を市長に提出しなければならない。
（報奨金額等）
第 4　報奨金の対象品目及び額は、次のとおりとする。
(1)　紙類（紙パックは除く。）、衣類、金属類は、回収量 1 キログラムにつき 7 円 50 銭を乗じた額とする。
(2)　紙パックは、回収量 1 キログラムにつき 32 円を乗じた額とする。
(3)　びん類、ペットボトル、食品用トレイ、有害再生物、その他紙製容器包装類（紙箱・紙袋・包装紙）は、報奨金の対象品目としない。
(4)　対象品目のうち、通年で逆有償（処理費を市が負担しなければ処理できない状態）が生じたものについて、この状態が継続する見込みである場合には、当該品目において次年度は報奨金の交付対象としない。
（交付）
第 5　報奨金の交付は、年 2 回行うものとする。
2　市長は、報奨金の交付の申請があったときは、その内容を審査し適当と認めたときは、報奨金の額を決定のうえ、甲府市集団回収運動報奨金交付決定通知書（第 2 号様式）を代表者に通知するとともに、代表者に報奨金を交付する。
（返還）
第 6　市長は、報奨金の交付を受けたものが次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、報奨金の全部又は一部を返還させることができる。
(1)　この要綱に規定する事項に違反したとき。
(2)　虚偽の申請その他不正な手段により交付を受けたとき。
（その他）
第 7　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。
附　則
（施行期日）
1　この要綱は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。
（要綱の廃止）
2　甲府市ごみ減量（有価物回収）運動報奨金交付要綱（昭和 56 年 1 月環第 1 号）、甲府市牛乳パック（紙パック）回収運動報奨金交付要綱（平成 2 年 4 月環第 1 号）、甲府市資源物回収報奨金交付要綱（平成 2 年 7 月環第 2 号）は、廃止する。
附　則
この要綱は、平成 15 年 10 月 1 日から施行する。
附　則
この要綱は、平成 17 年 2 月 14 日から施行する。
附　則
この要綱は、平成 17 年 10 月 1 日から施行し、平成 17 年 4 月 1 日から適用する。
附　則
この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
附　則
この要綱は、平成 22 年 1 月 1 日から施行する。
附　則
この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
附　則
この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
附　則
この要綱は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

○甲府市浄化槽事業融資あっせん及び利子補給要綱

平成28年4月1日
環第1号

（目的）

第1　この要綱は、第3に規定する事業区域内において、浄化槽を設置する際の次の各号に掲げる工事（以下「浄化槽設置工事」という。）に要する資金（以下「工事資金」という。）を第4に規定する者に融資あっせんし、その利子補給を行うことにより、浄化槽の普及促進を図り、もって公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。

(1)　浄化槽本体設置工事

(2)　排水設備に係る工事

(3)　浄化槽本体設置工事時の浄化槽上部の補強工事等の附帯工事

(4)　浄化槽本体設置工事時に支障となる物件の撤去、移転及び復旧等に係る工事

(5)　屋外コンセント等の電源工事

(6)　その他市長が認める工事

（用語の定義）

第2　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)　浄化槽　浄化槽法（昭和58年法律第43号。）第2条第1号に規定する浄化槽であって、生物化学的酸素要求量（以下「BOD」という。）除去率90%以上、放流水のBODの日間平均値が20mg／l以下（甲府市水道水源保護指導要綱第2の(2)に規定する水源保護地域においては10mg／l以下）の機能を有するとともに、厚生省浄化槽対策室長通知（平成4年10月30日付け衛浄第34号）に定める「合併処理浄化槽設置整備事業における国庫補助指針」に適合し、全国浄化槽推進市町村協議会に登録され、一般社団法人全国浄化槽団体連合会とその会員である一般社団法人山梨県管工事協会で実施する「小型合併処理浄化槽機能保証制度」に基づき保証登録されたものをいう。

(2)　排水設備　汚水を浄化槽に流入させ、又は浄化槽で処理した汚水を放流するための排水管その他の排水施設をいう。

(3)　融資機関　市長がこの要綱に基づき、工事資金の貸付を行う金融機関として指定し、別に定めるところにより、融資あっせんに関し協定を締結した金融機関をいう。

(4)　融資あっせん　市長が工事資金の融資を受けようとする者に、融資機関による当該工事資金の貸付をあっせんすることをいう。

（事業区域）

第3　融資あっせん及び利子補給の対象となる事業区域は別表第1のとおりとする。

（融資あっせんを受けることのできる者の資格）

第4　融資あっせんを受けることのできる者は、次の各号に掲げる要件を備える個人その他市長が適当と認める者でなければならない。

(1)　建物所有者等（既に建築されている住宅、事業所等の所有者又は建築中若しくは建築する予定の住宅、事業所等の建築主をいう。）であること。

(2)　市税を完納していること。

(3)　あっせんした融資機関の融資金の償還能力を有すること。

(4)　自己資金のみで工事資金を一時に負担することが困難であること。

(5)　連帯保証人があること。

2　前項第5号の連帯保証人は市内に住所を有し、独立の生計を営む市税を完納している者であり、かつ、償還能力を有する者とする。

（融資の条件）

第5　融資の条件は、次の各号の定めるところによる。

(1)　融資あっせん額　1万円を単位とし、1世帯につき100万円を限度とする。ただし、甲府市浄化槽設置事業補助金交付要綱（平成7年4月1日環第2号）の規定に基づく甲府市浄化槽設置事業補助金の交付を受けた場合は、当該補助金額を控除した額を限度とする。

(2)　貸付利率　融資機関が市長と協議して定める。

(3)　償還期限及び償還方法　融資を受けた月の翌月から起算して60月以内に元利均等の方法による月賦償還として、金融機関で定める。

（融資あっせんの申請）

第6　融資あっせんを受けようとする者は、甲府市浄化槽事業融資あっせん申請書（第1号様式）に、次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1)　甲府市下水道工事指定店の浄化槽設置工事見積書

(2)　申請者及び連帯保証人の市県民税及び土地家屋固定資産税に係る納税証明書（課税世帯のみ）並びに課税証明書

(3)　その他市長が必要と認める書類

（融資あっせんの決定等）

第7　市長は、前条の規定による融資あっせんの申請を受けたときはこれを審査し、あっせんの適否及び融資あっせん額の決定を行うにつき第4に規定する要件を調査するため、甲府市浄化槽事業融資あっせん協議書（第2号様式）により、融資機関と協議するものとする。

2　前項の規定により協議を受けた融資機関は、協議結果を甲府市浄化槽事業融資あっせん協議報告書（第3号様式）により、市長にすみやかに報告しなければならない。

3　市長は、前項の規定による報告を受けたときは、あっせんの適否及び融資あっせん額を決定し、甲府市浄化槽事業融資あっせん決定（却下）通知書（第4号様式）により当該申請者に通知するものとする。なお、有効期間は、発行の日から3ヶ月とする。

4　市長は、融資のあっせんを決定したときは、甲府市浄化槽事業融資依頼書（第5号様式）を当該金融機関に送付するものとする。

（融資機関への借入申込手続き）

第8　融資のあっせん決定を受けた者（以下「借受人」という。）は、当該融資機関所定の手続きに従い、次の各号に掲げる書類を添えて融資を受けるものとする。

(1)　前条第3項に規定する甲府市浄化槽事業融資あっせん決定（却下）通知書

(2)　その他融資機関が必要と認める書類

（融資状況の報告）

第9　融資機関は、毎年度、市長が定める期日までに融資の状況を甲府市浄化槽事業融資状況報告書（第6号様式）により、又融資金の償還完済時には、甲府市浄化槽事業融資金完済報告書（第7号様式）により市長に報告するものとする。

2　市長は、前項の融資機関からの定期報告のほか、必要に応じ当該融資機関又は借受人に対し、その状況及び提出書類等について報告を求めることができる。

（融資あっせんの取消し）

第10　市長は、借受人が次の各号のいずれかに該当するときは、融資あっせんの決定を取り消すことができる。

(1)　この要綱の規定に違反したとき。

(2)　偽りの申請その他不正な手段により融資あっせんを受けたとき。

(3)　融資金を浄化槽設置工事以外に使用したとき。

(4)　その他市長が必要と認めたとき。

2　市長は、融資あっせんの決定を取り消した場合、融資機関に対しその旨を通知するものとする。

（利子の補給）

第11　市長は、借受人に対し、あっせんした融資金の貸付利子（遅延利子を除く。）を、償還完済後に利子補給を行うものとする。ただし、第10の規定により融資あっせんの決定を取り消された借受人に対し利子の補給は行わないものとし、すでに補給が行われた利子については、借受人は市長に返還しなければならない。

2　利子補給金の交付を受けようとする借受人は、甲府市浄化槽事業融資あっせん及び利子補給金交付申請書（第8号様式）を市長に提出しなければならない。

（指令書の交付）

第12　市長は、利子補給金を交付する場合は、あらかじめ指令書（第9号様式）を当該申請者に交付するものとする。

（委任）

第13　この要綱に定めるもののほか必要な事項は別に定める。

附　則

1　この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

2　甲府市浄化槽事業融資あっせん及び利子補給要綱（平成24年4月1日環第1号）は、廃止する。

3　この要綱の施行の日前に、前項の規定による廃止前の甲府市浄化槽事業融資あっせん及び利子補給要綱第6第3項の規定により融資のあっせんの決定を受けた者の利子の補給については、なお従前の例による。

別表第1（第3関係）

事業区域	平瀬町、上帯那町、下帯那町、塔岩町、竹日向町、高成町、川窪町、御岳町、猪狩町、草鹿沢町、高町、黒平町

○甲府市浄化槽指導要綱

平成31年4月1日

環第１号

（目的）

第１条　この要綱は、浄化槽法（昭和５８年法律第４３号。以下「法」という。）、建築基準法（昭和２５年法律第２０１号。以下「基準法」という。）及び甲府市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（平成３０年１２月条例第６１号。以下「条例」という。）並びにこれらに関連する法令に規定するもののほか、浄化槽の取扱いに関し必要な事項を定めることにより、浄化槽の適正な設置及び管理を図り、もって生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。

（定義）

第２条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）浄化槽　法第２条第１号に規定する浄化槽をいう。

（２）単独処理浄化槽　次に掲げる設備又は施設をいう。

ア 法第３条の２第２項の規定により浄化槽とみなされるし尿のみを処理する設備又は施設（基準法第３１条第２項の規定による国土交通大臣の認定を受けたものに限る。）

イ 浄化槽法の一部を改正する法律（平成１２年法律第１０６号）附則第２条の規定により浄化槽とみなされるし尿のみを処理する設備又は施設

（３）法定検査　法第７条に規定する浄化槽の設置後等の水質検査（以下「７条検査」という。）及び法第１１条に規定する定期検査（以下「１１条検査」という。）をいう。

（性能）

第３条 新たに設置する浄化槽は、原則として次の各号に掲げる性能を有するものとする。

（１）放流水の生物化学的酸素要求量（以下「ＢＯＤ」という。）濃度 が１リットル当たり２０ミリグラム以下となる性能

（２）ＢＯＤの除去率が９０パーセント以上となる性能

２ 前項の規定は、下水道法（昭和３３年法律第７９号）第４条第１項の認可を受けた事業計画の予定処理区域内に５０人槽以下の前条第２号アに規定する設備又は施設を設置する場合には、適用しない。

（構造基準）

第４条 新たに設置する浄化槽は、次に掲げる構造基準に適合するものとする。

（１）飲食店等の厨房施設から排出される油分の多い排水を処理する浄化槽にあっては、厨房施設の排水口に油水分離槽を設けること。

（２）浄化槽の槽内には、槽が水平に設置されていることが確認できるよう２カ所以上に水準目安表示線を設けること。

（３）現場打ちの浄化槽にあっては、設置後に容易に確認できる位置に、浄化槽設計者の氏名、浄化槽工事業者の氏名、設置年月日、容量、性能及び人員を明示した耐食性の標示板を設置すること。

（設置基準）

第５条 新たに設置する浄化槽は、次に掲げる設置基準に適合するものとする。

（１）保守点検及び清掃が容易に行うことができる場所に設置すること。

（２）雨水等による冠水のおそれのない場所に設置すること。

（３）飲料用井戸から５メートル以上離れた場所に設置すること。

（４）浄化槽の放流水の放流先は、環境衛生上支障がなく、かつ、水量疎通が適当である水路等とすること。

（５）放流先の選定に当たっては、放流先の水路等の管理者と十分に協議を行い、同意を得ること。

２ 付近に適当な放流先がなく、浄化槽の放流水を地下浸透させる場合は、次に掲げる基準に適合する処理装置を設置するものとする。

（１）トレンチ等により放流水を均等に散水できる構造であること。

（２）浸透速度が速い場所に設置する場合にあっては、重力浸透を防止するシート等を設けること。

（３）日照、通風が良好で、雨水等の冠水のおそれがない場所に設置すること。

（４）隣地境界線からおおむね１メートル以上離れた場所に設置すること。

（５）地下水位が地表面から１．５メートル以上深く、かつ、井戸その他の水源から水平距離で３０メートル以上離れた場所に設置すること。

（法の規定に基づく設置手続）

第６条 法第５条第１項の規定により浄化槽を設置しようとする者は、浄化槽工事の技術上の基準及び浄化槽の設置等の届出に関する省令（昭和６０年厚生省・建設省令第１号。以下「共同省令」という。）第３条第１項の浄化槽設置届出書に別表第１に掲げる書面を添付したものを３部提出するものとする。

２ 法第５条第１項の規定により浄化槽の構造又は規模の変更をしようとする者は、共同省令第４条第１項の浄化槽変更届出書に別表第１に掲げる書面を添付したものを３部提出するものとする。

（基準法の規定に基づく設置手続）

第７条 基準法第６条第１項（基準法第８７条第１項において準用する場合を含む。）及び第６条の２第１項の規定による確認の申請又は基準法第１８条第２項（基準法第８７条第１項において準用する場合を含む。）の規定による通知を行い浄化槽を設置しようとする者は、浄化槽設置届（第１号様式）に別表第１に掲げる書面を添付したものを３部提出するものとする。

２ 建築工事の完了前に浄化槽の構造又は規模の変更をしようとする者は、浄化槽変更届（第２号様式）に別表第１に掲げる書面を添付したものを３部提出するものとする。

（法定検査の申込）

第８条 浄化槽を設置し、又は浄化槽の構造若しくは規模の変更をしようとする者は、前２条の規定により浄化槽の設置手続きを行う際に、７条検査及び１１条検査の申込書（第３号様式）を３部提出するものとする。

（使用開始後の報告）

第９条 法第１０条の２第１項に規定する浄化槽の使用開始の報告書は、浄化槽使用開始報告書（第４号様式）によるものとする。

２ 法第１０条の２第２項に規定する浄化槽の技術管理者の変更の報告書は、技術管理者変更報告書（第５号様式）によるものとする。

３ 法第１０条の２第３項に規定する浄化槽管理者の変更の報告書は、浄化槽管理者変更報告書（第６号様式）によるものとする。

（浄化槽管理者の責務）

第１０条 浄化槽管理者は、既に設置してある浄化槽が第３条第１項に規定する浄化槽でない場合は、同項に規定する浄化槽に転換するよう努めるものとする。

２ 浄化槽管理者は、既に設置してある浄化槽が飲食店等の厨房施設から排出される油分の多い排水を処理する場合は、厨房施設の排水口に油水分離槽を設けるよう努めるものとする。

３ 浄化槽管理者は、自ら浄化槽の保守点検を行わない場合は、市長の登録を受けた浄化槽保守点検業者に保守点検を委託して行うものとする。

４ 浄化槽管理者は、自ら浄化槽の清掃を行わない場合は、市長の許可を受けた浄化槽清掃業者に清掃を委託して行うものとする。

５ 浄化槽管理者は、自ら浄化槽の法定検査の受検手続を行わない場合は、７条検査にあっては浄化槽工事業者、１１条検査にあっては浄化槽保守点検業者又は浄化槽清掃業者等の専門知識を有する者に委託して行うものとする。

６ 浄化槽管理者は、共同で浄化槽を使用する場合は、浄化槽の維持管理の責任者を明確にするものとする。

（浄化槽製造業者の責務）

第１１条 浄化槽製造業者は、浄化槽の普及促進に努めるものとする。

２ 浄化槽製造業者は、浄化槽の適正な設置及び維持管理を確保するため、浄化槽工事業者、浄化槽保守点検業者等に必要な技術研修等を行うものとする。

３ 浄化槽製造業者は、浄化槽の使用及び維持管理の方法について浄化槽管理者に周知するものとする。

（浄化槽工事業者の責務）

第１２条 浄化槽工事業者は、共同省令第１条に規定する浄化槽工事の技術上の基準に従って浄化槽工事を行うものとする。

２ 浄化槽工事業者は、浄化槽の設置工事を行う場合は、設置しようとする浄化槽の設置手続が完了していることを確認するものとする。設置手続が完了していない場合は、設置手続を行うよう浄化槽管理者に助言するものとし、設置手続が完了するまでは当該浄化槽の工事を行ってはならないものとする。

３ 浄化槽工事業者は、浄化槽の設置工事を行う場合は、浄化槽の設置手続の際に提出した書類に基づいて行うものとする。

４ 浄化槽工事業者は、浄化槽の設置工事の完了後、速やかに当該浄化槽の使用方法及び維持管理の必要性について浄化槽管理者に説明するものとする。

５ 浄化槽工事業者は、浄化槽管理者が法第１０条の２第１項に規定する浄化槽の使用開始の報告又は７条検査の受検手続を行っていない場合は、当該手続きを行うよう浄化槽管理者に助言するものとする。

（浄化槽保守点検業者の責務）

第１３条 浄化槽保守点検業者は、環境省関係浄化槽法施行規則（昭和５９年厚生省令第１７号。以下「環境省令」という。）第２条に規定する保守点検の技術上の基準に従って浄化槽の保守点検を行うものとする。

２ 浄化槽保守点検業者は、浄化槽の保守点検を行う場合は、浄化槽管理者又はその代理人の立ち会いを求め、保守点検終了後に確認を受けるものとする。

３ 浄化槽保守点検業者は、浄化槽の保守点検の結果、浄化槽の故障若しくは異常等を認めた場合又は清掃を要すると判断した場合は、速やかにその旨を浄化槽管理者に報告するものとする。

４ 浄化槽保守点検業者は、浄化槽管理者が１１条検査の受検手続を行っていない場合は、当該手続きを行うよう浄化槽管理者に助言するものとする。

（浄化槽清掃業者の責務）

第１４条 浄化槽清掃業者は、環境省令第３条に規定する清掃の技術上の基準に従って浄化槽の清掃を行うものとする。

２ 浄化槽清掃業者は、浄化槽の清掃を行う場合は、浄化槽管理者又はその代理人の立ち会いを求め、清掃終了後に確認を受けるものとする。

３ 浄化槽清掃業者は、浄化槽の清掃の結果、浄化槽の故障又は異常等を認めた場合は、速やかにその旨を浄化槽管理者に報告するものとする。

４ 浄化槽清掃業者は、浄化槽管理者が１１条検査の受検手続を行っていない場合は、当該手続きを行うよう浄化槽管理者に助言するものとする。

附 則

（施行期日）

１ この要綱は、平成３１年４月１日から施行する。

別表第１

添　　付　　書　　類
１ 浄化槽の構造図、仕様書及び処理工程図 ２ 浄化槽の設計計算書 ３ 建築物の平面図（配置図、配管図を含む。） ４ 付近の見取図 ５ 浄化槽の放流水を地下浸透させる場合は、地下浸透の処理装置の構造図 ただし、工場生産浄化槽認定シート（有効期限内のものに限る。）の写し又は基準法第６８条の２０第１項に規定する認証型式部材等に係る認証書の写しを添付する場合には、上記１及び２を省略することができる。

○甲府市浄化槽設置事業補助金交付要綱

平成7年4月1日
環第2号

（趣旨）

第１　この要綱は、公共用水域の水質汚濁を防止するため、浄化槽を設置する者に対して、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、当該補助金の交付に関しては、甲府市補助金等交付規則（昭和３８年甲府市規則第５０号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（用語の定義）

第２　この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に掲げるところによる。

(1)　浄化槽　浄化槽法（昭和５８年法律第４３号。以下「法」という。）第２条第１号に規定する浄化槽であって、生物化学的酸素要求量（以下「ＢＯＤ」という。）除去率９０％以上、放流水のＢＯＤの日間平均値が２０mg/l 以下（甲府市水道水源保護指導要綱第２の(2)に規定する水源保護地域においては１０mg/l 以下）の機能を有するとともに、厚生省浄化槽対策室長通知（平成４年１０月３０日付け衛浄第３４号）に定める「合併処理浄化槽設置整備事業における国庫補助指針」に適合し、全国浄化槽推進市町村協議会に登録され、(一社)全国浄化槽団体連合会とその会員である（一社）山梨県管工事協会で実施する「小型合併処理浄化槽機能保証制度」に基づき保証登録されたものをいう。

(2)　専用住宅　主に居住の用に供する建物又は延べ床面積の２分の１以上を居住の用に供する建物をいう。

（補助対象地域）

第３　補助金の交付の対象となる地域（以下「補助対象地域」という。）は、市内全域とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する区域は、補助対象地域から除くものとする。

(1)　下水道法（昭和３３年法律第７９号）第４条第１項及び第２５条の１１第１項の規定による事業計画区域

(2)　土地改良法（昭和２４年法律第１９５号）第５７条の４第１項の規定により事業計画の認可を受けた区域

（補助対象者）

第４　補助の対象者は、第３に規定する補助対象地域において、専用住宅に処理対象人員１０人以下の浄化槽を設置する事業（以下「補助事業」という。）を行う者とする。

２　前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助の対象としない。

(1)　建築基準法第６条第１項に基づく確認の申請又は法第５条第１項に基づく設置の届出を行わずに浄化槽を設置する者

(2)　販売又は賃貸等を目的とする住宅に浄化槽を設置する者

(3)　専用住宅又は土地の借受人で、浄化槽設置に関して貸付人の承諾が得られない者

(4)　専用住宅を新築又は増築する際に浄化槽を設置する者で、当該設置が汚水処理の未普及解消につながらないもの

(5)　既存の浄化槽を更新又は改築する者。ただし、災害に伴い更新又は改築する者を除く。

(6)　補助事業の申請前に浄化槽本体に係る工事を着工した者。

（浄化槽の人槽）

第５　浄化槽の人槽は、日本工業規格「建築物の用途別による屎尿浄化槽の処理対象人員算定基準（JIS A 3302-2000）の２に定めるただし書きに基づき、住宅の延べ面積のみで決定するものではないことを十分考慮することとする。

（補助金額）

第６　補助金の額は、浄化槽の設置に要する費用に相当する額とし、別表１及び別表２左欄に掲げる区分につき、それぞれ同表右欄に掲げる額を限度とする。

（補助事業の申請）

第７　補助金の交付を受けようとする者は、浄化槽工事着工予定日より２週間前までに浄化槽設置事業補助金交付申請書（第１号様式）に次の各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)　法第５条第２項の審査期間を経過した浄化槽設置届出書の写し又は建築確認通知書の写し

(2)　設置場所の案内図及び浄化槽の配置図

(3)　専用住宅又は土地の借受人は、貸付人の承諾書

(4)　浄化槽の設置等に係る費用の見積書の写し

(5)　浄化槽設置工事に関する誓約書（第１号様式の２）

(6)　浄化槽維持管理に関する誓約書（第１号様式の３）

(7)　現住居（汚水処理方式）申告書（第１号様式の４）

(8)　(7) で必要となる書類

(9)　浄化槽設備士免状の写し

(10)　昭和６２年度以前の浄化槽設備士資格取得者にあっては、小規模合併処理浄化槽施工技術特別講習会修了証書の写し

(11)　浄化槽登録証の写し及び登録浄化槽管理票（Ｃ票）

(12)　小型合併処理浄化槽機能保証制度に基づく保証登録証（市町村用）

(13)　その他市長が必要と認める書類

（補助事業の承諾）

第８　市長は、第７に規定する浄化槽設置事業補助金交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助事業

に該当すると認めたときは、浄化槽設置事業承認通知書（第２号様式）により申請者に通知するものとする。

（補助事業の変更）

第９　第８に規定する通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）が、補助事業の内容を変更するとき、又は補助事業を中止若しくは廃止しようとするときは、補助事業変更等承認申請書（第３号様式）を市長に提出し、その承認を得なければならない。

（補助事業の完了報告）

第１０　補助事業者は、補助事業が完了したときは、当該補助事業の完了した日から起算して３０日を経過した日又は当該年度の３月３１日のいずれか早い日までに補助事業完了報告書（第４号様式）に次の書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)　山梨県浄化槽保守点検事業者の登録に関する条例（昭和６０年山梨県条例第１６号）の規定に基づき知事の登録を受けた浄化槽保守点検業者との業務委託契約書の写し

(2)　法定検査受検申込書の写し

(3)　法第７条第１項の水質に関する検査の費用を納付したことを証する書面の写し

(4)　浄化槽の設置費用の領収書の写し

(5)　浄化槽の設置工事の写真

(6)　浄化槽設備士が確認し、証明したチェックリスト

(7)　銀行預金口座振込登録申請書

(8)　その他市長が必要と認める書類

（確認）

第１１　市長は、第１０に規定する報告があったときは、速やかに補助事業が適正に執行されたかどうか確認しなければならない。

（補助金の交付決定）

第１２　市長は、第１１に規定する確認の結果、補助事業が適正に執行されたと認めたときは補助金の交付を決定し、浄化槽設置事業補助金交付決定通知書（第５号様式）により補助事業者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第１３　市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金交付決定を取り消し、補助金の返還を求めることができる。

(1)　不正の手段により補助金を受けたとき

(2)　補助金を他の用途に使用したとき

(3)　補助金交付の条件に違反したとき

（その他）

第１４　この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この要綱は、平成７年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成９年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成１０年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成１２年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成１５年６月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成１８年３月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成１８年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成１９年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２０年２月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２５年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２８年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成３１年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和２年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和５年４月１日から施行する。

別表１（第６関係）

浄化槽区分	補助金額
５人槽	３３２，０００円
６～７人槽	４１４，０００円
８～１０人槽	５４８，０００円

別表２（第６関係）

撤去（単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換）	（上限）１２０，０００円
宅内配管（単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換）	（上限）３００，０００円

○甲府市焼却灰処分地建設に伴う周辺整備等推進委員会設置要綱

平成21年5月7日
環第4号

(設置)

第１　甲府市焼却灰処分地建設に伴う西高橋町・蓬沢地域への地域環境整備事業等の円滑な推進を図るため、行政と地元代表者で構成する甲府市焼却灰処分地建設に伴う周辺整備等推進委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(協議事項)

第２　委員会は、次の事項を協議する。

(1)　水害対策事業推進に関すること
(2)　下水道の布設に関すること
(3)　都市計画法（線引き）に関すること
(4)　公害防止協定に関すること
(5)　跡地利用計画に関すること
(6)　その他地域環境整備事業等に関すること

(組織)

第３　委員会は、別表に掲げる委員をもって組織する。

２　委員長は、委員会の承認を得て、幹事若干名を置くことができる。

(委員長及び副委員長)

第４　委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は、地元代表者から選任し副委員長は、地元代表者と環境部長とする。

(会議)

第５　委員会は、必要に応じ委員長が招集し、会議の議長となる。

(庶務)

第６　委員会に事務局を設置し、事務局長を置く。

２　委員会の庶務は、環境部環境総室総務課において処理する。

(その他)

第７　この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附　則

この要綱は、平成２１年５月１５日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２７年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成３１年４月１日から施行する。

別表

甲府市関係部長　　５名 市民部長 産業部長 まちづくり部長 上下水道局工務部長 環境部長
地元代表者　６名 二町対策委員は、各町の対策委員長ほか　２名

○甲府市しんぶんコンポスト等交付要綱

平成26年4月1日
環第2号

（目的）

第1　この要綱は、生ごみの自家処理を促進するため、市民に対し生ごみ堆肥化容器および基材（以下「しんぶんコンポスト等」という。）の交付により、ごみの減量化と資源の有効利用を図ることについて必要な事項を定めることを目的とする。

（交付するしんぶんコンポスト等の内容）

第2　市長が交付するしんぶんコンポスト等は、1世帯当たり、年度内において、生ごみ堆肥化容器セット（レジカゴとしんぶん紙を使った容器一対及び基材1袋）を1セット又は基材を4袋（1袋当たり、「ピートモス」15ℓ及び「もみ殻くん炭」10ℓ）までとする。

2　前項の規定にかかわらず、世帯人員が5人以上の世帯については、1世帯当たり、年間、生ごみ堆肥化容器2基又は基材8袋までとする。

3　前2項に定める基材の数は、生ごみ堆肥化容器セットに含まれている基材の数も含める。

（交付対象者）

第3　交付対象世帯は、市内に住所を有している者とする。

（交付申請）

第4　交付申請は、交付希望者が、市長に甲府市生ごみ処理コンポスト等申請書（第1号様式）を提出するものとする。

（交付）

第5　市長は、前条の申請があったときは内容を審査し、適当と認めたときはしんぶんコンポスト等を交付するものとする。

（運搬）

第6　交付するしんぶんコンポスト等は、市長が指定する場所において、配布するものとする。ただし、市長が特に認めたときはこの限りでない。

（管理）

第7　しんぶんコンポスト等の交付を受けた世帯は、適切な注意をもって生ごみの自家処理を行わなければならない。

（その他）

第8　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附　則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附　則

この要綱は、平成26年7月1日から施行する。

○甲府市タベスケ事業実施要綱

令和4年1月17日

(目的)

第1　この要綱は、食品ロス削減によるごみ減量化、ゼロ・カーボン及びＳＤＧｓの推進、さらには、環境意識の醸成を図るため、食品ロス削減マッチングサービスである甲府タベスケ（以下「本サービス」という。）の実施に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(事業内容)

第２　甲府タベスケ事業の内容は、次のとおりとする。

(1)　市内の食品関連事業者や食品生産者等（以下「事業者等」という。）が、食べられるにもかかわらず、廃棄となってしまう食材、食料品、飲料、調味料、冷凍・加工食品など（以下「食品等」）の情報について、本サービスを通じて提供することができる。

(2) 本サービスを利用する購入者及び購入予約者（以下「利用者」という。）が、前号に定める食品等を購入することができる。

(事業者等の登録要件)

第３　登録できる事業者等は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

(1)　甲府市内で食品製造業、飲食店、宿泊施設、食品小売店等を営業するもの

(2)　甲府市保健所で営業許可の取得等をしているもの

(3)　本サービスの利用規約を遵守し、食品ロス削減の取組を推進するもの

(対象食品等の要件)

第４　本サービスの対象となる食品等は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

(1)　安全衛生上問題がないもの

(2)　売れ残り廃棄が予想されるもの

(3)　消費（賞味）期限内のもの

(4)　食品ロスの削減に寄与できると認められるもの

(登録料及び利用料)

第5　本サービスの事業者等の登録料及び利用者の利用料は、無料とする。

(事業者の利用登録)

第6　事業者等が利用登録を申請し、本市がこれを承認することにより利用登録が完了するものとする。

２　登録申請した事業者等については、現地確認等により登録要件を確認する。

３　次の事由に該当する場合は、利用登録の申請を承認しないものとする。

(1)　虚偽による登録申請が行われた場合

(2)　その他、本サービスの利用について適当でないと判断した場合

(禁止事項)

第7　本サービスに登録した事業者等は、次に掲げる行為をしてはならない。

(1)　法令又は公序良俗に反する行為

(2)　ユーザーＩＤ及びパスワードを第三者に譲渡もしくは貸与し、又は第三者と共用する行為

(3)　反社会的勢力に対して直接又は間接に利益を供与する行為

(4)　その他、市長が不適切と判断する行為

（利用制限及び登録抹消）

第８　本サービスの登録事業者等が、次に掲げる要件のいずれかに該当する場合は、事前の通知なく登録事業者等に対し、本サービスの全部もしくは一部の利用制限又は登録の抹消をすることができるものとする。

(1)　虚偽による登録申請が行われた場合

(2)　本サービスの利用規約に反する出品等が認められた場合

(3)　本市からの出品削除要請に従わなかった場合

(4)　廃業等が確認された場合

(5)　その他、市長が本サービスの利用が適当でないと判断した場合

（個人情報の保護）

第９　本サービスの利用によって取得する個人情報については、甲府市個人情報保護条例及び関係法令に従うものとする。

（協力事項）

第１０　登録事業者等は、ごみの減量、脱プラスチック及び地球温暖化対策の推進等の環境行動に努めるものとする。

（周知及び啓発）

第１１　市は、チラシ、市広報、市ホームページ及びごみへらし隊の出前講座等により、本サービスの周知及び啓発を図るものとする。

（その他）

第１２　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附　則

この要綱は、令和4年1月17日から施行する。

○甲府市地球温暖化対策実行計画推進委員会設置要綱

平成24年9月7日
環第4号

（設置）
第１　甲府市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の進捗状況の検証や施策の推進方法について協議をおこなうため甲府市地球温暖化対策実行計画推進委員会（以下「推進委員会」という。）を設置する。
（所掌事項）
第２　推進委員会は、次に掲げる事項を所掌する。
（１）甲府市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の推進に関すること
（２）甲府市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の進行管理に関すること
（３）甲府市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の評価及び見直しに関すること
（４）甲府市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）に関し、その他必要な事項
（組織）
第３　推進委員会は、委員２０人以内で組織する。
２　委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。
（１）学識経験者
（２）地元企業、団体等の地域関係者
（３）ＮＰＯ法人等の市民団体の代表者又はその推薦を受けた者
（４）市民代表者
（５）電気、ガス等のエネルギー供給関係者
（６）学校長、教職員等の教育関係者
（７）行政機関の職員
（任期）
第４　委員の任期は、２年とし、再任されることを妨げない。ただし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。
（委員長及び副委員長）
第５　推進委員会に委員長及び副委員長各１人を置く。
２　委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
３　委員長は、会務を総理し、推進委員会を代表する。
４　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。
（会議）
第６　推進委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。
２　推進委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
３　委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて、意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。
（部会）
第７　推進委員会に実行計画の推進に関する専門的な調査、検討をおこなうため部会を置くことができる。
（庶務）
第８　推進委員会の庶務は、環境部環境総室環境政策課が処理する。
（その他）
第９　この要綱に定めるもののほか、推進委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が推進委員会に諮って定める。
附　則
この要綱は、平成２４年９月７日から施行する。
附　則
この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

○甲府市地球温暖化対策推進本部設置要綱

（設置）

第１　地球温暖化対策に関する施策について、本市が統一的且つ総合的に推進していくことを目的とし、甲府市地球温暖化対策推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

（組織）

第２　推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

２　本部長は環境部を担当する副市長を、副本部長は環境部長をもって充てる。

３　本部員は別表に掲げる職員をもって充てる。

（所掌事項）

第３　推進本部は、次の事項を所掌する。

(1) 地球温暖化対策に関する施策の総合調整に関すること。

(2) 地球温暖化対策に係る施策の実施状況の確認に関すること。

（職務）

第４　本部長は、本部を代表し、会務を総括する。

２　副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるとき又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。

３　本部員は、本部長の指示を受けて所掌事務に従事する。

（会議）

第５　推進本部の会議は、本部長が必要があると認めたときに招集し、本部長が議長となる。

２　本部長は、必要があると認めるときは、会議に本部員以外の者の出席を求めることができる。

（庶務）

第６　推進本部の庶務は、環境部環境総室において処理する。

（その他）

第７　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、本部長が別に定める。

附　則

この要綱は、平成２２年８月３日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２５年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２８年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成３１年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和２年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

別表

危機管理監、行政経営部長、企画財務部長、市民部長、税務統括監、福祉保健部長、子ども未来部長、産業部長、まちづくり部長、リニア交通政策監、市立甲府病院事務局長、議会局長、教育部長、上下水道局業務部長、上下水道局工務部長、広域行政事務組合事務局長、甲府・峡東地域ごみ処理施設事務組合事務局長

○甲府市電気自動車等普及助成金交付要綱

令和４年４月１日
環第１号

（目的）

第１　この要綱は、持続可能な脱炭素社会の実現に向け、環境への負荷の少ないクリーンエネルギーの普及を促進するため、電気自動車又は一般家庭用充放電設備（以下「V2H充放電設備」という。）を購入した者に対し、予算の範囲内において助成金を交付し、もって地球温暖化防止に寄与することを目的とする。

（助成対象設備）

第２　助成金の交付対象となる設備（以下「助成対象設備」という。）は、別表第１に掲げるものをいう。

（助成対象者）

第３　助成金の交付対象となる者は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する個人（個人事業主を除く。）とする。

⑴ 市内に住所を有すること。

⑵ 助成対象設備の購入について契約し、費用の負担及び所有（電気自動車にあっては、所有権留保付きローンで購入し、所有権が販売店、ファイナンス会社等である場合を含む。）をしていること。

⑶ 市税を滞納していないこと。

（助成金の額）

第４　助成金の額は、別表第２のとおりとする。

（交付の申請）

第５　助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、電気自動車の新車登録日及びV2H充放電設備設置完了日の翌日から起算して３月以内に、甲府市電気自動車等普及助成金交付申請書（第１号様式）（以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

⑴ 助成対象設備の概要書（第２号様式）

⑵ 領収書(助成対象設備本体以外のものを区分けせずに記載されている場合は、本体価格が記載された内訳明細書を含む。)の写し

⑶ 電気自動車の購入に係る場合は、次に掲げる書類

ア　自動車検査証の写し

イ　所有権留保付きローンにより購入した場合は、その契約に係る書面の写し

⑷ V2H充放電設備の購入に係る場合は、次に掲げる書類

ア　売買契約書の写し

イ　保証書の写し

ウ　機器本体の設置状況と住宅全体が確認できるカラー写真

エ　型式及び製造番号が確認できる写真

オ　住宅用太陽光発電システムを同時に設置した場合は、設置を証する書類

⑸ その他市長が必要と認める書類

２　助成金の申請は、助成対象設備ごとに年度内一人１回限りとする。

３　市長は、申請書が市に到達した順に受け付けるものとし、当該年度の申請書の助成金の総額が予算を超えると認められるときは、申請の受付を中止するものとする。

（交付の決定）

第６　市長は、申請書を受理した場合は、速やかにその内容を審査し、適当と認めたときは、甲府市電気自動車等普及助成金交付決定通知書（第３号様式）により申請者に通知するものとする。

（財産処分の制限等）

第７　助成金の交付を受けた者（以下「助成者」という。）は、助成金の交付を受けて取得した財産（以下「助成設備」という。）を、善良な管理者の注意を持って管理し、その効率的な運用を図らなければならない。

２　市長は、次項に規定する届出事項の遵守状況を確認するため、助成金を交付した後の年度においても、助成者に対し助成設備の自動車検査証等の写しの提出を求めることができる。

３　助成者は、別表第３に掲げる処分制限期間が経過する前に売買し、贈与し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、あらかじめ甲府市電気自動車等普及助成金に係る財産処分届出書(第４号様式)を提出し、市長の承認を受けなければならない。

４　市長は、前項に規定する届出書の提出があった場合は、その内容を精査し、処分を承認したときは、甲府市電気自動車等普及助成金に係る財産処分承認通知書(第５号様式)により、助成者に通知するものとする。

５　市長は、第３項の承認をするときは、助成者に対し、期限を定めて助成金の全部又は一部（法定耐用年数を月数に換算したものから既に使用した月数を減じた期間に相当する助成額（１，０００円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てるものとする。））の返還を命ずるものとする。ただし、天災等による破損等、自己の責めに帰すべき事由以外の事由で当該助成設備を処分する場合は、この限りでない。

６　第３項の承認を受けた助成者は、当該承認に係る処分をしたときは、甲府市電気自動車等普及助成金に係る財産処分報告書(第６号様式)に関係書類を添えて、市長にその旨を報告しなければならない。

（交付決定の取消し）

第８　市長は、助成者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、助成金の交付決定を取り消すことができる。
⑴ 偽りその他不正の手段により助成金の交付決定を受けたとき。
⑵ 助成金の交付決定に付された条件に違反したとき。
⑶ 助成金の交付を受けた後に、第３に規定する要件を欠くことが判明したとき。
⑷ 第７第３項の承認を受けずに財産を処分したとき。
２　市長は、前項の規定により助成金の交付決定を取り消したときは、甲府市電気自動車等普及助成金取消通知書(第７号様式)により助成者に通知するものとする。
（助成金の返還）
第９　市長は、第８第１項の規定により助成金の交付決定を取り消した場合において、既に助成金が交付されているときは、助成者に対し、期限を定めて当該助成金の全部又は一部の返還を命ずることができる。
（情報提供の協力）
第１０　助成者は、本市が行う電気自動車等に関する調査等への協力を求められた場合は、当該調査等への協力に努めるものとする。
（現地調査）
第１１　市長は、本要綱に定める助成事業を適正に執行するため、必要に応じて現地調査を行うものとする。
（補則）
第１２　この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附　則
この要綱は、令和４年４月１日から施行する。
附　則
この要綱は、令和５年４月１日から施行する。

別表第１（第２関係）

設備の種類	設備の要件
電気自動車	(1)国が実施する補助金事業の補助対象となる 4 輪以上の自動車であり、その自動車検査証の燃料の種類欄に電気と記載されているもの (2)新車であること (3)自動車検査証における使用の本拠の位置が市内であること (4)自動車検査証の自家用・事業用欄に自家用と記載されているもの (5)リースでないこと
V2H 充放電設備	(1)電気自動車と住宅との間で相互に電気を供給できる設備のうち、国が実施する補助事業において、補助対象とされている設備であること (2)令和５年４月１日以降に設置されたもの (3)未使用品(新品)であること (4)リースでないこと (5) 市内に、自ら又は生計を一にする者が居住し、又は居住する予定の住宅に設置すること (6) V2H 充放電設備と同時設置する場合の住宅用太陽光発電システム（住宅の屋根等に設置し、太陽光を利用して発電する装置で、発電出力が 1kw 以上 10kw 未満のシステム）は、次の要件のいずれも満たすこと ア　令和５年４月１日以降に設置されたものであること。 イ　V2H 充放電設備の設置完了日の前日から起算して、６月の日までの間に設置されたものであること

別表第２（第４関係）

設備の種類	助成金の額
電気自動車	１０万円
V2H 充放電設備	５万円
	住宅用太陽光発電システムと同時設置　１０万円

別表第３（第７関係）

設備の種類	財産処分の制限期間
電気自動車	普通車　６年 軽自動車　４年
V2H 充放電設備	６年
住宅用太陽光発電システム	１７年

○甲府市と笛吹市との間におけるごみの処理に係る事務委託に関する運営委員会設置要綱

平成5年4月1日
環第1号

(設置)

第1　甲府市(以下「甲」という。)と笛吹市(以下「乙」という。)は「甲府市と笛吹市との間におけるごみの処理に係る事務委託に関する規約」(以下「事務委託に関する規約」という。)第9条の規定によりごみの共同処理運営委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2　委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

(1)　委託事務の管理及び執行についての連絡調整に関すること。

(2)　その他、委託事務に関すること。

(構成)

第3　委員会の委員の構成は、別表のとおりとし、甲府市長が委嘱又は任命する。

(委員長及び副委員長)

第4　委員会に委員長1名、副委員長1名を置き、委員の互選により選出するものとする。

2　委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第5　委員会は、委員長が招集するものとする。

(任期)

第6　委員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げないものとする。

2　委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(庶務)

第7　委員会の庶務は、甲府市環境部環境総室総務課において処理する。

附　則

この要綱は、平成5年4月1日から施行する。

附　則

この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

附　則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附　則

この要綱は、平成17年8月1日から施行する。

附　則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附　則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附　則

この要綱は、令和2年9月1日から施行する。

附　則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表

自治体名	代表区分	定数	備考
甲府市	市議会代表	2名	
	行政代表	3名	
	地元代表	3名	
笛吹市	市議会代表	2名	
	行政代表	2名	
	地元代表	3名	

○甲府市と笛吹市との間におけるごみの処理に係る事務委託に関する協定書

甲府市(以下「甲」という。)と笛吹市(以下「乙」という。)は、甲府市環境センターにおけるごみの処理に係る委託事務の管理及び執行に関し、ごみの処理に係る事務委託に関する規約(平成16年10月12日締結)第12条の規定に基づき、この協定を締結する。

(経費の種類と負担割合)

第1条　規約第5条に規定する負担に関する費用の種類は、次のとおりとする。

(1)建設事業費及び建設関連事業費に係る減価償却費相当額

(2)維持管理費

2　費用の負担割合は、次のとおりとする。

(1)　前項第1号については、平成16年4月1日現在における甲府市と石和町の人口割とし、次に掲げる割合とする。

甲:88%

乙:12%

(2)　前項第2号については、処理量割合とする。

(納付の時期)

第2条　前条に規定する経費の納付時期は、前期(4月～9月)、後期(10月～3月)に分割し、甲の請求にもとづいて翌月末日までに納付するものとする。

(その他)

第3条　この協定書に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度甲、乙協議して定める。

附　則

1.　この協定は、平成16年10月12日から施行する。

2.　甲府市と石和町との間におけるごみの処理に係る事務委託に関する協定書(平成7年3月28日締結)は、廃止する。

この協定書の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、それぞれその1通を所持する。

○甲府市と笛吹市との間におけるごみの処理に係る事務委託に関する協定書の一部を変更する協定書

甲府市（以下「甲」という。）と笛吹市（以下「乙」という。）は、平成１６年１０月１２日付けで締結した「甲府市と笛吹市との間におけるごみの処理に係る事務委託に関する協定書」（以下「原協定書」という。）の一部を変更することについて、ごみの処理に係る事務委託に関する規約（平成１６年１０月１２日締結）第１２条の規定に基づき、次のとおり協定を締結する。

１　原協定書の第１条第１項中に次の１号を加える。
（３）解体事業費及び解体事業に付帯する経費（地方債元利償還金を含む。）
２　第１条第２項第１号中「前項第１号」を「前項第１号及び第３号」に改める。

この協定書の成立を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、それぞれその１通を所持する。

○甲府市と笛吹市との間におけるごみの処理に係る事務委託に関する規約

平成16年9月14日
議決

(委託事務の範囲)

第1条　笛吹市(以下「乙」という。)は、乙の区域(合併前の石和町の区域に限る。)内から搬出されるごみ及び粗大ごみ(以下「ごみ」という。)の処理に係る事務(以下「委託事務」という。)の管理及び執行を甲府市(以下「甲」という。)に委託する。

(管理及び執行の方法)

第2条　委託事務の管理及び執行については、甲の条例及び規則その他の規程(以下「条例等」という。)の定めるところによるものとする。

(収集及び搬入の方法)

第3条　ごみの収集は、乙の責任において行い、甲の指定する場所に搬入するものとする。

(搬入の停止及び制限)

第4条　乙は、甲がごみ処理施設の故障、修理その他やむを得ない事情によりごみの処理が不可能と認めるときは、甲とともにごみ処理施設へのごみの搬入停止又は搬入量の制限を行うものとする。

(経費の負担)

第5条　委託事務の管理及び執行に要する経費は、乙の負担とし、乙は、これを甲に納付するものとする。

2　前項の経費の額及び納付の時期は、甲乙協議して定める。この場合において、甲は、あらかじめ、委託事務の管理及び執行に要する経費の見積りに関する書類(事業計画案その他財政計画の参考となるべき書類を含む。)を乙に送付しなければならない。

(予算の分別)

第6条　甲は、委託事務の管理及び執行に係る収入及び支出については、甲の歳入歳出予算において分別して計上するものとする。

(予算の繰越し)

第7条　甲は、各年度において、その委託事務の管理及び執行に係る予算に残額が生じた場合においては、これを翌年度における委託事務の管理及び執行に要する経費として繰り越して使用するものとする。この場合においては、甲は、繰越金の生じた理由を付記した計算書を当該年度の出納閉鎖後速やかに乙に提出しなければならない。

(決算の場合の措置)

第8条　甲は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第6項の規定により、決算の要領を公表したときは、同時に当該決算の委託事務に関する部分を乙に通知するものとする。

(運営委員会)

第9条　運営委員会は、委託事務の管理及び執行について連絡調整を図るため、甲が必要と認める場合又は乙の申出がある場合に開催する。

(条例等改正の場合の措置)

第10条　委託事務の管理及び執行について適用される甲の条例等の全部又は一部を変更しようとする場合においては、甲は、あらかじめ、乙に通知しなければならない。

第11条　委託事務の管理及び執行について適用される甲の条例等の全部又は一部が改正された場合においては、甲は、直ちに当該条例等を乙に通知しなければならない。

2　前項の規定による通知があったときは、乙は、直ちに当該条例等を公表しなければならない。

(協議)

第12条　この規約に定めるもののほか、委託事務に関し必要な事項は、甲乙協議して定める。

附　則

この規約は、平成16年10月12日から施行する。

附　則

この規約は、令和2年9月1日から施行する。

○甲府市なでしこ工房人材バンク設置及び運営要綱

平成9年4月1日
環第1号

(目的)

第1　この要綱は、市民の技術及び善意を廃棄物の再生利用等に活用することにより、廃棄物の有効利用の促進を図るため、甲府市なでしこ工房人材バンク(以下「人材バンク」という。)を設置し、その運営について必要な事項を定めることを目的とする。

(登録)

第2　市民から廃棄物の再生利用等に係る技術及び善意の提供の申し込みがあったときは、甲府市なでしこ工房人材バンク登録台帳(以下「登録台帳」という。第1号様式)に登録する。

(登録者の資格)

第3　人材バンクに登録できる者は原則として、甲府市内に居住する者とする。

(登録項目)

第4　登録台帳に登録する市民の技術及び善意は、次の事項とする。

(1)　自転車類整備奉仕

(2)　家具類整備奉仕

(3)　その他の整備奉仕

(バンクの利用)

第5　市民のなかで、人材バンクを利用しようとする者は、市長に申し込むものとする。

2　市長は、前項の申し込みがあった場合には当該登録者に速やかに連絡し、その結果を申し込み者に連絡するものとする。

3　前項の規定にかかわらず、市長は申し込み者の人材バンクの活用内容が好ましくないと認めたときは、その申し込みを拒むことができるものとする。

(登録の抹消)

第6　登録は、次の各号に掲げるいずれかに該当するときは、抹消することとする。

(1)　登録者から抹消の申し出があったとき。

(2)　市長が抹消を必要と認めたとき。

(手数料)

第7　技術及び善意の奉仕に伴う手数料及びバンクの利用に伴う手数料は、無料とする。

(補則)

第8　この要綱に定めるもののほか、業務運営に関し必要な事項は、市長がその都度定める。

附　則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

○甲府市生ごみ処理機器購入補助金交付要綱

昭和63年5月1日
環第1号

（目的）

第1　この要綱は、一般家庭から排出される生ごみの自家処理を推進し、もってごみの減量化と堆肥化による資源の有効利用を図るため、生ごみを処理する機器（以下「生ごみ処理機器」という。）を購入し使用する者に対して、予算の範囲内において補助金を交付するについて、甲府市補助金等交付規則（昭和38年11月規則第50号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

（補助対象となる生ごみ処理機器）

第2　補助金の対象となる生ごみ処理機器（中古品を除く）は、次の各号のいずれかに該当する機能を有するもので、市長が認めたものをいう。

(1)　生ごみを微生物により自然に発酵又は分解して、堆肥化又は減容化させる機能を有するもの

(2)　生ごみを電気式により攪拌粉砕又は乾燥し、堆肥化又は減容化させる機能を有するもの

（補助対象者）

第3　補助金の交付を受けることができる者は、次の各号に掲げる要件を備えたものでなければならない。

(1)　市内に住所を有する者。ただし、事業所は除く。

(2)　生ごみ処理機器を常に良好な状態で維持管理できる者

(3)　堆肥化したごみを自家処理できる者

(4)　申請者又は申請者と同一世帯の者が過去3年以内にこの補助を受けていないこと。ただし、第4第1項第1号に定める補助対象基数に満たない場合は、この限りでない。

(5)　市内に所在する店舗で生ごみ処理機器を購入した者

（補助金額等）

第4　補助金の額等は、次の各号に掲げる生ごみ処理機器の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1)　第2第1号に掲げる生ごみ処理機器　購入価格の2,000円までは全額、2,000円を超えた部分はその額の2分の1とし、補助限度額は5,000円とする。また、補助対象基数は1世帯につき2基までとする。

(2)　第2第2号に掲げる生ごみ処理機器購入価格の3分の2とし、補助限度額は50,000円とする。また、補助対象基数は1世帯につき1基とする。

2　前項の規定による補助金の額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

3　第1項に規定する購入価格は、生ごみ処理機器本体購入額で消費税相当額を含み、送料等の金額を含まない額とする。

（補助金の交付申請）

第5　補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、甲府市生ごみ処理機器購入補助金交付申請書（第1号様式）に世帯全員の住民票の写し、領収書、及び機器の仕様書又は説明書の写しを添えて、市長に提出しなければならない。

2　前項の領収書は、生ごみ処理機器の名称、基数、購入店名、購入日、購入者の氏名、購入価格及び消費税等相当額が明記されているものとする。

（補助金の交付決定）

第6　市長は、第5に定める交付申請があったときは、その内容を審査し、速やかに交付の可否及び補助金の額を決定し、甲府市生ごみ処理機器購入補助金交付決定通知書（第2号様式）により、申請者に通知するものとする。ただし、補助金を交付する旨を決定したときは、補助金を交付することによりこれに代えることができるものとする。

（事業報告）

第7　規則第6条に定める決算及び事業報告については、第5に定める領収書の提出によりこれに代えるものとする。

（交付の取消又は補助金の返還）

第8　市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付決定を取消し、又は補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

(1)　虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(2)　生ごみ処理機器を本来の目的以外に使用したとき。

(3)　その他この要綱に定める事項に違反したとき。

（その他）

第9　この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この要綱は、昭和63年5月1日から施行する。

附　則

この要綱は、平成5年4月1日から施行する。

附　則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附　則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附　則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附　則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附　則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附　則

1　この要綱は、平成25年5月1日から施行する。

2　この要綱の施行の日前に購入された生ごみ処理機器に係る補助金の交付については、改正後の第4の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附　則

この要綱は、平成26年10月1日から施行する。

附　則

1　この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

2　この要綱の施行の日前に購入されたごみ処理機器に係る補助金の交付については、改正後の第4の規定にかかわらず、なお従前の例による。

○甲府市生ごみ発酵促進剤EMボカシ交付要綱

平成7年11月1日
環第2号

（目的）

第1　この要綱は、生ごみの自家処理を促進するため、市民に対し生ごみ発酵促進剤EMボカシ（以下「EMボカシ」という。）の交付により、ごみの減量化と資源の有効利用を図ることについて必要な事項を定めることを目的とする。

（発酵促進剤の交付）

第2　市長は、ごみの減量と堆肥化を目的として結成された団体（以下「団体」という。）に加入している世帯その他一般世帯にEMボカシを交付するものとする。

（交付するEMボカシ量）

第3　市長が交付するEMボカシは、1世帯当たり1月につき300グラムとする。

（交付対象者）

第4　交付対象世帯は、次の各号に掲げる要件を備えた世帯でなければならない。

(1)　市内に住所を有している者

(2)　ボカシあえした生ごみを自家処理するための場所、用地等を確保している世帯であること

（団体の登録等）

第5　EMボカシの交付を受けようとする団体又は世帯は､その代表者又は世帯が甲府市生ごみ発酵促進剤EMボカシ交付登録申請書（第1号様式）により市長に申請するものとする。

2　代表者は、申請した内容に変更があった場合は、市長に甲府市生ごみ発酵促進剤EMボカシ交付登録変更申請書（第2号様式）を提出するものとする。

（交付申請）

第6　交付申請は、原則として団体の代表者が、その団体の必要量を甲府市生ごみ発酵促進剤EMボカシ交付申請書（第3号様式）により市長に申請するものとする。

2　代表者は、申請した内容に変更があった場合は、市長に甲府市生ごみ発酵促進剤EMボカシ交付変更申請書（第4号様式）を提出するものとする。

（交付）

第7　市長は、前条の申請があったときは内容を審査し、適当と認めたときはEMボカシを交付するものとする。

（運搬）

第8　交付するEMボカシは、市長が指定する場所において、配布するものとする。ただし、市長が特に認めたときはこの限りでない。

（管理）

第9　EMボカシの交付を受けた世帯は、適切な注意をもって生ごみの自家処理を行わなければならない。

（実績報告等）

第10　EMボカシの交付を受けた団体その他一般世帯は、実績報告書（第5号様式）を年1回提出しなければならない。

附　則

この要綱は、平成7年11月1日から施行する。

附　則

この要綱は、平成19年1月1日から施行する。

附　則

この要綱は、平成26年10月1日から施行する。

○甲府市廃棄物処理施設専門委員会設置要綱

平成３１年４月１日
環第４号

（目的）

第１　この要綱は、市内における廃棄物処理施設の設置に関し、あらかじめ専門的知識を有する者から意見を聴くため、甲府市廃棄物処理施設専門委員会（以下「専門委員会」という。）を設置し、必要な事項を定めることを目的とする。

（専門委員会の意見）

第２　市長は、事業者から提出された廃棄物処理施設の設置に関する計画及び維持管理に関する計画が、周辺地域の生活環境の保全について適正な配慮がなされたものであるかを審査するため、次に掲げる事項に関し、専門委員会の意見を聴くものとする。

（１）大気汚染に関すること。

（２）水質汚濁に関すること。

（３）騒音に関すること。

（４）振動に関すること。

（５）悪臭に関すること。

（６）廃棄物処理に関すること。

（７）その他必要な事項

（意見書の提出）

第３　専門委員会は、第２の事項に関し、市長に意見書を提出するものとする。

（組織）

第４　専門委員会の委員（以下「委員」という。）は、第２に掲げる事項について専門的知識又は経験を有する者のうちから、市長が委嘱する。

２　委員の数は５名以内とし、委員の任期は、２年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

３　委員は、再任することができる。

（会長等）

第５　専門委員会に会長及び副会長各１人を置く。

２　会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。

３　会長は、会務を総括し、専門委員会を代表する。

４　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第６　専門委員会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

（委員でない者の出席）

第７　会長が必要と認めるときは、専門委員会の会議に委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

（庶務）

第８　専門委員会の庶務は、環境部環境対策室ごみ収集課において処理する。

（その他）

第９　この要綱に定めるもののほか、専門委員会の運営に必要な事項は、　会長が専門委員会に諮って定める。

附　則

この要綱は、平成３１年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

○甲府市不用品活用情報センター設置及び運営要綱

昭和55年8月1日
社第7号

(目的)

第1　この要綱は、一般家庭において不用となった物品及び遊休品(以下「不用物品」という。)で再利用できるものについての情報を登録し、これを消費者に紹介して当該品を必要とする者に提供することにより物資の効率的利用と、資源節約意識の向上を図るため、不用品活用情報センター(以下「情報センター」という。)を設置し、消費生活の合理化に寄与することを目的とする。

(設置場所)

第2　情報センターは、甲府市リサイクルプラザ内に置く。

(登録者の資格)

第3　情報センターに登録できる者は原則として、甲府市内に居住する者とする。

(登録方法)

第4　不用物品を譲渡しようとする者(以下「提供者」という。)及び譲り受けようとする者(以下「需要者」という。)は、次の事項を情報センターに申し出るものとする。

(1)　品名、型式、規格、品質等

(2)　購入年月及び使用程度

(3)　住所、氏名、電話番号

(4)　その他の希望条件

(譲渡(受)希望価格)

第5　譲渡希望価格は、原則として無料とする。

(登録手続及び周知方法)

第6　第4の規定により提供者及び需要者から申し出があったときは、所定の台帳に登録し、これを甲府市広報及びその他の適当な方法で市民に周知するものとする。

(登録の有効期間)

第7　登録の有効期間は、登録日より3月間とする。その期間を経過しても当該品の取り引きが成立しないときは、特別な事情のない限り、台帳から抹消するものとする。ただし、申し出により再登録することができる。

(登録の取り消し)

第8　前条の期間内において不用物品を必要としたとき、若しくは使用することができなくなったとき、又は需要者においてその必要がなくなったときは、速やかに登録を取り消す旨を情報センターに連絡するものとする。

(登録品目及び規制)

第9　登録品目は、再利用の価値のある耐久消費財で別表のとおりとする。なお需要者は、自己の消費生活に活用することを目的とする場合に限られ、転売等を目的とした取り引きは、この業務の対象としないものとする。

(取り引きの方法)

第10　提供者及び需要者の条件がおおむね一致すると認めたときは、情報センターは双方に連絡し当事者間の任意な話し合いにより譲り渡しを決定する。

(報告)

第11　前条によるあっせん時から10日以内に話し合いを行い、その結果を需要者が速やかに情報センターに報告するものとする。

(問題等の処理)

第12　現品の引き渡し後において、故障、欠陥、破損その他当事者間に問題が発生したときには、双方で協議して解決するものとし、一切の問題について甲府市はその責を負わないものとする。

(手数料)

第13　あっせん手数料は無料とする。

(業務時間)

第14　情報センターの業務時間は、甲府市リサイクルプラザ休館日を除く毎日午前9時から午後4時までとする。

(補則)

第15　この要綱に定めるもののほか、業務運営について必要な事項は、市長がその都度定めるものとする。

附　則

この要綱は、昭和55年8月1日から施行する。

附　則

この要綱は、昭和63年10月1日から施行する。

附　則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

別表

登録物品分類表

登録物品は、再利用の価値のある耐久消費財で、取引後1年間程度の使用にたえられる物であることを原則として、おお

むね次のとおりとする。

種別	取り扱い物品	取り扱わない物品
(A) 家具類	ベット・応接セット・サイドボード・タンス・食堂セット・げた箱・マット・マットレス・テーブル・椅子・机・棚・カーペット・じゅうたん等	修理、修繕が必要なもの
(B) 子供用品類	ベビーベット・うば車・子供用ベット歩行器・ベビーラック・ベビータンスベビーカー・学習机・子供用自転車・絵本・ランドセル・ひな人形等	子供服・子供用品類のうち小物
(C) 楽器類	オルガン・ピアノ・ギター・ドラム・三味線・琴・フルート等	修理、修繕が必要なもの
(D) 健康・スポーツ自転車等用品類	スキー用具・卓球台・ゴルフセット・テニス用品・健康器具・大人用自転車・バイク・ヘルメット・タイヤ・空手着・柔道着・バーベルセット等	修理、修繕が必要なもの
(E) 家庭用品類	ミシン・カーテン・ポット・アンテナ編み機・太陽熱温水器・かき氷機・風呂釜・郵便受け・ユニットバス等	修理、修繕が必要なもの。日用品、衣類、ふとん類
(F) 家庭電化製品類	電話機・洗濯機・冷蔵庫・乾燥機・アイロン・ガステーブル・湯沸かし器・レンジ台・ジューサー・もちつき器・コーヒーメーカー等	修理、修繕が必要なもの。法定耐用年数経過後のもの
(G) 冷暖房器具類	扇風機・クーラー・エアコン・豆炭・加湿器・こたつ・フアンヒーター・ウインドフアン・ストーブ等	修理、修繕が必要なもの。法定耐用年数経過後のもの
(H) 趣味・玩具教養類	天体望遠鏡・茶道具・カメラ・水槽・タイプライター・百科事典・温室・英会話教材・ファミコン・碁石等	修理、修繕が必要なもの
(I) AV事務機器類	ステレオ・ラジカセ・カラオケセットカラーテレビ・ビデオ用品・パソコンワープロ・コピー機・レジスター等	修理、修繕が必要なもの。法定耐用年数経過後のもの
(J) その他	車椅子・日本人形ケース・サッシ・犬小屋・鳥小屋・旅行用カバン・プレハブ物置・たたみ・貴金属加工品・換気扇・トイレ・洗面台・ボイラー・消毒用噴霧器・漬物桶等	生鮮食品・生きもの等

○甲府市ふれあい収集事業実施要綱

平成19年3月1日
環第1号

(目的)

第1 この要綱は、ごみ集積所にごみを排出することが困難な高齢者や障害者などの世帯を対象に、玄関先からごみを収集することにより、日常生活の負担を軽減し、在宅生活を支援することを図る甲府市ふれあい収集事業(以下「ふれあい収集」という。)の実施に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(対象世帯)

第2 ふれあい収集を利用することができる世帯は、市内に居住する次の各号のいずれかに該当する世帯であって、当該世帯の世帯員が、自らごみ集積所までごみを排出することが困難で、他の者の協力が得られない世帯とする。

(1) 65歳以上のもののみで構成される世帯

(2) 障害者のみで構成される世帯

(3) 前2号に定めるもののほか、市長が特に必要と認める世帯

(収集するごみ)

第3 ふれあい収集の対象とするごみは、ごみ集積所から収集しているごみであって、次に掲げるものとする。

(1) 燃えるごみ

(2) 燃えないごみ

(3) 資源物

(4) ミックスペーパー

(5) プラスチック製容器包装

(安否確認等)

第4 市長は、ふれあい収集の指定日に、ふれあい収集を利用する世帯(以下「利用世帯」という。)の玄関先にごみが排出されていない場合は、当該世帯の希望によって安否を確認する。この場合において、応答がないときは、当該世帯が指定した緊急連絡先にその旨を知らせるものとする。

(利用の申請)

第5 ふれあい収集を利用しようとする対象世帯の代表者等は、甲府市ふれあい収集事業利用申請書(第1号様式)により、市長に利用の申請をしなければならない。

(利用の決定等)

第6 市長は、第5の規定による申請があったときは、当該申請をした世帯の世帯員の状況、家庭ごみの排出状況等を調査し、ふれあい収集の利用の可否を決定し、その旨を甲府市ふれあい収集事業利用決定通知書(第2号様式)により、当該世帯の代表者に通知するものとする。

2 市長は、ふれあい収集の円滑な推進を図るため、民生委員、自治会長及び当該世帯に属する高齢者又は障害者の介助又は介護を行っている者に、当該世帯の状況を聞くことができる。

(利用の方法)

第7 排出場所は、原則として利用世帯の玄関先とする。

2 収集日は、利用世帯ごとに定める。

(変更の届出)

第8 利用世帯の代表者は、氏名、住所その他当該利用世帯の状況等に変更があったときは、甲府市ふれあい収集事業利用変更等届出書(第3号様式)(以下「変更等届出書」という。)により、その旨を市長に届け出なければならない。

(利用停止の届出)

第9 利用世帯の代表者は、長期不在又はその他の理由により、ふれあい収集の利用を一時停止しようとするときは、変更等届出書によりその旨を市長に届け出なければならない。

2 ふれあい収集の利用を一時停止している利用世帯の代表者は、利用を再開しようとするときは、変更等届出書によりその旨を市長に届け出なければならない。

(利用中止の届出)

第10 利用世帯の代表者は、次の各号のいずれかに該当するときは、変更等届出書により、利用の中止を市長に届け出なければならない。

(1) 第2に定める世帯に該当しなくなったとき。

(2) ふれあい収集の利用の中止を希望するとき。

(利用の決定の取消し)

第11 市長は、利用世帯が次の各号のいずれかに該当するときは、当該利用世帯に係るふれあい収集の利用の決定を取り消すことができる。

(1) この要綱の規定に反してふれあい収集を利用したとき。

(2) 第9の届出が無いまま、長期(2週間)不在の状況になったとき。(市長が認める場合を除く)

(3) その世帯員がごみ収集を行う者に危害を加え、又は危害を加えるおそれがあるとき。

(4) 前3号に定めるもののほか、ふれあい収集を利用させることが著しく困難であると市長が認めたとき。

（その他）
第12　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附　則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附　則

この要綱は、平成28年12月3日から施行する。

○甲府市ボランティア活動用ごみ袋取扱要綱

平成21年7月23日
環第6号

（趣旨）

第１　この要綱は、公共区域においてボランティア清掃を実施する自治会等の各種団体又は個人を支援するため、ボランティア活動用ごみ袋を無料で交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

⑴　公共区域　市内の道路、河川、公園その他公共の用に供せられている場所をいう。

⑵　ボランティア清掃　公共区域を自主的かつ主体的に無償で清掃する活動その他市長が必要と認めた清掃活動をいう。

⑶　ボランティア活動用ごみ袋　公共区域のボランティア清掃の際に排出される一般廃棄物を収納するため、市長が交付するごみ袋をいう。

（交付申請等）

第３　ボランティア活動用ごみ袋の交付を受けようとする者は、甲府市ボランティア活動用ごみ袋交付申請書（第１号様式）及びボランティア活動用ごみ袋使用実績書（第２号様式）を市長に提出しなければならない。ただし、市長が特に必要と認めたときは、この限りでない。

２　市長は、前項に規定する申請書の申請内容を審査し、適当と認めたときは、ボランティア活動用ごみ袋を申請者に交付するものとする。

（遵守義務）

第４　ボランティア活動用ごみ袋の交付を受けた者（以下「使用者」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

⑴　ボランティア活動用ごみ袋を、ボランティア清掃により排出された一般廃棄物の収納以外の用途に使用しないこと。

⑵　ボランティア活動用ごみ袋を、第三者に譲渡しないこと。

（排出及び収集方法）

第５　使用者は、ボランティア活動用ごみ袋を使用するときは、当該ボランティア活動用ごみ袋に自治会名及び燃えるごみ、燃えないごみ又は資源物の別を記載し、所定の収集日及び場所に排出するものとする。

２　前項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認めたときは、個別に収集するものとする。

３　市長は、ボランティア清掃以外に使用され、又は第１項に規定する排出方法によらず排出されたボランティア活動用ごみ袋は収集しないものとする。

（実績報告）

第６　使用者は、ボランティア清掃が終了したときは、終了した日から起算して３０日を経過した日又は当該年度の３月３１日のいずれか早い日までに、第３に規定するボランティア活動用ごみ袋使用実績書により、実績の報告をしなければならない。

２　前項の規定にかかわらず、地区自治会連合会が単位自治会を取りまとめ、代表して申請した場合は、当該年度の３月３１日までに実績の報告をするものとする。

（ボランティア活動用ごみ袋の返還）

第７　使用者は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、ボランティア活動用ごみ袋を市長に返還しなければならない。

⑴　ボランティア活動用ごみ袋が不要となったとき。

⑵　第４に規定する遵守義務に違反したとき。

⑶　偽りその他不正な手段によりボランティア活動用ごみ袋の交付を受けたとき。

（その他）

第８　この要綱に定めるもののほか、ボランティア活動用ごみ袋に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この要綱は、平成２１年　７月２３日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２６年１０月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２９年１０月１日から施行する。

○甲府市民有地の埋立ごみ取扱要綱

平成３０年４月１日
環　第　１　号

（趣旨）

第１　この要綱は、埋立地（本市が廃棄物の直接埋立を行った農地等の民有地をいう。以下同じ）の所有者が掘り起こしたごみ（以下「埋立ごみ」という。）を、甲府・峡東クリーンセンター（以下「センター」という。）への搬入、及び処理するために必要な事項を定めるものとする。

（確認書類）

第２　第１の規定により受け入れる埋立ごみは、本市が埋め立てたことを立証できる書面等により確認されたものとする。

（受入の申請）

第３　第２に規定する書面等により確認された者は、埋立ごみの受入を申請するときは、受入申請書（第１号様式）を市長に提出しなければならない。

（受入の決定）

第４　市長は、第３に規定する申請書を受理したときは、埋立ごみの受入れの条件等の必要な審査を行い、受入決定通知書（第２号様式）により申請者に通知するものとする。

（受入基準）

第５　第４の承認を受けた者（以下「受入決定者」という。）は、埋立ごみをセンターに搬入しようとするときは、甲府・峡東地域ごみ処理施設事務組合（以下「組合」という。）の定める条例及び規則に従わなければならない。

（埋立ごみの受入れに関する協議）

第６　市長は、受入決定者が埋立ごみをセンターに搬入しようとするときは、事前に組合と埋立ごみの受入基準、搬入量、搬入期間等について協議するものとする。

（埋立ごみの搬入等）

第７　受入決定者は、埋立ごみの適切な分別後にセンターに搬入しなければならない。

２　受入決定者は、埋立ごみの分別後に受入基準を満たしているかどうかの確認を市長に求めなければならない。

３　市長は、前項の埋立ごみが受入基準を満たしていると認めるときは、センターに当該埋立ごみの処理を依頼する。

４　前項の処理に係る経費は、本市が負担する。

（立入調査）

第８　市長は、この要綱の施行に必要な限度において、その職員（センターの職員を含む。）に埋立地に立ち入り、必要な調査をさせることができる。

２　前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

（完了届等）

第９　受入決定者は、埋立ごみをセンターに搬入したときは、速やかに埋立ごみ搬入完了届（第３号様式。以下「完了届」という。）を市長に提出しなければならない。

２　市長は、完了届を受理したときは、速やかに搬入の確認を行うものとする。

（受入の取消し）

第１０　市長は、受入決定者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、埋立ごみの受入の決定を取り消すものとする。

（１）　法に違反したとき。

（２）　この要綱の規定に違反したとき。

（３）　その他市長の指示に従わず、不適正な行為を行ったとき。

（その他）

第１１　この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この要綱は、平成３０年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成３１年４月１日から施行する。

○甲府市有価物回収事業補助金交付要綱

平成３年11月27日
環第１号

（趣旨）

第１　この要綱は、地域の自主的な集団回収である有価物回収事業により、一般廃棄物の継続的な減量化と再資源化を促進するため、甲府市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例（平成５年６月条例第22号）第18条の規定に基づき補助金を交付するについて、甲府市補助金等交付規則（昭和38年11月規則第50号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)　自治会等　市内の自治会及び甲府市集団回収運動報奨金交付要綱（平成１３年４月環第１号）第２各号に規定する団体をいう。

(2)　有価業者　第３に規定する組合の組合員であり、かつ、回収場所（第５第１項の規定により決定された回収場所をいう。以下同じ）から第３に規定する排出物品を回収する事業者をいう。

(3)　現況単価　第４に規定する補助対象物品を、有価業者から買い上げている事業者（以下「問屋」という。）が設定する当該補助対象物品の買上げの際に適用する単価（１キログラム当たりの価格をいう。以下同じ。）の品目ごとの月の平均単価（当該月の１日、１０日及び２０日における問屋の買上単価を合計し、当該問屋の数に３を乗じて得た数で除して得た単価）をいう。

(4)　売却予定単価　第６第１項に規定する単価の見直し月の２か月前の月から起算して４か月前までの期間の現況単価の平均値をいう。

(5)　自治会買上単価　有価業者が自治会等から買い上げる補助対象物品の１キログラム当たりの単価（売却予定単価の３割に相当する単価）をいう。ただし最低単価は、０円とする。

（補助対象者）

第３　補助対象者は、市内全域において、第５に規定する実施方法により、自治会等が回収する第４各号に掲げる物品（以下「排出物品」という。）を速やかに回収し、運搬することができる甲府市資源回収協同組合（以下「組合」という。）とする。

（排出物品及び補助対象物品）

第４　組合は、自治会等が回収場所において回収した次に掲げる物品のうち、第１号から第４号までに掲げる物品（紙パック類を除く。以下「補助対象物品」という。）を有価業者に買い上げさせなければならない。

(1)　紙類（新聞紙、段ボール、雑誌、紙製容器包装、紙パック類）

(2)　金属類（アルミ缶、スチール缶、鉄類、真鍮、銅、自転車）

(3)　びん類（ドリンクびん、酒びん等）

(4)　布類（衣類等）

(5)　ペットボトル

(6)　食品用白色トレイ

(7)　有害再生物（蛍光管、乾電池等）

（事業の実施方法）

第５　組合は、自治会等が排出物品のうちから回収する品目を定め、回収場所、回収時間等を届け出たときは、当該自治会等と協議し、その結果を市長に報告しなければならない。

２　組合は、自治会等が排出物品を適正に分別し回収できるよう、回収場所に当該排出物品を回収する容器等（以下「回収容器等」という。）を設置しなければならない。この場合における回収容器等の設置業務（以下「容器配置業務」という。）は、市の委託業務とする。

３　第１項の規定は、回収容器等の設置時間について適用する。

４　組合は、有価業者を指揮監督し、有価業者の不測の事故等により排出物品の回収業務に支障が生ずるときは、有価業者の業務を調整し、速やかに回収させなければならない。

５　組合は、自治会買上単価、補助対象物品の回収実績量及び自治会買上単価に回収実績量を乗じて得た額を記入させたごみ減量〔有価物回収〕実績票（第１号様式。以下「実績票」という。）を、当該補助対象物品を回収した月の翌月の１０日までに市長に提出しなければならない。

６　組合は、有価業者が補助対象物品を自治会等から買い上げたときは、当該有価業者に、当該補助対象物品の回収実績量に品目ごとに定めた自治会買上単価を乗じて得た額の合計額が記載された実績票を添えさせて、その合計額を補助対象物品の回収後の最初のその自治会等の回収日までに支払わせなければならない。

７　組合は、有価業者が前項の規定による支払をしたときは、自治会等への支払を確認することができる証明書等を提出させなければならない。

８　組合は、第２第３号に規定する問屋が設定する単価を、甲府市有価物回収物品単価表（第２号様式）に、その根拠となる資料を添えて、補助対象物品の売却月の翌月の１０日までに、市長に提出しなければならない。

（売却予定単価及び自治会買上単価の見直し）

第６　市長は、第９第２項各号に規定する期の始期の月に合わせ、売却予定単価及び自治会買上単価の見直しを行うものと

する。この場合において、見直し後の単価は、４月、８月及び１２月の初日から適用するものとする。

２　市長は、前項の規定により見直した単価を、組合及び甲府市自治会連合会に報告するものとする。この場合において、自治会買上単価に変更があったときは、自治会等にその内容を通知する。

（補助対象事業経費）

第７　補助金の対象となる事業経費は、別表に定める項目とし、項目を積算する経費のうち市長が必要と認めた経費（以下「事業経費」という。）とする。

（交付申請）

第８　組合は、補助金の交付を受けようとするときは、甲府市有価物回収事業補助金交付申請書（第３号様式）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1)　有価物回収事業補助金の積算資料

(2)　事業経費の積算資料

(3)　その他市長が必要と認めるもの

２　前項第１号の積算資料における申請額については、事業経費の見込額に自治会等への支払見込額（自治会買上単価に補助対象物品の回収見込量を乗じて得た額をいう。）を加えた額から売却予定額（売却予定単価に補助対象物品の回収見込量を乗じて得た額をいう。）及び容器配置業務に係る委託料の見込額を除して得た額とする。

（交付決定）

第９　市長は、第８の甲府市有価物回収事業補助金交付申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適正であると認めるときは、補助金の交付決定を行い、甲府市有価物回収事業補助金交付決定通知書（第４号様式）により、通知するものとする。

2　前項に規定する交付決定は、次に掲げる３期に区分して決定する。

(1)　第１期　４月から７月まで

(2)　第２期　８月から１１月まで

(3)　第３期　１２月から３月まで

（概算払）

第１０　市長は、第９の交付決定後において、概算払をすることができる。

２　組合は、補助金の概算払を受けようとするときは、甲府市有価物回収事業補助金概算払請求書（第５号様式）を、市長に提出しなければならない。

３　組合は、補助金の概算払を受け、有価業者に配分したときは、甲府市有価物回収事業補助金配分報告書（第６号様式）を、市長に提出しなければならない。

（実績報告）

第１１　組合は、甲府市有価物回収事業補助金実績報告書（第７号様式）に、次に掲げる書類を添えて、第９第２項各号に規定する期の終期の月の翌月の１０日までに、市長に提出しなければならない。

(1)　有価物回収事業補助金の収支決算書

(2)　補助対象物品期別実績表書

(3)　補助対象物品月別実績表

(4)　事業経費の実績表

(5)　その他市長が必要と認めるもの

（額の確定）

第１２　市長は、第１１の甲府市有価物回収事業実績報告書を受理した場合は、その内容を審査し、補助金の交付決定の内容に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、甲府市有価物回収事業補助金額確定通知書（第８号様式）により、通知するものとする。

2　補助金の確定額は、事業経費の実績額に自治会等への支払額（自治会買上単価に補助対象物品の回収実績量を乗じて得た額をいう。）を加えた額から現況売却額（補助対象物品ごとの現況単価に、各月の回収実績量をそれぞれ乗じて得た額の合計額をいう。）及び容器配置業務に係る委託料の額を除して得た額とする。

３　組合は、第１０の規定により概算払された補助金の額から前項の規定により確定した補助金の額を減じて得た額があるときは、その額を市長に返還しなければならない。

４　組合は、第１項の規定による通知を受けた場合は、有価業者への補助金の配分額を確定させ、その配分が終了したときは、甲府市有価物回収事業補助金配分報告書を、速やかに市長に提出しなければならない。

（仕入控除税額の報告等）

第１３　組合は、補助対象事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により、この補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が０円の場合を含む。）には、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（第９号様式）を、速やかに市長に提出しなければならない。

２　市長は、前項の規定による報告があったときは、既に交付した補助金のうち消費税等仕入控除税額の全部又は一部に相当する額について、その返還を命ずることができる。

（交付決定の取消し等）

第１４　市長は、組合が次の各号のいずれかに該当するときは、交付の決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

(1)　虚偽の申請、その他の不正な手段により交付を受けたとき。
(2)　補助金を本来の目的以外に使用したとき。
(3)　この要綱に規定する事項に違反したとき。

（端数計算）

第１５　この要綱の規定により、現況単価、売却予定単価及び自治会買上単価を算定する場合において、これらの単価に 1 円未満の端数が生じたときはこれを四捨五入し、現況単価及び売却予定単価の算定の過程に１０銭未満の端数が生じたときはこれを四捨五入するものとする。

（委任）

第１６　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

（施行期日）

1　この要綱は、決定の日から施行し、平成 3 年 4 月 1 日から適用する。

（経過措置）

2　平成 3 年度の補助金については、第 4 第 2 項の規定にかかわらず、年 1 回の交付とする。

附　則

この要綱は、平成 10 年 11 月 1 日から施行する。

附　則

この要綱は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この要綱は、平成 24 年 9 月 1 日から施行する。

附　則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

○甲府市リサイクル活動補助金交付要綱

平成13年9月1日
環第5号

（目的）

第１　この要綱は、ごみの減量化と資源リサイクル及び地域の清潔保持等を推進するため、甲府市リサイクル推進員連絡協議会に対し補助金を交付するについて、甲府市補助金等交付規則（昭和38年11月規則第50号）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

（交付対象団体）

第２　補助金の交付対象団体は、甲府市リサイクル推進員連絡協議会（以下「協議会」という。）とする。

（補助金の額）

第３　交付する補助金の額は、予算の範囲内で市長が定めるものとする。

（交付の申請）

第４　補助金の交付を受けようとする協議会は、甲府市リサイクル活動補助金交付申請書（第１号様式）に、次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

(1)　事業計画書

(2)　予算書

（交付の決定等）

第５　市長は、前条の交付申請があった時は、その内容を審査し、速やかに交付の適否及び補助金の額を決定し、協議会に通知するものとする。ただし、補助金を交付する旨を決定したときは、補助金を交付することによりこれに代えることができるものとする。

（交付の方法）

第６　この補助金は概算払いとする。

（実績報告）

第７　補助金の交付を受けた協議会は、毎事業年度終了後、速やかに甲府市リサイクル活動実績報告書（第２号様式）に次に掲げる書類を添付し、市長に報告しなければならない。

(1)　事業実績書

(2)　決算書

（交付の決定の取消等）

第８　市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当する場合は、交付の決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

(1)　この要綱に規定する事項に違反したとき。

(2)　虚偽の申請、その他の不正な手段により交付を受けたとき。

(3)　補助金を本来の目的以外に使用したとき。

（その他）

第９　この要綱に定めるもののほか、必要と認める事項は、市長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、平成13年 9月 1日から施行する。

（甲府市リサイクル活動報償金交付要綱の廃止）

２　甲府市リサイクル活動報償金交付要綱（平成11年7月環第1号）は、廃止する。

附　則

この要綱は、平成24年9月 1日から施行する。

○甲府市リサイクル推進員運営要綱

平成7年9月1日
環第1号

(目的)

第1　この要綱は、甲府市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関する条例(以下「条例」という。)第10条及び施行規則(以下「規則」という。)第4条で規定する甲府市リサイクル推進員(以下「推進員」という。)の設置に関する運営上必要な事項について定めることを目的とする。

(集積所の新設等)

第2　自治会長は、ごみ集積所の新設、廃止及び変更のある時は、速やかに甲府市環境部に報告するものとする。

(推進員の委嘱)

第3　市長は、自治会長又は自治会長が推薦する者を推進員として委嘱するものとする。

(任務)

第4　推進員は、自治会と密接な連携を図りながら、地域ぐるみの活動として次の事項を行うことを主たる任務とする。

(1)　ごみの減量化、リサイクル化に積極的に取り組む

(2)　ごみ集積所への分別排出の徹底と適正排出方法の指導

(3)　資源分別回収における指導等の推進活動

(4)　地域内の清潔保持

(5)　不法投棄防止策の検討と実践

(6)　地域内のごみ処理状況の把握

(7)　その他条例の目的を達成するための活動

(甲府市リサイクル推進員連絡協議会)

第5　市内のごみ減量化及びリサイクル化の推進を図るため、甲府市リサイクル推進員連絡協議会(以下「協議会」という。)を置く。

2　協議会に地域(東・西・南・北・中央)間の推進員の活動の効果的推進と、推進員相互の連絡調整を図るため、リサイクル推進員の地域代表を構成員とする地域部会を置くものとする。

3　会議等について必要な事項は別に定める。

(助成金)

第6　甲府市リサイクル推進員連絡協議会に予算の範囲内において助成金を交付する。

2　助成金の交付に関する事項は、甲府市補助金等交付規則により交付する。

(庶務)

第7　推進員に係る庶務は、環境部環境対策室ごみ減量課が処理する。

附　則

この要綱は、平成7年9月1日から施行する。

附　則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附　則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附　則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

○甲府市リサイクルプラザ運営懇話会設置要綱

平成10年8月1日
環第2号

（目的）
第1　この懇話会は、行政、利用者及び地元住民等が意見交換する場を設けることにより、情報の収集と相互理解を図り、甲府市リサイクルプラザの適正かつ円滑な利用促進に寄与することを目的とする。
（設置）
第2　甲府市リサイクルプラザの効果的な運営に資するため、甲府市リサイクルプラザ運営懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。
（組織）
第3　懇話会は、委員13名以内をもって組織する。
2　前項の規定による委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
(1)　地元代表
(2)　甲府市行政代表
(3)　笛吹市行政代表
(4)　甲府市利用者代表
(5)　笛吹市利用者代表
(6)　学識経験者
(7)　市議会議員（環境部を所管する常任委員会正副委員長）
（任期）
第4　委員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げないものとする。
2　委員に欠員が生じた時は、第3の規定により速やかに選任するものとし、その委員の任期は、前任者の残任期間とする。
（会長及び副会長）
第5　懇話会に会長及び副会長各1名を置き、委員の互選により定める。
2　会長は、懇話会の会務を統轄する。
3　会長に事故あるときは、副会長がその職務を代理する。
（会議）
第6　懇話会は、必要に応じて会長が招集し、会議の議長は会長があたる。
（報酬）
第7　報酬は、当該年度の予算の範囲内で支給する。
（庶務）
第8　懇話会の庶務は、リサイクルプラザの管理を所掌する担当課において処理する。
（補則）
第9　この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、会長が懇話会に諮って定める。

附　則

この要綱は、平成10年8月1日から施行する。

附　則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附　則

この要綱は、平成17年5月20日から施行する。

附　則

この要綱は、平成29年10月1日から施行する。

地球環境問題庁内連絡会議設置要綱

（設置）
第１　地球環境問題に関して、甲府市としての対策を検討するため、地球環境問題庁内連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置する。
（構成）
第２　連絡会議は、環境部長及び別表に定める室長職等にある者をもって構成する。
２　連絡会議に議長及び副議長を置く。
３　議長は環境部長を、副議長は環境総室長をもって充てる。
（所掌事項）
第３　連絡会議は、次の事項について協議する。
(1) 地球環境問題に関する全庁的な取り組み方針に関すること。
(2) 地球環境問題に関する普及・啓発に関すること。
(3) 省資源・省エネルギー対策に関すること。
(4) 新エネルギーの導入対策に関すること。
(5) その他地球環境問題に係る対策に関して必要な事項。
（会議の運営等）
第４　連絡会議は、必要のある場合は随時開催する。
２　連絡会議は、議長が招集し、会議の議長となる。
３　議長は、必要があると認めるときは、連絡会議に構成員以外の者の出席を求めることができる。
４　議長は、特に必要があると認められるときは、専門的事項を協議させるため、連絡会議にワーキンググループを置くことができる。
５　副議長は、議長を補佐し、議長に事故あるときは、職務を代理する。
（庶務）
第５　連絡会議の庶務は、環境部環境総室において処理する。
（その他）
第６　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、議長が定める。
附　則
この要綱は、平成３年１２月１日から施行する。
附　則
この要綱は、平成８年６月７日から施行する。
附　則
この要綱は、平成９年５月７日から施行する。
附　則
この要綱は、平成１１年７月１日から施行する。
附　則
この要綱は、平成１６年３月１６日から施行する。
附　則
この要綱は、平成１８年４月１日から施行する。
附　則
この要綱は、平成２２年７月２３日から施行する。
附　則
この要綱は、平成２５年５月８日から施行する。
附　則
この要綱は、平成２６年７月１日から施行する。
附　則
この要綱は、平成２８年４月１日から施行する。
附　則
この要綱は、平成３１年４月１日から施行する。
附　則
この要綱は、令和２年４月１日から施行する。
附　則
この要綱は、令和３年４月１日から施行する。
附　則
この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

別　表

環境部長、企画財務総室長、市長室長、危機管理室長、行政経営総室長、市民総室長、福祉保健総室長、子ども未来総室長、環境総室長、産業総室長、まちづくり総室長、会計管理者、病院事務総室長、議会総室長、教育総室長、選挙管理委員会事務局長、監査委員事務局長、農業委員会事務局長、上下水道局業務総室長、消防本部次長、ごみ処理施設事務組合事務局室長

○民間活力による公共施設への太陽光発電導入事業に係る太陽光発電事業者選考審査委員会設置要綱

平成26年7月1日
環第3号

（設置）
第１　民間活力による公共施設への太陽光発電導入事業に係る太陽光発電事業者となりうる優先交渉権者を企画提案方式により選考するにあたり、その手続を厳正かつ公平に行なうため、民間活力による公共施設への太陽光発電導入事業に係る太陽光発電事業者選考審査委員会（以下「選考審査委員会」という。）を設置する。
（所掌事項）
第２　選考審査委員会は、次に掲げる事項について審議する。
（１）　選考審査基準の策定に関する事項
（２）　優先交渉権者の審査及び選考に関する事項
（３）　提案事業者の参加資格審査に関する事項
（４）　前各号に掲げる事項のほか、優先交渉権者の選考に関し必要な事項
（組織）
第３　選考審査委員会は、委員１０人以内で組織する。
２　委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。
（１）　学識経験を有する者
（２）　関係団体の推薦を受けた者
（３）　その他市長が必要と認める者
（任期）
第４　委員の任期は、２年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
（委員長及び副委員長）
第５　選考審査委員会に委員長及び副委員長各１人を置き、委員の互選により定める。
２　委員長は、選考審査委員会を代表し、会務を総理する。
３　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。
（会議）
第６　選考審査委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。
２　選考審査委員会は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
３　選考審査委員会の会議は、非公開とする。
（意見等の聴取）
第７　委員長は、必要があると認めるときは、選考審査委員会の会議に委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。
（守秘義務）
第８　委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
（事務局）
第９　選考審査委員会の事務局は、環境部環境総室環境政策課に置く。
（雑則）
第１０　この要領に定めるもののほか、選考審査委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が選考審査委員会に諮って定める。

附　則
この要領は、平成２６年７月１日から施行する。
附　則
この要領は、令和４年４月１日から施行する。

○甲府市一般廃棄物収集運搬業者に対する許可の取消し等に係る事務処理要領

（趣旨）

第１　この要領は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。）、甲府市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例（平成 5 年 6 月条例第 22 号。以下「条例」という。）及び甲府市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例施行規則（平成 5 年 12 月規則第 51 号。以下「規則」という。）の規定に基づく、一般廃棄物収集運搬業の許可の取消し等の行政処分に係る基準等に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２　この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）許可業者　規則第 17 条に基づき一般廃棄物収集運搬業の許可を取得している者

（２）違反行為　法、条例又は規則に定める事項に違反する行為をいう。

（３）行政処分　違反行為を行った許可業者に対し、法又は規則に基づき期間を定めてその業務の全部若しくは一部の停止を命じ、又はその許可を取り消すことをいう。

（行政処分の基準）

第３　市長は、違反行為をした許可業者に対して行政指導を行うだけでは法の目的を達成することが困難であると認める場合に、行政処分を行うものとする。

（行政処分の種類）

第４　行政処分の種類は、次に掲げるとおりとする。

（１）改善命令は、法第 19 条の 3 に基づき、一般廃棄物処理基準（以下「処理基準」という）に適合しない収集、運搬又は処分を行った許可業者に対し、当該収集、運搬又は処分の方法の変更その他必要な改善を命ずることをいう。

（２）措置命令は、法第 19 条の 4 に基づき、処理基準に適合しない収集、運搬、又は処分が行われた場合において生活環境の保全上支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められるときに、当該収集、運搬又は処分を行った許可業者に対し、その支障の除去又は発生の防止のために必要な措置を命ずることをいう。

（３）業務の停止命令は、法第 7 条の 3 及び規則第 23 条に基づき、許可業者に対し、期間を定めてその業務の全部又は一部の停止を命ずることをいう。

（４）許可の取消しは、法第 7 条の 4 及び規則第 23 条に基づき、許可業者に対し、許可を取り消すことをいう。

（改善命令）

第５　改善命令は、次の各号のいずれかに該当する場合に、期限を定めて行うことができる。

（１）行政指導では、収集、運搬及び処分の方法が改善されないとき。

（２）早急に収集、運搬及び処分の方法の改善を必要とするとき。

（措置命令）

第６　措置命令は、次の各号のいずれかに該当する場合に、期限を定めて行うことができる。

（１）行政指導では、支障の除去等の措置が講じられないとき。

（２）早急に支障の除去等の措置を講ずることが必要なとき。

（業務の停止命令）

第７　業務の停止命令は、別表に掲げる処分欄の業務の停止の区分に該当する場合に行うことができる。

２　市長は、業務の停止を命ずるときは、規則第 23 条第 2 項による。

（業務の停止期間）

第８　業務の停止期間は、別表のとおりとする。

（業務の停止期間の軽減）

第９　次の各号のいずれかに該当する場合は、業務の停止期間を軽減することができる。この場合の軽減日数は、第８の期間の 2 分の 1 を限度とする。

（１）違反行為について、情状酌量の余地があると認められるとき。

（２）違反行為後、自主的に適切な是正措置を講じる等、軽減するに足る理由があると認められるとき。

（業務の停止期間の加重）

第１０　次の各号のいずれかに該当する場合は、業務の停止期間を加重することができる。この場合の加重日数は、第 8 の期間の 2 分の 1 を限度とする。

（１）違反行為の結果、生活環境の保全上重大な支障が生じたとき。

（２）業務の停止命令を受けた日から 5 年以内に再び業務の停止に該当する違反行為をしたとき

（許可の取消し）

第１１　許可の取消しは、別表に掲げる処分欄の許可の取消し区分に該当する場合に行うことができる。

２　市長は、許可の取消しを命ずるときは、規則第 23 条第 2 項による。

（複数違反の場合の取扱い）

第１２　違反が二つ以上ある場合は、最も重い違反行為について処分する。ただし、特に必要と認める場合は、各違反行為の処分を合算したものを限度として、処分する。

（第三者に対する違反行為の実行要求に係る行政処分）

第１３　第７及び第11の規定は、許可業者が第三者に対して違反行為の実行を要求し、若しくは依頼し、又は教唆し、若しくは幇助したときも、これを適用する。

（手続）

第１４　行政処分の手続きは、行政手続法（平成５年法律第88号）、甲府市行政手続条例（平成９年３月条例第５号）に定める手順により行うものとする。

（事業所への連絡等）

第１５　市長は、許可業者に対し、第７及び第11による行政処分を行った場合は、当該許可業者の契約事業所にその旨を通知するものとする。

（検査の実施）

第１６　市長は法及び規則に基づき行政処分を行ったときは、当該行政処分を受けた許可業者が処分を遵守しているか否かを確認するために、検査を行うことができる。

（告発及び情報提供）

第１７　行政処分に従わない者その他特に悪質な者については、違反行為が行われた場所を管轄する警察署長に刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第239条第２項に規定する告発（以下「告発」という。）を行うものとする。

２　前項の規定により告発を行う場合には、告発事実の内容、法の適用並びに告発までの経過及び措置を記載した文書に証拠資料その他必要な書類を添付して提出するものとする。

（経過の記録及び保存）

第１８　ごみ収集課長は、行政処分の対象許可業者ごとに台帳を備え、事務処理の都度整理し、保存するものとする。

（その他）

第１９　この要領に定めるもののほか、許可の取消し等にかかる事務処理について必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要領は、平成２４年７月１日から実施する。

附則

この要領は、平成２９年４月１日から実施する。

附則

この要領は、令和４年４月１日から実施する。

○甲府市家庭用指定ごみ袋及び指定ごみ袋用外袋への広告掲載要領

（趣旨）

第１　この要領は、甲府市広告掲載要綱（平成 19 年 12 月要綱企第７号。以下「要綱」という。）及び甲府市広告掲載基準（以下「基準」という。）の規定に基づき、甲府市家庭用指定ごみ袋（以下「指定ごみ袋」という。）及び指定ごみ袋用外袋（以下「外袋」という。）の広告掲載に関し、必要な事項を定めるものとする。

（広告の規格等）

第２　広告の掲載位置、規格等は以下のとおりとする。

(1)　広告は、指定ごみ袋 1,000,000 枚とその外袋（指定ごみ袋 10 枚入り）100,000 枚を１組とし、その両方に掲載可とするが、指定ごみ袋のみ又は外袋のみの掲載も可とする。但し両方に掲載する場合は、広告は同一の掲載者のものとし、いずれか一方のみに掲載する場合は、もう片方へは他者の広告は掲載しない。

(2)　表示の色は単色で、ごみ袋の文字の色と同一のものとする。

広告掲載の対象	広告掲載位置	広告の規格
①指定ごみ袋 （もえるごみ及び もえないごみ用 45ℓ）	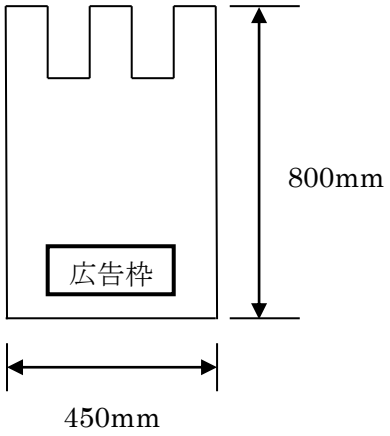	縦 130mm×横 275mm
②外袋 （もえるごみ及び もえないごみ用 45ℓ）	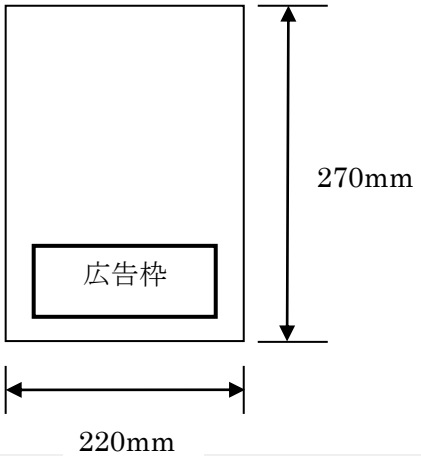	縦 80mm×横 170mm

（広告掲載料）

第３　広告の掲載料は、次の表に定めるとおりとする。

掲載方法	指定ごみ袋 1,000,000 枚と外袋（指定ごみ袋 10 枚入り）100,000 枚を１組とし、その両方に掲載	外袋のみ（100,000 枚）又は 指定ごみ袋のみ（1,000,000 枚）に掲載
掲載料	100,000 円	50,000 円

２　前項の掲載料は、指定ごみ袋の販売を市内全域を対象とした場合に適用し、販売地域を分割する場合は、その割合によって掲載料を定めるものとする。

３　第１項の掲載料の額は、消費税及び地方消費税に相当する額を含むものとする。

（広告の基準）

第４　要綱第３第１項に規定する広告、基準５に規定する業種又は事業者の広告及び指定ごみ袋の販売店の広告は掲載しない。

（広告掲載の募集及び広告掲載の申込方法）

第５　広告掲載希望者の募集は、要綱第５第１項の規定に基づき、広告の規格、広告の掲載場所、選定方法その他必要な事項を明らかにして、ホームページ、広報こうふ等を利用して行う。

２　募集期間が過ぎても広告掲載の希望がない場合は、要綱第５第３項の規定に基づき、団体又は企業に個別に広告掲載を案内することができる。

３　広告掲載を希望する者は、要綱第６に定める広告掲載申込書（第１号様式）に、掲載しようとする広告の原稿案を添えて、募集期間内に環境部環境対策室ごみ減量課に申し込まなければならない。

（広告掲載の審査及び承認）

第６　前項に規定する広告掲載の申込みがあったときは、募集期間満了後、速やかに広告審査委員会で広告掲載の可否を決定し、要綱第７第２項に定める広告掲載決定通知書（第２号様式）又は広告不掲載通知書（第３号様式）を申込者に通知するものとする。

２　審査は、要綱、基準及び甲府市家庭用指定ごみ袋及び指定ごみ袋用外袋への広告掲載要領（以下「要領」という。）に基づいて行うものとする。

３　広告掲載募集枠を上回る応募があった場合は、指定袋とその外袋の両方に掲載を希望するもので別表に定める優先順位が上位の者から選定し、なお広告掲載希望者が募集枠を上回っている場合は、同一優先順位内において抽選により決定するものとする。

４　市長は、広告掲載の承認をした後に、広告の内容、デザイン等が要綱、基準及び要領に規定する基準に抵触し、又はそのおそれがあると認めるときは、広告主に対して広告の内容等の変更を求めることができる。

（広告掲載料の納付）

第７　広告主は、要綱第８の規定に基づき、広告掲載料を指定する期日までに、市が発行する納入通知書により一括して納入しなければならない。

（広告掲載料の還付）

第８　要綱第９の規定に基づき、既納の広告掲載料は返還しない。ただし広告主の責めに帰さない理由により広告が掲載できないときは、その全部又は一部を返還することができる。

２　返還する広告掲載料には、利子を付さない。

（広告掲載の取消）

第９　要綱第１０の各号及び次のいずれかに該当する場合は、広告掲載の承認を取り消すものとする。

(1)　広告主である企業や団体の倒産、解散等の事態が生じたとき。

(2)　広告主が広告掲載の権利を第三者に譲渡し、又は承認したとき。

(3)　広告主が広告に広告主の名称、所在地及び電話番号を掲載しないとき。

(4)　広告主が要領第６第４項の規定による変更の要請に応じないとき。

(5)　広告の原稿が指定期日までに提出されないとき。

（広告主の責務）

第１０　要綱第１１の各項に掲げるもののほか、広告主の責任により広告の掲載が適当でなくなった場合において、既に市が執行し、又は執行予定の経費があるときは、すべて広告主が負担するものとする。

（その他）

第１１　この要領に定めるもののほか、広告の掲載に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この要領は、平成２１年４月１日から施行する。

附　則

この要領は、平成２２年３月１日から施行する。

附　則

この要領は、平成２３年３月１日から施行する。

附　則

この要領は、令和４年４月１日から施行する。

附　則

この要領は、令和４年１１月１日から施行する。

別 表

（優先順位）

1　国、地方公共団体、公社、独立行政法人及びこれらに類するものの広告

2　「公益的法人等への職員の派遣等に関する条例」に規定する公益的法人及び公益社団法人・公益財団法人・特例民法法人の広告

3　私企業のうち次に掲げる公共性を有する企業の広告

甲府市指定金融機関及び甲府市収納代理金融機関、郵政、電気、ガス供給、電信電話、旅客運輸、新聞、放送

4　市内の商店街等の連合会の広告

5　前記１～４に掲げるもの以外の広告

○甲府市災害時し尿くみ取り等助成金交付要領

（目的）

第1　この要領は、災害時におけるし尿の流出に伴う環境の汚染、伝染病の発生などを防ぐため浸水等の被害を受けた者に対して、し尿くみ取り助成金を支給することにより、被災者の負担を軽減することを目的とする。

（助成の対象となる災害）

第2　甲府市水防本部が設置され、本部長が認めた災害とする。

（助成対象者）

第3　助成金の交付を受けることができる者は、次の各号に掲げる要件を備えた者でなければならない。

(1)　市内に住所を有する者。

(2)　その他市長が特に認めた者。

（助成金等）

第4　助成金の額は、予算の定める範囲内で、くみ取りに要した実費とする。 ただし、10,000 円を限度とする。

（申請手続）

第5　助成金の支給を受けようとする者は、甲府市災害時し尿くみ取り等助成金交付申請書に領収書その他の支出を証する書面を添付して、市長に申請するものとする。

（支給決定）

第6　市長は前条の申請があったときは，その内容を審査し、速やかに交付の適否及び助成金の額を決定のうえ、甲府市災害時し尿くみ取り等助成金交付決定通知書により申請者に通知し交付するものとする。

（助成金の返還）

第7　市長は、申請者が次の各号の一に該当するときは、交付決定書を取消し、又は、既に交付した助成金の全部若しくは一部を返還させることができる。

(1)　虚偽の申請その他不正な手段により交付を受けたとき。

(2)　この要領に規定する事項に違反したとき。

（委任）

第8　この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附　則

この要領は、平成3年9月1日から施行する。

○甲府市浄化槽事務処理要領

平成31年4月1日

第１　目的

この要領は、浄化槽法（昭和５８年法律第４３号。以下「法」という。）、建築基準法（昭和２５年法律第２０１号。以下「基準法」という。）及び甲府市浄化槽指導要綱（以下「要綱」という。）の規定による浄化槽の設置届出等の事務処理に関し必要な事項を定めることを目的とする。

第２　法の規定に基づく設置手続（要綱第６条）

１　法第５条第１項の規定により提出する浄化槽設置届出書又は浄化槽変更届出書（以下「届出書」という。）は、環境部環境総室環境保全課（以下「環境保全課」という。）で受理し、１部を本人に控えとして返却するものとする。

２　環境保全課は、受理した届出書１部を甲府市建築主事（以下「建築主事」という。）へ送付するものとする。

第３　基準法の規定に基づき建築主事に確認の申請等をする場合の設置手続（要綱第７条）

１　基準法６条第１項（基準法第８７条第１項の規定において準用する場合を含む。）の規定による確認の申請又は基準法第１８条第２項（基準法第８７条第１項の規定において準用する場合を含む。）の規定による通知を行う場合に提出する浄化槽設置届又は浄化槽変更届（以下「届」という。）の提出については、建築主事に行うものとする。

２　建築主事は、受理した届１部を環境保全課へ送付するものとする。

第４　基準法の規定に基づき指定確認検査機関に確認の申請をする場合の設置手続（要綱第７条）

１　基準法第６条の２第１項の規定による確認の申請を行う場合に提出する届の提出については、指定確認検査機関に行うものとする。

２　指定確認検査機関は、受理した届１部を本人控えとして返却し、１部を環境保全課へ送付する。

第５　法定検査の申込手続（要綱第８条）

要綱第８条に規定する法定検査受検申込書の提出については、３部作成し、環境保全課に提出するものとする。環境保全課は、受理した申込書１部を指定検査機関へ送付するものとする。

第６　使用開始後の報告（要綱第９条）

要綱第９条第１項に規定する浄化槽使用開始報告書、同条第２項に規定する技術管理者変更報告書、同条第３項に規定する浄化槽管理者変更報告書の提出については、２部作成し、環境保全課に提出するものとする。

第７　法の規定に基づく廃止手続

法第１１条の２の規定により提出する浄化槽使用廃止届出書の提出については、環境省関係浄化槽法施行規則様式第１号により２部作成し、環境保全課へ提出するものとする。

第８　設置手続きにおける事務（法及び基準法に基づく事務については省略）

１　要綱に基づく指導

（１）下水道法の認可を受けた事業計画の予定処理区域、及び性能の確認

ア　届出書又は届に区域内か区域外かを明記する。

イ　浄化槽の性能を確認する。

（２）構造基準、設置基準、放流先、地下浸透の指導

（３）浄化槽廃止届出書の提出指導（別紙５）

家屋の建て替え等の場合、浄化槽が廃止される場合があるので浄化槽廃止届出書を同時に提出するよう指導する。

（４）浄化槽使用開始報告書の提出（別紙４）

浄化槽の使用を開始した場合に提出するよう指導する。

（５）自ら浄化槽の保守点検又は清掃を行わない場合の浄化槽保守点検業者又は浄化槽清掃業者への委託の指導。

（６）法定検査の申し込み手続きの指導（別紙３）

次に掲げる事務は、環境保全課が行うものとする。

ア　法定検査受検申込書の確認

イ　法定検査受検申込書の指定検査機関への送付

（７）浄化槽設置事業補助金交付者である場合は、当該事業に基づく指導。

２　建築主事における事務

（１）要綱に基づく指導（１（１）及び（２）に同じ。）

附　則

１　この要領は、平成３１年４月１日から施行する。

2　浄化槽設置者本人が届出書の控えを必要としない場合における第２から第７に規定する届出書又は届については、それぞれの必要部数から１を減じた数を受理することができる。

○甲府市ゼロカーボンシティワーキンググループ設置要領

（目的）

第１　この要領は、地球環境問題庁内連絡会議設置要綱（以下「要綱」という。）第４の第４項に基づき、２０５０年ゼロカーボンシティの実現に向け、地域の特性を生かした総合的な施策や取組方針等を効果的に推進するため、庁内に横断的な組織として「甲府市ゼロカーボンシティ」ワーキンググループ（以下「ワーキンググループ」という。）を設置し、必要な事項について検討を行う。

（構成）

第２　ワーキンググループは、ゼロカーボンシティの実現に必要な重点的な課題に対し、具体的な取組みの実施方針や内容等について関係する部局の課長職等にある者をメンバーとする。

２　ワーキンググループにリーダー及びサブリーダーを置く。

３　リーダーは環境政策課長を、サブリーダーはリーダーが指名する者とする。

４　リーダーは、協議事項に応じてワーキンググループのメンバーを選定する。

（協議事項）

第３　ワーキンググループは、甲府市ゼロカーボンシティの実現にあたり必要な事項を協議する。

（会議の運営等）

第４　ワーキンググループの会議は、必要のある場合は随時開催する。

２　ワーキンググループの会議はリーダーが招集し、これを総括する。

３　リーダーは、必要があると認めるときは、ワーキンググループにメンバー以外の者の出席を求めることができる。

４　サブリーダーは、リーダーを補佐し、リーダーに事故があるときは、その職務を代理する。

（庶務）

第５　ワーキンググループの庶務は、環境部環境総室環境政策課において処理する。

（その他）

第６　この要領に定めるもののほか、必要な事項は、リーダーが定める。

附　則

この要領は、令和５年４月２１日から施行する。

○甲府市廃棄物処理業者等不利益処分要領

（目的）

第１　この要領は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和４５年法律第１３７号。以下「法」という。）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和４６年政令第３００号）及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和４６年厚生省令第３５号）並びに行政手続法（平成５年法律第８８号）、甲府市行政手続条例（平成９年３月条例第５号）及び甲府市行政手続条例施行規則（平成９年３月規則第１２号）並びに甲府市聴聞規則（平成９年３月規則第１３号）に定めるもののほか、産業廃棄物の不適正な処理に係る不利益処分について必要な事項を定めることにより、不利益処分の公正かつ適切な執行を図ることを目的とする。

（定義）

第２　この要領において不利益処分とは、次に掲げるものをいう。

（１）　法第９条の２に規定する改善命令若しくは使用の停止命令

（２）　法第９条の２の２に規定する許可の取消し

（３）　法第１４条の３（法第１４条の６において準用する場合を含む）に規定する事業の全部若しくは一部の停止命令

（４）　法第１４条の３の２（法第１４条の６において準用する場合を含む）に規定する許可の取消し

（５）　法第１５条の２の７に規定する改善命令若しくは使用の停止命令

（６）　法第１５条の３に規定する許可の取消し

（７）　法第１９条の３に規定する改善命令

（８）　法第１９条の５及び同条の６に規定する措置命令

（９）　法第１９条の１０に規定する措置命令

（不利益処分の原則）

第３　不利益処分は、次の原則に従って行うものとする。

（１）　指導前置の原則

不利益処分を行うに当たっては、必要に応じ行政指導等を事前に行うこと。

（２）　比例の原則

不利益処分を行うに当たっては、当該処分を行うに至った事実の生活環境への影響及び当該　事実の悪質性に比例して行うこと。

（３）　公正の原則

不利益処分を行うに当たっては、時期を失することにより当該処分の内容が過重なものとならないよう、迅速かつ厳正に行うこと。

（許可の取消し等）

第４　市長は、第２第３号から第６号に掲げる不利益処分を行う場合は、産業廃棄物収集運搬業者、産業廃棄物処分業者、特別管理産業廃棄物収集運搬業者、特別管理産業廃棄物処分業者（以下「許可業者」という。）又は廃棄物処理施設の設置者（以下「設置者」という。）が行った法若しくは法に基づく処分に違反した行為の内容又は法第７条第５項第４号イからト若しくは法第１４条第５項第２号イからへまでのいずれかに該当するに至った事実（以下「違反行為等」という。）に応じ、別表第１に掲げる区分に従い、不利益処分の内容を決定するものとする。

２　市長は、別表第２に掲げる加重事由に該当する場合は、前項の不利益処分の内容を加重して決定するものとする。

（他都道府県市との調整）

第５　市長は、許可業者又は設置者が他の都道府県知事又は政令市の長から法第８条、第１４条、法第１４条の４又は法第１５条に定める許可を受けているときは、関係する都道府県又は政令市と必要と認められる事項について調整を行うものとする。

（処分結果の通知）

第６　市長は、第２第３号から第６号に規定する不利益処分を行ったときは、被処分者の氏名、住所、処分の内容、処分理由及び根拠となった条文等を、環境省、都道府県及び政令市に通知するものとする。

（公表）

第７　市長は、不利益処分を行ったときは、被処分者の氏名、住所、処分の内容及び処分の理由等を必要に応じて市民に対し公表するものとする。

（不利益処分後の確認）

第８　市長は、不利益処分を行ったときは必要に応じ、事業又は施設の使用が停止又は廃止されていること等を立入検査等により確認するものとする。

附 則

この要領は、平成３１年４月１日から実施する。

別表第１

許可の取消し等の要件（①、②の違反行為は罰条をもって記載）	処分内容
①　第１４条の３の２第１項第５号及び第１５条の３第１項第２号（「情状が特に重いとき」に相当）	
無許可営業（第２５条第１項第１号） 不正手段による営業許可取得（同項第２号） 無許可事業範囲変更（同項第３号） 不正手段による事業範囲変更許可取得（同項第４号） 事業停止命令違反・措置命令違反（同項第５号） 委託基準違反（同項第６号） 名義貸しの禁止違反（同項第７号） 施設無許可設置（同項第８号） 不正手段による施設設置許可取得（同項第９号） 施設無許可変更（同項第１０号） 不正手段による施設変更許可取得（同項第１１号） 無確認輸出（同項第１２号） 受託禁止違反（同項第１３号） 不法投棄（同項第１４号） 不法焼却（同項第１５号） 指定有害廃棄物の処理禁止違反（同項第１６号） 無確認輸出・不法投棄・不法焼却未遂（同条第２項） 委託基準違反、再委託禁止違反（第２６条第１号） 施設改善命令・使用停止命令違反、改善命令違反（同条第２号） 施設無許可譲受け・無許可借受け（同条第３号） 無許可輸入（同条第４号） 輸入許可条件違反（同条第５号） 不法投棄・不法焼却目的収集運搬（同条第６号） 無確認輸出予備（第２７条）	許可取消し
② 第１４条の３第１号及び第１５条の２の７第３号	
土地形質変更の計画変更命令・措置命令違反（第２８条第２号） 虚偽管理票交付（第２９条第８号） 管理票に係る勧告の措置命令違反（同条第１３号）	停止９０日
施設使用前検査受検義務違反（第２９条第２号）	停止６０日

	保管届出義務違反（第２９条第１号（第１２条第３項又は第１２条の２第３項に係る部分に限る。）） 管理票交付義務違反・記載義務違反・虚偽記載（同条第３号） 管理票写し送付義務違反・記載義務違反・虚偽記載（同条第４号） 管理票回付義務違反（同条第５号） 管理票写し送付義務違反・記載義務違反・虚偽記載（同条第６号） 管理票・同写し保存義務違反（同条第７号） 引受禁止違反（同条第９号） 虚偽管理票写し送付・虚偽報告（同条第９号） 電子管理票虚偽登録（同条第１０号） 電子管理票報告義務違反・虚偽報告（同条第１１号） 処理困難通知義務違反・虚偽通知（同条第１４号） 処理困難通知保存義務違反（同条第１５号） 土地形質変更届出義務違反・虚偽届出（同条第１６号） 帳簿備付け義務違反・記載義務違反・虚偽記載・保存義務違反（第３０条第１号） 業廃止・変更届出・施設変更届出・施設相続届出義務違反、虚偽届出（同条第２号） 定期検査拒否・妨害・忌避（同条第３号） 維持管理事項記録義務違反・虚偽記載・備付け義務違反（同条第４号） 処理責任者等設置義務違反（同条第５号） 報告拒否、虚偽報告（同条第６号） 立入検査拒否・妨害・忌避（同条第７号） 技術管理者設置義務違反（同条第８号）	停止３０日
	事故時応急措置命令違反（第２９条第１７号）	応急措置に必要な期間の停止
	その他の違反行為	停止１０日
③ 第１４条の３第２号及び第１４条の３の２第２項並びに第１５条の２の７第１号、第２号及び第１５条の３第２項		改善に必要な期間の停止又は許可取消し（改善が不可能な場合）
④ 第１４条の３第３号及び第１５条の２の７第４号		停止３０日

別表第２

加重事由	生活環境保全上の支障又は支障を生ずるおそれの程度
	許可の取消し又は停止命令を受け、再度違反行為等を行ったこと
	過去に繰り返し行政指導を受けたこと又は法に基づく命令を受けたこと等

○甲府市廃棄物処理施設設置に関する指導要領

（目的）

第１　この要領は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和４５年法律第１３７号。以下「法」という。）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和４６年政令第３００号。以下「政令」という。）廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和４６年省令第３５号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、廃棄物処理施設の設置等に関し、必要な事項を定めることにより、廃棄物の適正処理を推進し、もって生活環境の保全を図ることを目的とする。

（定義）

第２　この要領において使用する用語の意義は、法で使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるとおりとする。

(1)　廃棄物処理施設　次のイからハに掲げる施設をいう。

イ　一般廃棄物処理施設　政令第５条第１項に規定するごみ処理施設をいう。ただし、ハに掲げるもの及び排出事業者が設置するものを除く。

ロ　産業廃棄物処理施設　産業廃棄物の積替え保管を行うための施設及び産業廃棄物の中間処理を行うための施設をいう。ただし、ハに掲げるも及び排出事業者が設置するものを除く。

ハ　縦覧等を要する廃棄物処理施設　政令第５条の２又は第７条の２に規定する施設をいう。

(2)　廃棄物処理施設の設置等　別表１に掲げる行為をいう。

(3)　事業者　廃棄物処理施設の設置等を計画している者をいう。

(4)　設置予定地　廃棄物処理施設の設置等の用に供される全ての筆をいう。ただし、同一筆内でその他の事業を営んでおり、廃棄物処理業を行う区画を明確に区分できる場合には、市長と協議の上、廃棄物処理業を行う区画のみを設置予定地とすることができる。

(5)　隣接市町村　設置予定地の境界と隣接する市町村をいう。

(6)　隣接地　公図上、設置予定地に接している筆をいう。ただし、設置予定地に接している筆のうち、別表２の左欄に該当する部分がある場合には、その部分の隣接地はそれぞれ同表の右欄に定める筆をいう。

(7)　地権者　土地の所有者をいう。ただし、所有者とは別に居住者又は耕作者など当該土地を利用する者が存する場合には、所有者が必要と認める範囲でその者を含む。

(8)　地元自治会等　関係市町村の長が合意形成が必要と認めた組、区、町内会又は自治会等の住民組織をいう。

(9)　水利権者等　関係市町村の長が合意形成が必要と認めた水利組合、漁業組合、その他組織をいう。

(10)　地域住民等　設置予定地及び隣接地の地権者、地元自治会等及び水利権者等をいう。

(11)　事業計画　別表３に掲げるものをいう。

（市の責務）

第３　市は、廃棄物の適正処理を推進し生活環境の保全を図るため、法、政令並びにこの要領に基づき事業者に対し廃棄物処理施設の設置等に関し必要な指導、助言等を行うものとする。

（事業者の責務）

第４　事業者は、廃棄物処理施設の設置等に当たり、生活環境に及ぼす影響に十分配慮するとともに、地域住民等に対し、事業計画について正確かつ十分な情報を誠実に提供するものとする。

２　事業者は、この要領に基づく手続きを誠意を持って行うものとする。

（事業概要書の提出）

第５　事業者は、廃棄物処理施設の設置等を行おうとするときは、あらかじめ、事業概要書（様式第１号）を市長に提出し、その事業計画を説明するものとする。

２　事業概要書には、次に掲げる書類及び図面を添付するものとする。

(1)　事業計画の概要を記載した書類

(2)　設置予定地の位置図並びに設置予定地及び隣接地の公図の写し

(3)　事業場内の配置図

(4)　事業者が法人である場合には、定款又は寄附行為及び登記事項証明書

(5)　当該廃棄物処理施設を設置することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査（以下「生活環境影響調査」という。）の計画書

３　市長は、事業概要書の提出があった場合には、事業者に対し、地元自治会等及び水利権者等の範囲を書面により

指示するとともに、当該書面の写しを隣接市町村の長に送付するものとする。

4　市長は、事業者に対し、地元自治会等及び水利権者等の範囲を指示するに当たり、生活環境保全上の観点から、隣接市町村の長に意見を聴くことができるものとする。

5　市長は、第８の規定による地域住民への説明会において、必要に応じて隣接市町村の長に対し協力を依頼するものとする。

（事業概要書の周知）

第６　市長は、事業概要書の提出があった場合には、速やかに次に掲げる事項を公表するものとする。

(1)　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(2)　連絡先

(3)　設置予定地の所在地

(4)　処理する廃棄物の種類及び処理の方法

(5)　事業開始予定年月日

(6)　営業日及び営業時間

(7)　その他市長が必要と認めるもの

（専門委員会の意見聴取）

第７　市長は、事業者から第２第１号ハに掲げる廃棄物処理施設の設置等に係る事業概要書の提出があった場合には、法第８条の２第３項及び第１５条の２第３項の規定に基づき、甲府市廃棄物処理施設専門委員会設置要綱により設置された専門委員会から意見を聴き、事業者に指導又は助言を行うものとする。

（住民説明会の開催）

第８　事業者は、地域住民等（この条においては、地元自治会等の区域に居住又は活動の拠点がある者を含む。）に対し、事業計画及び生活環境影響調査の計画（以下、「事業計画等」という。）に関する説明会を開催するものとする。

2　市長は、事業者又は地域住民等から要望があった場合には、その職員を説明会に立ち会わせるものとする。

3　事業者は、説明会において、地域住民等から事業計画等に関する要望があった場合には、できる限り事業計画等に反映させるものとする。

4　事業者は、前項の規定に基づき事業計画等を変更する場合にも、第９第１項の規定に基づき生活環境影響調査を行う前に、第１３第３項の市長の確認を受けるものとする。

（生活環境影響調査）

第９　事業者は、第５第１項の規定に基づき事業概要書を提出し、又は第１３第３項の規定に基づき確認を受けた生活環境影響調査の計画書に基づき調査を行うものとする。

2　事業者は、生活環境影響調査の結果を地域住民等へ報告するものとする。

（合意形成）

第１０　事業者は、前条第２項の規定に基づく報告を行った後、地域住民等から、合意書を取得するものとする。

2　事業者は、地元住民から公害防止協定の締結を求められた場合には、誠意をもって応ずるのもとする。

3　市長は、事業者が地域住民等の全ての者から合意書を取得できない場合であっても、その理由が次の各号のいずれかに該当するときは、事業者による合意形成に向けた取り組みの状況を勘案して、事前協議の手続きを進めることができる。

(1)　合意書が取得できない理由が、廃棄物処理施設の設置等により具体的に予見される生活環境保全上の支障に関するものではないとき。

(2)　その他市長がやむを得ない事情があると認めるとき。

（事前協議書の提出）

第１１　事業者は、前条第１項の規定に基づく合意形成の手続きを終了したときは、事前協議書（様式第２号）を市長に提出するものとする。

2　事前協議書には、次に掲げる書類及び図面を添付するものとする。

(1)　生活環境影響調査の結果書

(2)　当該廃棄物処理施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書

(3)　排ガス及び排水の処理系統図

(4)　設置予定地の位置図並びに設置予定地及び隣接地の公図の写し、土地の登記事項証明書（設置予定地の所有権がない場合は、当該土地の使用権原を証する書類）

(5)　最終処分場にあっては、周囲の地形、地質及び地下水の状況を明らかにする書類及び図面

(6)　処理工程図

(7)　当該廃棄物処理施設の付近の見取図
(8)　住民説明会の実施状況報告書
(9)　合意書（議決書、総会議事録を含む。）の写し及び合意形成に関する経過説明書
(10)　公害防止協定書等その他市長が必要と認める書類
（隣接市町村の長の意見聴取）
第１２　市長は、事前協議書の提出があった場合には、当該事前協議書の副本並びに添付された書類及び図面を隣接市町村の長に送付し、生活環境保全上等の見地から意見を求めるものとする。
（事前協議完了前の変更）
第１３　事業者は、事業概要書の提出から第１５に規定する事前協議の完了までの間に、事業計画等を変更する場合には、事前協議変更届出書（様式第３号）を市長に提出するものとする。
２　事前協議変更届出書には、変更する内容を確認できる書類及び図面を添付するものとする。
３　市長は、事前協議変更届出書の提出があった場合には、その内容を確認し、当該事前協議変更届出書の副本並びに添付された書類及び図面を隣接市町村の長に送付するものとする。
４　第５第３項及び第４項並びに第６から前条までの規定を準用する。ただし、変更する内容及び当該変更前の手続きの状況に応じ市長が適当と認めるときは、第５第３項及び第４項並びに第６から前条までの規定による手続きの全部又は一部を省略することができる。
（事前協議手続きの進捗状況の報告及び手続きの取り下げ）
第１４　事業者は、事業概要書の提出から一年以上の日数を経過しても事前協議書を提出できない場合には、毎年度５月３１日までに、事前協議経過報告書（様式第４号）を市長に提出するものとする。
２　市長は、事前協議経過報告書の提出があった場合には、当該事前協議経過報告書の副本を隣接市町村の長に送付するものとする。
３　市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、事業者に対し、事前協議の取り下げを求めることができる。
(1)　事業者が、第１項に規定する報告をしなかったとき。
(2)　事前協議経過報告書の内容から、事前協議の完了に向けた取り組みが行われていないと認めたとき。
（事前協議の完了）
第１５　市長は、事前協議書の内容を審査し、その結果を事業者及び隣接市町村の長に通知するものとする。
（事前協議手続きの省略）
第１６　事業者は、別表４に掲げる廃棄物処理施設の設置等を行う場合において市長の承認を受けたときは、第５から前条までに規定する手続きを省略することができる。
２　事業者は、事前協議手続きを省略することの承認を受けようとするときは、事前協議省略申請書（様式第５号）を市長に提出するものとする。
３　事前協議省略申請書には、第５第２項(1)から(4)までの書類及び図面を添付するものとする。
４　事業者は、別表４の第４号、第５号又は第１０号に掲げる行為（以下「譲受等」という。）以外の行為について第２項に規定する申請書を提出する場合には、あらかじめ生活環境影響調査を実施し、その結果を添付するものとする。
５　市長は、第２項に規定する申請書の提出があった場合には、事前協議手続きの省略の可否を審査し、その結果を事業者及び隣接市町村の長に通知するものとする。
６　事業者は、譲受等に係る事前協議手続きを省略することの承認を受けたときは、次項で準用する第５第３項の規定で指示された地元自治会等及び水利権者等に譲受等を行うことの周知を図るものとする。
７　第５第３項及び第４項の規定は、譲受等に係る事前協議省略申請書の提出について準用する。
（適用除外）
第１７　市長は、次のいずれかに該当する場合には、この要領を適用しないものとする。
(1)　国、地方公共団体又はこれらの者が出資して設立した法人が廃棄物処理施設の設置等を行う場合
(2)　山梨県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画の実施に関しポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正処理のために廃棄物処理施設の設置等を行う場合
(3)　省令第１０条の３第２号の規定による指定を受けようとする者が、産業廃棄物が排出された現場において当該廃棄物を再生処理するために廃棄物処理施設の設置等を行う場合
(4)　法第１５条の４の３に規定する広域認定を受けて廃棄物処理施設の設置等を行う場合
（書類の提出）
第１８　この要領により、事業者が市長に提出する書類は、正本１通及び副本１通（第５第１項の規定する事業概要

書及び第１６第１項に規定する事前協議省略申請書については、正本１通）とし、隣接市町村がある場合は、当該隣接市町村の数に１を加えた部数とする。

（その他）

第１９　この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

附　則

この要領は、平成３１年４月１日から施行する。

別表１（第２第２号）

廃棄物処理施設の設置等の対象となる行為

１　法第８条第１項に規定する一般廃棄物処理施設の設置の許可に係る申請（同一の位置で同一の施設（縦覧等を要する廃棄物処理施設を除く。）に入れ替えるものを除く。）
２　法第９条第１項に規定する一般廃棄物処理施設の変更の許可に係る申請
３　法第９条第３項に規定する一般廃棄物処理施設の軽微変更等のうち、次のいずれかに該当するもの
(1)　処理する一般廃棄物の種類を追加するもの
(2)　施設の能力を増大するもの
(3)　廃棄物の搬入及び搬出の時間（変更前の範囲内で時間を短縮する場合を除く。）及び方法に関する事項を変更するもの
４　法第９条の５第１項に規定する一般廃棄物処理施設の譲り受け又は借り受けの許可に係る申請
５　法第９条の６第１項に規定する一般廃棄物処理施設の合併及び分割の許可に係る申請
６　法第１４条第１項に規定する産業廃棄物収集運搬業又は第１４条の４第１項に規定する特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可に係る申請（積替え保管施設を新たに設置するものに限る。）
７　法第１４条第６項に規定する産業廃棄物処分業又は第１４条の４第６項に規定する特別管理産業廃棄物処分業の許可に係る申請（新たに許可を受けるものに限る。）
８　法第１４条の２第１項に規定する産業廃棄物処理業の変更の許可又は第１４条の５第１項に規定する特別管理産業廃棄物処理業の変更の許可に係る申請（収集運搬業者が産業廃棄物の種類を追加する内容の変更の許可であって、その産業廃棄物の積替え保管を行わないものを除く。）
９　法第１４条の２第３項に規定する産業廃棄物処理業の変更又は第１４条の５第３項に規定する特別管理産業廃棄物処理業の変更のうち、次のいずれかに該当するもの（保管施設を有しないものを除く。）
(1)　事業場の所在地を変更するもの（事業場の面積を増加しないものを除く。）
(2)　施設（同一の位置で同一の施設（縦覧等を要する廃棄物処理施設を除く。）に入れ替えるもの又は運搬容器その他これに類するものを除く。）並びにその設置場所及び構造又は規模を変更するもの
(3)　保管する産業廃棄物の種類を追加するもの
１０　法第１５条第１項に規定する産業廃棄物処理施設の設置の許可に係る申請（同一の位置で同一の施設（縦覧等を要する廃棄物処理施設を除く。）に入れ替えるものを除く。）
１１　法第１５条の２の６第１項に規定する産業廃棄物処理施設の変更の許可に係る申請
１２　法第１５条の２の６第３項に規定する産業廃棄物処理施設の軽微変更等のうち、次のいずれかに該当するもの
(1)　処理する産業廃棄物の種類を追加するもの
(2)　施設の能力が増大するもの
(3)　廃棄物の搬入及び搬出の時間（変更前の範囲内で時間を短縮する場合を除く。）及び方法に関する事項を変更するもの
１３　法第１５条の４において準用する法第９条の５第１項に規定する産業廃棄物処理施設の譲り受け又は借り受け、法第９条の６第１項に規定する産業廃棄物処理施設の合併及び分割の認可に係る申請
１４　規則第９条第１項第２号（保管施設を数しないものを除く。）又は第１０条の３第２号に規定する再生利用業の指定を受けるもの

別表２（第２第６号）

隣接地

１　設置予定地に隣して４ｍ未満の道路又は水路等（以下「公用隣接地」という。）がある場合	公用隣接地に接する筆（ただし、設置予定地と公用隣接地との境界線からの最短距離が４ｍ未満である場合に限る。）
２　設置予定地に隣する筆（以下「関係人隣接地」という。）の地権者が、事業者（事業者が法人の場合にあっては、役員、発行済株式総数の５％以上の株式を有する株主、出資の額の５％以上の額に相当する出資をしている者及び令第６条の１０で定める使用人を含む。）又は設置予定地の地権者である場合	関係人隣接地及び関係人隣接地に接する筆（設置予定地から関係人隣接地に接する筆（設置予定地を除く。）までの距離が２０ｍ未満である場合に限る。）

別表３（第２第１１号）

事業計画

１　廃棄物処理施設の種類（廃棄物最終処分場、廃棄物焼却施設、破砕施設、脱水施設等）
２　処理する廃棄物の種類
３　設置予定場所・面積
４　廃棄物処理施設の能力（積替え保管施設にあっては、面積及び容量）
５　廃棄物処理施設の設備及び概要
６　排ガスの処理方法（廃棄物の処理に伴い排ガスが発生する場合に限る。）
７　排水の処理方法（廃棄物の処理に伴い排水が発生する場合に限る。）
８　放流水の水質、水量、放流方法及び放流先の概況（廃棄物の処理に伴い排水が発生する場合に限る。）
９　処理後の残さの処理方法
１０　跡地利用方法（廃棄物最終処分場の場合に限る。）
１１　事業開始予定年月日
１２　廃棄物の搬入及び搬出の時間並びに方法に関する事項
１３　営業日及び営業時間

別表４（第１６第１項）

事前協議省略申請の対象となる行為

次の各号に掲げる行為であって、生活環境への負荷が増大しないものに限る。
１　別表１第１号に規定するもの（施設を入れ替える場合に限る。）
２　別表１第２号に規定するもの
３　別表１第３号に規定するもの
４　別表１第４号に規定するもの
５　別表１第５号に規定するもの
６　別表１第９号(2)に規定するもの
７　別表１第１０号に規定するもの（施設を入れ替える場合に限る。）
８　別表１第１１号に規定するもの
９　別表１第１２号に規定するもの
１０　別表１第１３号に規定するもの
１１　その他市長が認めるもの

○甲府市リサイクル推進員連絡協議会要領

（平成7年9月1日）

改正　平成11年7月1日

（目的）

第１　この要領は、甲府市リサイクル推進員運営要綱（以下「要綱」という。）第５に基づき、甲府市リサイクル推進員連絡協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（組織）

第２　この協議会は、甲府市リサイクル推進員の各地区代表者である甲府市自治会連合会の役員、及び甲府市職員で構成する。

（地域部会）

第３　この協議会の中に、地域（東・西・南・北・中央）ごとの部会を設置し、部会長１名を置き、各地域での取組状況・問題点等を協議し、必要に応じてその結果を協議会へ連絡するものとする。

２　前項で定める部会長は、甲府市自治会連合会の副会長の職にある者が、これにあたるものとする。

（活動）

第４　この協議会は、要綱第４の規定に基づき次の活動を行う。

(1)　活動状況の報告と問題点の解決

(2)　地域に応じた啓発方法の検討と実践

(3)　その他要綱第４の任務を達成するための必要な活動

（役員）

第５　この協議会に、次の役員を置く。

(1) 会長　１名　　(2) 副会長　５名　　(3) 幹事　若干名　　(4) 会計　１名　　(5) 監事　２名

２　前項で定める役員の任期は２年とし、再任は妨げない。ただし、補欠による役員の任期は、前任者の残任期間とする。

３　第１項で定める役員で、会長及び副会長については、自治会との連携の強化を図るため、甲府市自治会連合会の会長及び副会長の職にある者、また幹事については、各地区自治会連合会の会長及び甲府市環境部の職員とし、その他の役員については、会長が指名する。

４　会長は、会議を代表し、総理する。

５　副会長は、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

６　会計は、会の会計を行う。

７　監事は、会の会計を監査する。

（会議）

第６　会議は、定例会と臨時会とし、会長が議長となる。

２　定例会は、年１回とし、会長が召集する日とする。また、臨時会は、会長が必要に応じて召集する。

３　会議は委員の過半数の出席で成立し、議事は出席した委員の過半数をもって決議とし、同数の場合は、議長の決するところによる。

（市への報告）

第７　会長は、会議を開催したときは、その会議記録等を甲府市環境部に提出するものとする。

（経費）

第８　この協議会の運営経費は、市からの助成金等をもって充てる。

（会計年度）

第９　この協議会の会計年度は、毎年４月１日に始まり翌年３月３１日に終わる。

附　則

この要領は、平成 7年 9月 1日から施行する。

附　則（平成11年 7月 1日）

この要領は、平成11年 7月 1日から施行する。

○甲府市リサイクルプラザ熱源設備改修工事費の負担に係る協定書

甲府市（以下「甲」という。）と笛吹市（以下「乙」という。）とは、甲府市リサイクルプラザの熱源改修工事の負担について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　本協定は、甲及び乙が、甲府市リサイクルプラザの熱源をごみの焼却熱から都市ガスに切り替える設備工事費の費用負担について定めることを目的とする。

（工事費の負担）

第２条　乙は、甲が平成２８年度に行った熱源の切替え設備工事に要した費用に対し、平成２８年４月１日現在の住民基本台帳における笛吹市石和町の人口割を基準とした次に掲げる割合を乗じた額を甲に支払うものとする。

乙の負担割合：１２％

本協定の証として、本書２通を作成し、甲、乙それぞれ記名押印のうえ、各々１通を保有するものとする。

○甲府市リサイクルプラザの利用に関する協定書

甲府市（以下「甲」という。）と笛吹市（以下「乙」という。）とは、甲府市リサイクルプラザの利用について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　本協定は、甲及び乙が、甲府市リサイクルプラザの利用に関し、必要な事項及び費用負担について定めることを目的とする。

（笛吹市民の利用）

第２条　笛吹市民は、甲府市リサイクルプラザ条例（平成９年３月条例第１５号）に定めるところにより、甲府市リサイクルプラザを甲府市民と同等の条件で利用できるものとする。

（運営費及び修繕費の負担）

第３条　乙は、甲が甲府市リサイクルプラザの指定管理者に支払う指定管理料及び甲が負担する甲府市リサイクルプラザの修繕に係る経費に前年度の当該利用者数の内、笛吹市民の利用者割合を甲に支払うものとする。

（協定書の効力）

第４条　本協定は、平成２９年４月１日から効力を有するものとする。

２　甲及び乙は、本協定を改正し、又は廃止しようとする場合は、当該年度末の５月前までに相手方に申し出るものとする。

（疑義について）

第５条　本協定の規定の解釈について生じた疑義は又は本協定に定めのない事項については、甲、乙協議の上これを定めるものとする。

附　則

１　平成２９年度における第３条の適用については、同条中「笛吹市民」とあるのは、「笛吹市石和町の住民」と読み替えるものとする。

２　甲府市リサイクルプラザの笛吹市民の利用に関する協定書（平成１６年１０月１２日締結）は、廃止する。

附　則

この協定は、令和４年４月１日から施行する。

○山梨県災害廃棄物等の処理に関する相互支援協定

山梨県内の市町村及び一部事務組合（以下「市町村等」という。）並びに山梨県（以下「県」という。）は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和４５年法律第１３７号）第４条の２の規定による災害発生時における一般廃棄物及び災害廃棄物（以下「災害廃棄物等」という。）の処理に関する相互支援について、次のとおり協定を締結する。

（目的）
第１条　本協定は、地震等の災害により、区域内の災害廃棄物等の適正処理が困難となった市町村等に対して、県及びその他の市町村等がその円滑な処理を確保するために行う相互支援について、基本的な事項を定める。

（役割）
第２条　市町村等は、次に掲げる相互支援を行うものとする。
（１）　災害廃棄物等の処理の実施
（２）　災害廃棄物等を一時的に保管する仮置場の提供
（３）　災害廃棄物等の処理に必要な職員の派遣
（４）　その他災害廃棄物等の処理に関し必要な事項
２　県は、円滑な支援体制を確保するため次の措置を講ずるものとする。
（１）　災害による被害状況の調査と支援情報の収集
（２）　市町村等への支援の協力依頼及び調整
３　市町村等及び県で構成する山梨県一般廃棄物処理事業連絡協議会は、前２項の相互支援が円滑に行われるよう支援体制の構築に努めるものとする。

（責務）
第３条　市町村等は、災害廃棄物等の処理の円滑な実施及び良好な相互支援体制を確保するため、次の責務を負う。
（１）　災害発生時は、相互援助の精神を持って、処理機能が確保できる施設を最大限に相互活用するなど、県内における災害廃棄物等の円滑処理に協力する。
（２）　仮置場の提供、又は職員の派遣にかかる協力依頼があったときは、応ずるように努める。

（協力の手順）
第４条　被災市町村等が、本協定に係る支援を要請する場合は、県の環境整備課を窓口として要請するものとする。
２　前項の要請があった場合は、県の環境整備課長は、市町村等に対し、協力依頼を行うものとする。
３　前２項にかかわらず、緊急に支援を行う必要があると認めた市町村等は、自主的に支援を行うことができるものとする。この場合において、支援を行う市町村等は、その旨を県の環境整備課に報告するものとする。
４　第２条第１項第１号に定める相互支援を行う際には、支援を行う市町村等は、施設の地元自治会等に連絡を行うものとする。

（費用負担）
第５条　第２条第１項に規定する相互支援に要した経費は、支援を要請した市町村等が負担するものとし、支払いの方法等については、当事者間での協議の上決定するものとする。

（この協定の締結に係る市町村等の同意の方法）
第６条　この協定の締結に係る市町村等の同意は、別表１及び別表２に掲げる市町村等の同意書に記名押印することにより証するものとする。
２　県は、県及び市町村等が記名押印した協定書及び前項の同意書を編綴して協定書本書として保有し、その写しを作成の上、市町村等に配布するものとする。
３　この協定の成立の時に同意書を提出していない市町村等は、その後同意書を県に提出して、この協定に参加することができる。

（地位の承継）
第７条　この協定を締結した一部事務組合の構成団体である市町村の廃置分合、共同処理する事務の変更等により、当該一部事務組合の地位を承継した者は、この協定に係る当該一部事務組合の地位を承継するものとする。

（協議）
第８条　この協定の実施に関し必要な事項又は定めのない事項については、県及び市町村等がその都度協議して定めるものとする。

令和５年３月２７日

別表（略）

○甲府市ごみ集積所設置等に関する基準

（目的）

この設置基準は、甲府市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例（平成５年６月条例第２２号。以下「条例」という。）第２０条第２項に定める「所定の場所」及び第２５条に定める「一般廃棄物の保管施設」をごみ集積所と位置付け、家庭から排出される廃棄物を安全かつ円滑に収集し、及び市民が排出する際の利便性等を確保するため、ごみ集積所の新設、変更及び廃止（以下「設置等」という。）に関する必要事項を定め、良好な生活環境の保全に寄与することを目的とする。

1　設置等にあたっての基本的事項

（1）設置等にあたっての基本的事項は次のとおりとする。

ア ごみ集積所の設置等を行う場合は、自治会、共同住宅の管理組織その他の住民組織（以下「自治会等」という。）が設置等の場所を選定するものとする。

イ ごみ集積所の設置等に係る市長との協議は、原則として自治会等の代表者がごみ集積所設置等協議申出書（第１号様式）を設置等開始希望日の１４日前までに環境部環境対策室ごみ収集課に提出することにより行うものとする。

ウ 民有地に私有物を設置する場合は、土地所有者等の同意書を提出すること。この場合において、使用者を限定する場合にあっては、その使用者名を記載した書類を市に提出すること。

エ 市長はイ及びウの協議結果について、現地確認後、速やかに申請者へ回答するものとする。

（2）設置基準

ア ごみ集積所は、利用世帯数が概ね２０世帯以上につき１箇所を基準として設置できるものとする。ただし、市長がこの基準によりがたいと認めるときは、この限りではない。

（3）設置場所

ごみ集積所の設置場所は、次に掲げる条件を満たす場所とする。ただし、市長が認めるときは、この限りではない。

ア 歩行者及び車両等の安全な通行が確保できる場所であること。

イ 利用者が安全にごみの排出ができ、収集作業を安全かつ円滑に行うことができる場所であること。

ウ ごみ収集車両の通り抜けが可能な道路又は転回路が確保されていること。

エ ごみ収集車両が横付けできる位置にあること。

オ 原則として、道路交通法による駐停車禁止等の場所でないこと。

・交差点や横断歩道から１０m以上離れている場所であること。

・バス停から１０m以上離れている場所であること。

・急勾配・カーブを避けた位置であること。

カ ごみ収集車両の退出や収集作業の支障となるような駐車車両や障害物が放置されていないこと。

キ 消火栓又は防火貯水池等の消防施設の使用の妨げにならない場所であること。

ク ごみ収集車が横付けできる場所等に埋設物がないこと。

ケ 美観の損失、ごみによる臭気、ごみの散乱等の問題が起こらないよう十分配慮された場所であること。

コ 当該土地、隣接する土地及び家屋の所有者その他の関係者と事前に協議し、了解を得た場所であること。当該土地が私有地のときは、当該土地をごみ集積所として利用できる旨の書類を提出すること。

（4）ごみ集積所の維持管理

ごみ集積所の責任者は、次の点に留意し、ごみ集積所を管理すること。

ア ごみ集積所及びその周辺を清潔に保つこと。

イ 排出物の曜日や時間、内容等、決められた排出マナーを守ること。

ウ 防御ネット等を使用する場合は、通行等の支障とならないよう管理すること。

（5）改善要求等

市長は、ごみ集積所の維持管理が適正になされていないと認めるときは、当該集積所の責任者に対してその改善を求めるものとし、その求めに応じた改善がなされていないと認めるときは、当該集積所の指定を取り消すことができる。

（6）維持管理の費用の負担

ごみ集積所の維持管理に要する費用は、自治会等が負担するものとする。

（7）その他

この基準に定めのない事項については、自治会等の代表者と市長が協議し決定する。

2　開発事業に伴うごみ集積所の設置等基準

（1）甲府市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例施行規則第１０条に定める開発事業を行おうとする者（以下「事業者」という。）は、設計時点から入居に至るまでの間に、条例第２５条の規定による協議を行うものとする。

（2）共同住宅及び２０戸未満の戸建住宅地の設置基準

共同住宅及び２０戸未満の戸建住宅地のごみ集積所は、次に掲げる条件を満たす場所とする。

ア ごみ収集車両が直接横付けでき、安全かつ円滑に収集できる位置であること。

イ 道路と同一平面でかつごみ集積所の長辺が道路に接し、その道路が通り抜けできること。なお、通り抜けできない場合は、安全に方向転換できる場所を確保すること。

ウ ごみ取り出し口の開放幅は２m以上とし、奥行１．２m以上、 面積は２．４㎡以上とする。ただし、甲府市ごみ集積所施設設置事業補助金交付要綱に規定するごみ集積所施設を設置する場合及び、ごみ収納ボックス等を設置する場合はこの限りではない。

エ ごみ集積所に標示板等を設置すること。

（３）２０戸以上の戸建住宅地の設置基準

２０戸以上の戸建住宅地のごみ集積所は、前号アからエまでに掲げる条件に加え、次に掲げる条件を満たす場所とする。

ア 原則として、２０戸以上に１箇所の割合で、道路以外の場所に設置すること。

イ ごみ集積所の維持管理は、事業者又は利用する住宅所有者若しくは住宅居住者で結成した住民組織で行うこと。なお、事業者は、維持管理方法を書面で市に提出し、住民組織にも維持管理方法を明示すること。

ウ ごみ集積所を複数設置する場合は、収集車両の円滑な運行ルートを十分考慮すること。

（４）事業者は、ごみ集積所及びその位置、構造等について近隣住民と協議し同意を得るよう努めるものとする。

（５）事業者は、ごみ集積所の工事完了後速やかに市長に報告し、検査を受けること。

（６）検査終了後、収集開始期日が確定するまで、ごみは自己処理すること。

（７）事業者は、ごみ集積所及びその位置を居住者に明示すること。

（８）その他、この基準に定めのない事項については、市長と別途協議し合意を得て施工すること。

附　則

この基準は、平成２６年７月１日から適用する。

附　則

この基準は、平成２９年４月１日から適用する。

附　則

この基準は、令和４年４月１日から適用する。

○甲府市資源物ステーション設置に関する基準

（目的）

第１　この基準は、家庭からの資源物を排出するための甲府市資源物ステーション（以下「ステーション」という。）の設置に関する必要な事項を定めることを目的とする。

（ステーション設置の申出）

第２　ステーションの設置を希望する自治会長及び連合自治会長（以下「自治会長等」という。）は、ステーションを設置する候補地を選定し、ステーション設置協議申出書（第１号様式）を市長に提出しなければならない。

２　市長は、前項に規定する申出書が提出されたときは、当該自治会長等及び関係機関と協議し、ステーションの設置の可否を決定し、申請者へ回答するものとする。

（ステーション設置基準）

第３　ステーションは、原則として既存の３箇所（城南団地、善光寺団地、荒川自治会内）を除く本市北ブロック及び中央ブロック内に各１箇所設置できるものとする。ただし、市長がこの基準によりがたいと認めるときは、この限りではない。

２　ステーションの設置場所は、新たな用地の経費（取得費、賃借料も含め）が発生しない場所であることとする。

３　ステーションの設置場所は、次の各号に掲げる条件を満たす場所とする。ただし、市長が認めるときは、この限りではない。

⑴　歩行者及び車両等の安全な通行が確保できる場所であること。

⑵　市民が安全に資源物の排出ができ、収集作業を安全かつ円滑に行うことができる場所であり、概ね８０㎡以上の用地であること。

⑶　車両の通り抜けが可能な道路又は転回路が確保されていること。

⑷　道路交通法による駐停車禁止等の場所でないこと。

⑸　交差点や横断歩道から１０m以上離れている場所であること。

⑹　バス停から１０m以上離れている場所であること。

⑺　急勾配・カーブを避けた場所であること。

⑻　消火栓、防火貯水池等の消防施設の使用に妨げとならない場所であること。

⑼　資源物収集車が横付けできる場所に埋設物がないこと。

⑽　搬入車両の騒音、資源物の散乱、美観の損失等の問題が起こらないよう十分配慮された場所であること。

⑾　当該土地、隣接する土地及び家屋の所有者その他の関係者と事前に協議し、設置について同意を得た場所であること。

（ステーションの維持管理及び資源物の回収処分）

第４　ステーションの維持管理及び排出された資源物の回収処分は、市が行うものとする。

（その他）

第５　この基準に定めのない事項については、自治会長等と市長が協議し決定する。

附　則

この基準は、平成２６年１２月１日から施行する。

附　則

この基準は、令和２年１２月１日から施行する。

○甲府市なでしこ工房再生自転車の頒布に関する基準

平成26年12月10日

(目的)

第1　この基準は、法人その他の団体であって市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）が管理運営する甲府市なでしこ工房（以下「工房」という。）により整備再生された自転車の頒布に関する必要な事項を定めることを目的とする。

(再生自転車)

第2　市長は、市営駐輪場管理者等から再生可能な放置自転車を回収し、指定管理者は、工房において分解・整備・再生・頒布するものとする。

(再生自転車の頒布)

第3　再生された自転車は、市主催のイベントや甲府市リサイクルプラザ等において、公正・公平な方法により希望する者に販売し、その売上は全額、指定管理者の収入として計上し、指定管理業務に充てるものとする。

(頒布自転車の価格)

第4　頒布する再生自転車の価格は、指定管理者が決定する。

(自転車の頒布事務)

第5　工房により整備再生された自転車の頒布事務は、指定管理者が行うものとする。

(補則)

第6　この基準に定めるもののほか、工房再生自転車の頒布に関し疑義が生じた場合は、その都度、市長と指定管理者とが協議して定める。

附　則

この基準は、平成27年4月1日から施行する。

附　則

この基準は、平成29年4月1日から施行する。

附　則

この基準は、令和4年4月1日から施行する。

○甲府市廃棄物処理業行政処分適用基準

（目的）

廃棄物処理法では廃棄物処理業者の違法行為に対し、許可の取消し、事業の停止といった不利益処分を規定している。　廃棄物処理業者に係る不利益処分については法定受託事務であることから、国から事務処理基準が示されているが、国の不利益処分の基準は、社会通念上、重い処分となっているため、全国的にも国の基準どおりに行政処分を行っている例はあまりない。

このため本市においても、事業者の違反の程度や改善状況を考慮し、実態に則した行政処分の適用基準を定めることを目的とする。

1　適用範囲

甲府市廃棄物処理業者不利益処分要領の別表１に規定する違反行為に適用することとするが、軽微なものは対象としない。

2　行政指導（勧告等）

（1）違反行為の継続、拡大を防ぐため、直ちに行政指導を開始する。

（2）行政指導にあたっては、原則として違反行為、根拠条文、講ずるべき措置、不利益処分の適用等を明示した書面を交付する。また、改善させるための方策として、改善計画書の提出を求めるなどの措置を講じる。

（3）行政指導後は、改善計画書等に基づき改善されているか否かを継続して監視、指導する。

（4）改善完了後は、再発防止策を含めた改善完了報告書を廃棄物処理業者から提出させる。

3　適用フロー

別紙のとおりとする。

4　判断基準等

次に該当する事案については、行政処分の軽減は行わず要領を適用する。

（1）生活環境に支障が生じ、又は生じるおそれがあると認められる事案

生活環境に支障が生じ、又は生じるおそれがあると認められる場合とは、「人の生活に密接な関係がある環境に何らかの支障が現実に生じ、又は通常人をしてそのおそれがあると思わせるに相当な状態が生ずること。」をいう。

（2）悪質性が強いと認められる事案

事案の悪質性は、別表の判断基準により、３段階に区分する。

（3）不利益処分または本基準に基づく勧告の通知した日から起算して５年以内に、行為者が違反を行った事案（違反行為を行ったと確認された日を再犯確認日とする）

5　行政処分の軽減区分

軽減の目安

（1）区分１は、取り消し相当行為に対する他県の営業停止日数と同程度

（2）区分２は、本市他部で行っている営業停止日数と同程度

例：建設業法･･･虚偽申請、一括下請など　１５日以上

要領（別表第１）		区分１		区分２
取　消	→	業停止３０日以上	→	業停止１５日以上
業停止９０日	→	業停止２３日以上	→	業停止１２日以上
業停止６０日	→	業停止１５日以上	→	業停止　８日以上
業停止３０日	→	業停止　８日以上	→	業停止　４日以上
業停止１０日	→	業停止　３日以上	→	業停止　２日以上

付　則

この改正基準は平成３１年４月１日から適用する。

別　表

悪質性の判断基準

「悪質性がない」　次のケースのいずれにも該当しない場合
「悪質性がある」　次のケースに１項目でも該当する場合
「悪質性が強い」　次のケースに２項目以上該当する場合

ケース

（ア）　繰り返し違反 (※1) 行為を行っている場合
（イ）　違反行為の隠ぺいや偽りがある場合
（ウ）　関係者を騙したり唆したりする行為がある場合
（エ）　行為者の是正の可能性がない場合 (※2)
（オ）　複数の違反（関連するものを除く）がある場合
（カ）　不法投棄量が多いなど、社会通念上看過しがたい場合
（キ）　上記以外で、悪質性があると判断される場合

※1）繰り返し違反とは次のような状況等をいう。
・基準を適用しなかった軽微な違反を、行政指導後も繰り返すもの
・事案確知後の指導中においても、同様の違反を繰り返すもの

※2）行為者に是正の可能性がない場合とは、次のような状況等をいう。
・行為者が法令を理解しない又は理解できない場合
・行為者の事業モデルが破綻しており、再度の違反の可能性が高いと判断される場合

○廃棄物処理業者等に対する不利益処分の公表に関する基準

（趣旨）

第１　この基準は、甲府市廃棄物処理業者等不利益処分要領（以下「要領」という。）第７に基づき不利益処分を公表するに当たっての必要な事項を定めることにより、不利益処分の公正な執行を図る。

（公表の対象とする不利益処分）

第２　公表の対象とする不利益処分は、要領第２の各号に掲げる不利益処分とする。

（公表の方法）

第３　前条に掲げる不利益処分を行ったときは、廃棄物対策課ホームページの「行政処分情報」のコンテンツに直接掲載するとともに、同ページの「行政処分リスト」に追記することとする。

（公表の時期）

第４　不利益処分の公表は、原則として不利益処分の被処分者に当該処分の決定通知又は命令書が到達した日の翌日から概ね一週間以内に行うこととする。

（公表の内容）

第５　不利益処分の公表は、次の各号に掲げる事項について行う。

（１）被処分者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

（２）許可（業種）の区分

（３）産業廃棄物処理業者の場合　許可番号

（４）廃棄物処理施設の場合　許可番号

（５）処分年月日

（６）処分内容

（７）履行期間又は履行期限

（８）処分理由及び根拠法令

（公表の期間）

第６　「行政処分情報」のコンテンツへの直接掲載期間及び「行政処分リスト」の掲載期間は、処分の内容ごとに別表に定める期間とする。

（報道発表の特例）

第７　次に掲げる不利益処分を行ったときは、原則として公表に当たって報道機関への資料提供を行うこととする。

（１）要領第２第８号及び第９号に規定する措置命令

（２）当該不利益処分の理由となる行為について、既に報道がなされている不利益処分

（３）その他、特に必要と認める場合

（マニフェストに係る勧告の公表）

第８　廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和４５年法律第１３７号。以下「法」という。）第１２条の６第２項に規定する勧告に係る公表については、次のとおりとする。

（１）公表に当たって、法第１２条の６第１項の勧告を受けた者（以下「対象者」という。）に対し、あらかじめその旨を通知することとする。

（２）公表の方法については、廃棄物対策課ホームページの「行政処分情報」のコンテンツに直接掲載する方法による。

（３）公表の時期については、原則として対象者に（１）の通知が到達した日の翌日から概ね一週間以内に行うこととする。

（４）公表の内容は、対象者の氏名、住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）及び産業廃棄物処理業者の場合は許可番号、並びに公表の理由及び根拠法令とする。

（５）公表の期間は、対象者が本公表をするに至った勧告に従うまでの間とする。

附　則

この規程は、平成３１年４月１日から施行する。

別表

不利益処分の内容	コンテンツへの 直接掲載期間	リストへの 掲載期間
産業廃棄物処理業の許可の取消し （要領第２第４号）	１年間	５年間
一般廃棄物処理施設の設置許可の取消し （要領第２第２号）		
産業廃棄物処理施設の設置許可の取消し （要領第２第６号）		
一般廃棄物処理施設の改善命令又は使用停止命令 （要領第２第１号）	当該命令で定めた履行期間又は履行期限	当該命令で定めた履行期間又は履行期限
産業廃棄物処理施設の改善命令又は使用停止命令 （要領第２第５号）		
産業廃棄物処理業の事業の停止命令 （要領第２第３号）		
改善命令 （要領第２第７号）		
措置命令 （要領第２第８号、第９号）		
産業廃棄物管理票に係る勧告	当該勧告に係る措置を講ずるまでの期間	当該勧告に係る措置を講ずるまでの期間

○改善命令の発出に関する内規

（目的）

第１　この内規は、甲府市産業廃棄物処理業者等不利益処分要領（以下「要領」という。）に定めるもののほか、改善命令の発出にあたっての必要な事項を定めることにより、改善命令の公正かつ適正な執行を図ることを目的とする。

（対象とする違反等）

第２　この内規は、次の基準又は計画に適合しない場合（以下「違反等」という。）を対象とするが、軽微な違反等は対象としない。

（１）産業廃棄物処理基準

（２）産業廃棄物保管基準

（３）特別管理産業廃棄物処理基準

（４）特別管理産業廃棄物保管基準

（５）一般廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設に係る技術上の基準

（６）一般廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設の許可申請書に記載した設置に関する計画若しくは維持管理に関する計画

（勧告）

第３　次のいずれかに該当する違反等がある場合は、書面による勧告を行うものとする。

（１）再三、廃棄物監視指導（注意）票による改善指導を行っても、長期にわたり改善が認められない場合

（２）再三、廃棄物監視指導（注意）票による改善指導を行っても、違反行為を繰り返し行っている場合

２　勧告を行ったときは、勧告内容の履行の確認のため、適切な時期に立入検査を行うものとする。

（改善命令）

第４　勧告を受けた者が同勧告に従わない場合は、改善命令を行うものとする。

２　改善命令を行ったときは、改善命令内容の履行の確認のため、適切な時期に立入検査を行うものとする。

（告発等）

第５　改善命令を受けた者が同命令に従わない場合は、告発等の必要な措置を講ずるものとする。

（報告の徴収等）

第６　改善命令は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和４５年　法律第１３７号）第１８条第１項に基づく報告の徴収及び同法第１９条第１項に基づく立入検査により、違反行為の事実を確実に把握した上で行うものとする。

附　則

この内規は、平成３１年４月１日から適用する。

令和５年度　環境行政の概要

編集・発行　　甲府市環境部
　　甲府市環境センター

ＴＥＬ　（０５５）２４１－４３１１
ＦＡＸ　（０５５）２４１－６１９０